

第五章 鐵道、軌道及索道

第一款 國有鐵道

●鐵道敷設法 (大正十一年四月十一日)

沿事 昭和二年三月法律第三十七号、八年三月第三十八号、九年三月第一八号、一二年五月第一七号、一二年四月第四〇号、一七年二月第四五号改正
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル鐵道敷設法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鐵道敷設法

- 第一條 帝國ニ必要ナル鐵道ヲ完成スル爲政府ノ敷設スヘキ予定鐵道線路ハ別表ニ掲クル所ニ依ル
- 第二條 政府ハ前條予定鐵道線路ヲ調査敷設セムトスルトキハ經費ノ予算ヲ定メ漸次繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムヘシ
- 第三條 予定鐵道線路ニ該當スルモノト雖一地方ノ交通ヲ目的トスルモノニ在リテハ政府ハ地方鐵道トシテ其ノ敷設ヲ免許スルコトヲ得
- 第四條 予定鐵道線路ヲ變更シ又ハ予定鐵道線路中新ニ工事ニ著手スルモノヲ定ムルトキハ鐵道會議ノ諮詢ヲ經ヘシ
- 第五條 鐵道會議ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則
明治二十五年法律第四号鐵道敷設法、北海道鐵道敷設法、明治二十七年法律第六号乃至第十号、同年法律第十二号乃至第十五号、明治二十九年法律第七十二号乃至第七十七号、明治三十年法律第十一号、同年法律第三十二号、同年法律第三十三号及同年法律第三十五号ハ之ヲ廢止ス
本法施行前鐵道建設費予算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經タル鐵道線路ハ本法ニ依リ敷設スルモノト看做ス
(別表)

- 二十四 山形縣榑岡ヨリ寒河江ニ至ル鐵道
- 二十五 山形縣左沢ヨリ荒砥ニ至ル鐵道
- 二十六 山形縣米沢ヨリ福島縣喜多方ニ至ル鐵道
- 二十七 福島縣福島ヨリ宮城縣丸森ヲ經テ福島縣中村ニ至ル鐵道及丸森ヨリ分岐シテ白石ニ至ル鐵道
- 二十八 福島縣川俣ヨリ浪江ニ至ル鐵道
- 二十九 福島縣柳津ヨリ只見ヲ經テ新潟縣小出ニ至ル鐵道及只見ヨリ分岐シテ古町ニ至ル鐵道
- 三十 福島縣須賀川ヨリ長沼ニ至ル鐵道
- 三十一 福島縣平ヨリ小名浜ニ至ル鐵道
- 三十二 福島縣石川ヨリ植田ニ至ル鐵道
- 三十三 福島縣今市ヨリ高徳ヲ經テ福島縣田島ニ至ル鐵道及高徳ヨリ分岐シテ矢板ニ至ル鐵道
- 三十四 栃木縣日光ヨリ足尾ニ至ル鐵道
- 三十五 栃木縣鹿沼ヨリ栃木ヲ經テ茨城縣古河ニ至ル鐵道
- 三十六 栃木縣茂木ヨリ烏山ヲ經テ茨城縣大子ニ至ル鐵道及栃木縣大桶附近ヨリ分岐シテ黒磯ニ至ル鐵道
- 三十七 栃木縣市塙ヨリ室積寺ニ至ル鐵道
- 三十八 茨城縣水戸ヨリ阿野沢ヲ經テ東野附近ニ至ル鐵道及阿野沢ヨリ分岐シテ栃木縣茂木ニ至ル鐵道
- 三十九 茨城縣水戸ヨリ鉢田ヲ經テ鹿島ニ至ル鐵道
- 四十 茨城縣常陸大宮ヨリ太田ヲ經テ大甕ニ至ル鐵道
- 四十一 茨城縣勝田ヨリ上菅谷ニ至ル鐵道
- 四十二 茨城縣高浜ヨリ玉造ヲ經テ延方ニ至ル鐵道及玉造ヨリ分岐シテ鉢田ニ至ル鐵道
- 四十三 茨城縣土浦ヨリ水海道、境、埼玉縣久喜、鴻巣、坂戸ヲ經テ飯能ニ至ル鐵道及水海道ヨリ分岐シテ佐貫ニ至ル鐵道並境ヨリ分岐シテ古河ニ至ル鐵道

本州ノ部

- 一 青森縣田名部ヨリ大畑ヲ經テ大間ニ至ル鐵道
- 二 青森縣青森ヨリ三瓶、小泊ヲ經テ五所川原ニ至ル鐵道
- 三 青森縣弘前ヨリ田代ニ至ル鐵道
- 四 青森縣三戸ヨリ七戸ヲ經テ千曳ニ至ル鐵道
- 五 青森縣三戸ヨリ秋田縣毛馬内ヲ經テ花輪ニ至ル鐵道
- 六 岩手縣久慈ヨリ小本ヲ經テ富古ニ至ル鐵道
- 七 岩手縣山田ヨリ釜石ヲ經テ大船渡ニ至ル鐵道
- 八 岩手縣小島谷ヨリ葛巻ヲ經テ震野附近ニ至ル鐵道及落合附近ヨリ分岐シテ茂市ニ至ル鐵道
- 八ノ二 岩手縣花巻ヨリ遠野ヲ經テ釜石ニ至ル鐵道
- 九 岩手縣川井ヨリ遠野ヲ經テ高田ニ至ル鐵道
- 十 岩手縣一戸ヨリ荒屋ニ至ル鐵道
- 十一 岩手縣雫石ヨリ川尻ニ至ル鐵道
- 十二 岩手縣一ノ関ヨリ槻木附近ニ至ル鐵道
- 十三 秋田縣鷹ノ巣ヨリ阿仁合ヲ經テ角館ニ至ル鐵道
- 十四 秋田縣生保内ヨリ鳩ノ湯附近ニ至ル鐵道
- 十五 秋田縣本莊ヨリ矢島ヲ經テ院内ニ至ル鐵道
- 十六 秋田縣十文字ヨリ檜山台附近ニ至ル鐵道
- 十七 宮城縣仙沼ヨリ津谷、志津川ヲ經テ前谷地ニ至ル鐵道及津谷ヨリ分岐シテ佐沼ヲ經テ田尻ニ至ル鐵道
- 十八 宮城縣松島ヨリ石巻ヲ經テ女川ニ至ル鐵道
- 十九 宮城縣仙台ヨリ古川ニ至ル鐵道
- 二十 宮城縣仙台ヨリ山形縣山寺ヲ經テ山形ニ至ル鐵道及宮城縣川崎附近ヨリ分岐シテ山形縣神町ニ至ル鐵道
- 二十一 宮城縣長町ヨリ青根附近ニ至ル鐵道
- 二十二 宮城縣白石ヨリ山形縣上山ニ至ル鐵道
- 二十三 山形縣鶴岡ヨリ大島ニ至ル鐵道
- 四十四 茨城縣土浦ヨリ江戸崎ニ至ル鐵道
- 四十五 茨城縣古河ヨリ栃木縣佐野ニ至ル鐵道
- 四十六 千葉縣佐原ヨリ小見川ヲ經テ松岸ニ至ル鐵道及小見川ヨリ分岐シテ八日市場ニ至ル鐵道
- 四十七 千葉縣八幡宿ヨリ大多喜ヲ經テ小湊ニ至ル鐵道
- 四十八 千葉縣木更津ヨリ久留里、大多喜ヲ經テ大原ニ至ル鐵道
- 四十九 千葉縣上総湊ヨリ鴨川ニ至ル鐵道
- 五十 千葉縣船橋ヨリ佐倉ニ至ル鐵道
- 五十ノ二 千葉縣我孫子ヨリ埼玉縣大宮ニ至ル鐵道
- 五十ノ三 埼玉縣與野ヨリ東京府立川ニ至ル鐵道
- 五十ノ四 埼玉縣大宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル鐵道
- 五十一 東京府八王子ヨリ埼玉縣飯能ヲ經テ群馬縣高崎ニ至ル鐵道
- 五十二 東京府大崎ヨリ神奈川縣長津田ヲ經テ松田ニ至ル鐵道
- 五十二ノ二 神奈川縣櫻木町ヨリ北鎌倉ニ至ル鐵道
- 五十三 神奈川縣横須賀ヨリ浦賀ニ至ル鐵道
- 五十四 群馬縣澁川ヨリ中之條ヲ經テ長野原ニ至ル鐵道
- 五十五 新潟縣來迎寺ヨリ小千谷ヲ經テ岩沢ニ至ル鐵道
- 五十五ノ二 新潟縣白山ヨリ新発田ニ至ル鐵道
- 五十六 佐渡縣豊野ヨリ飯山ヲ經テ新潟縣十日町ニ至ル鐵道及飯山ヨリ分岐シテ屋代ニ至ル鐵道
- 五十七 長野縣小海附近ヨリ山梨縣小淵沢ニ至ル鐵道
- 五十八 長野縣松本ヨリ岐阜縣高山ニ至ル鐵道
- 五十九 長野縣辰野ヨリ飯田ヲ經テ靜岡縣浜松ニ至ル鐵道及飯田ヨリ分岐シテ三留野ニ至ル鐵道
- 六十一 靜岡縣熱海ヨリ下田、松崎ヲ經テ大仁ニ至ル鐵道
- 六十二 靜岡縣御殿場ヨリ山梨縣吉田ヲ經テ靜岡縣大宮ニ至ル鐵道及吉田ヨリ分岐シテ大月ニ至ル鐵道

- 四十四 茨城縣土浦ヨリ江戸崎ニ至ル鐵道
- 四十五 茨城縣古河ヨリ栃木縣佐野ニ至ル鐵道
- 四十六 千葉縣佐原ヨリ小見川ヲ經テ松岸ニ至ル鐵道及小見川ヨリ分岐シテ八日市場ニ至ル鐵道
- 四十七 千葉縣八幡宿ヨリ大多喜ヲ經テ小湊ニ至ル鐵道
- 四十八 千葉縣木更津ヨリ久留里、大多喜ヲ經テ大原ニ至ル鐵道
- 四十九 千葉縣上総湊ヨリ鴨川ニ至ル鐵道
- 五十 千葉縣船橋ヨリ佐倉ニ至ル鐵道
- 五十ノ二 千葉縣我孫子ヨリ埼玉縣大宮ニ至ル鐵道
- 五十ノ三 埼玉縣與野ヨリ東京府立川ニ至ル鐵道
- 五十ノ四 埼玉縣大宮ヨリ川越ヲ經テ飯能附近ニ至ル鐵道
- 五十一 東京府八王子ヨリ埼玉縣飯能ヲ經テ群馬縣高崎ニ至ル鐵道
- 五十二 東京府大崎ヨリ神奈川縣長津田ヲ經テ松田ニ至ル鐵道
- 五十二ノ二 神奈川縣櫻木町ヨリ北鎌倉ニ至ル鐵道
- 五十三 神奈川縣横須賀ヨリ浦賀ニ至ル鐵道
- 五十四 群馬縣澁川ヨリ中之條ヲ經テ長野原ニ至ル鐵道
- 五十五 新潟縣來迎寺ヨリ小千谷ヲ經テ岩沢ニ至ル鐵道
- 五十五ノ二 新潟縣白山ヨリ新発田ニ至ル鐵道
- 五十六 佐渡縣豊野ヨリ飯山ヲ經テ新潟縣十日町ニ至ル鐵道及飯山ヨリ分岐シテ屋代ニ至ル鐵道
- 五十七 長野縣小海附近ヨリ山梨縣小淵沢ニ至ル鐵道
- 五十八 長野縣松本ヨリ岐阜縣高山ニ至ル鐵道
- 五十九 長野縣辰野ヨリ飯田ヲ經テ靜岡縣浜松ニ至ル鐵道及飯田ヨリ分岐シテ三留野ニ至ル鐵道
- 六十一 靜岡縣熱海ヨリ下田、松崎ヲ經テ大仁ニ至ル鐵道
- 六十二 靜岡縣御殿場ヨリ山梨縣吉田ヲ經テ靜岡縣大宮ニ至ル鐵道及吉田ヨリ分岐シテ大月ニ至ル鐵道

六十三 靜岡縣掛川ヨリ二俣、愛知縣大野、靜岡縣蒲川、愛知縣武節ヲ經テ岐阜縣大井ニ至ル鐵道及大野附近ヨリ分岐シテ長篠ニ至ル鐵道並蒲川附近ヨリ分岐シテ靜岡縣佐久間附近ニ至ル鐵道

六十三ノ二 靜岡縣二俣ヨリ愛知縣豊橋ニ至ル鐵道

六十四 富山縣猪谷ヨリ岐阜縣船津ニ至ル鐵道

六十五 富山縣八尾ヨリ福光ヲ經テ石川縣金沢附近ニ至ル鐵道

六十六 富山縣氷見ヨリ石川縣羽咋ニ至ル鐵道

六十七 石川縣羽咋ヨリ高浜ヲ經テ三井附近ニ至ル鐵道

六十八 石川縣穴水ヨリ宇出津ヲ經テ飯田ニ至ル鐵道

六十九 愛知縣千種ヨリ伊良湖ヲ經テ武節ニ至ル鐵道

七十 愛知縣豊橋ヨリ伊良湖ヲ經テ武節ニ至ル鐵道

七十ノ二 愛知縣岡崎ヨリ伊良湖ヲ經テ岐阜縣多治見ニ至ル鐵道

七十一 愛知縣武節ヨリ師崎ニ至ル鐵道

七十二 愛知縣名古屋ヨリ岐阜縣太田ニ至ル鐵道

七十三 岐阜縣中津川ヨリ下呂附近ニ至ル鐵道

七十四 岐阜縣大垣ヨリ福井縣大野ヲ經テ石川縣金沢ニ至ル鐵道

七十五 三重縣四日市ヨリ岐阜縣関ヶ原ヲ經テ滋賀縣木ノ本ニ至ル鐵道

七十六 滋賀縣貴生川ヨリ京都府加茂ニ至ル鐵道

七十七 滋賀縣浜大津ヨリ高城ヲ經テ福井縣三宅ニ至ル鐵道及高城ヨリ分岐シテ京都府二條ニ至ル鐵道

七十八 京都府園部ヨリ兵庫縣篠山附近ニ至ル鐵道

七十九 京都府殿田附近ヨリ福井縣小浜ニ至ル鐵道

八十 京都府山田ヨリ兵庫縣出石ヲ經テ豊岡ニ至ル鐵道

八十一 奈良縣櫻井ヨリ榛原、三重縣名張ヲ經テ松阪ニ至ル鐵道及名張ヨリ分岐シテ伊賀上野附近ニ至ル鐵道並榛原ヨリ分岐シテ松山ヲ經テ吉野ニ至ル鐵道

八十二 奈良縣五條ヨリ和歌山縣新宮ニ至ル鐵道

八十三 兵庫縣谷川ヨリ西脇、北條ヲ經テ姫路附近ニ至ル鐵道

八十四 兵庫縣姫路ヨリ岡山縣江見ヲ經テ津山ニ至ル鐵道

八十五 兵庫縣上郡ヨリ佐用ヲ經テ鳥取縣智頭ニ至ル鐵道

八十六 兵庫縣有年ヨリ岡山縣伊部ヲ經テ西大寺附近ニ至ル鐵道及赤穂附近ヨリ分岐シテ那波附近ニ至ル鐵道

八十七 淡路國岩屋ヨリ洲本ヲ經テ福良ニ至ル鐵道

八十八 鳥取縣那家ヨリ若櫻ヲ經テ兵庫縣八鹿附近ニ至ル鐵道

八十九 岡山縣勝山ヨリ鳥取縣倉吉ニ至ル鐵道

九十 岡山縣倉敷ヨリ茶屋町ニ至ル鐵道

九十一 廣島縣福山ヨリ府中、三次、鳥根縣來島ヲ經テ出雲今市ニ至ル鐵道及來島附近ヨリ分岐シテ木次ニ至ル鐵道

九十二 廣島縣吉田附近ヨリ大朝附近ニ至ル鐵道

九十三 廣島縣三原ヨリ竹原ヲ經テ吳ニ至ル鐵道

九十四 廣島縣廣島附近ヨリ加計ヲ經テ鳥根縣浜田附近ニ至ル鐵道

九十五 鳥根縣滝原附近ヨリ大森ヲ經テ石見大田ニ至ル鐵道

九十六 山口縣岩國ヨリ鳥根縣日原ニ至ル鐵道

九十七 山口縣岩國ヨリ玖珂ヲ經テ徳山ニ至ル鐵道

九十八 山口縣徳佐ヨリ大井ニ至ル鐵道

九十九 山口縣小郡ヨリ大田ヲ經テ萩ニ至ル鐵道及大田附近ヨリ分岐シテ福ニ至ル鐵道

四國ノ部

百 香川縣高松ヨリ琴平ニ至ル鐵道

百一 愛媛縣松山附近ヨリ高知縣越知ヲ經テ佐川ニ至ル鐵道

百二 愛媛縣八幡濱ヨリ卯之町、宮野下、宇和島ヲ經テ高知縣中村ニ至ル鐵道及宮野下ヨリ分岐シテ高知縣中村ニ至ル鐵道

百三ノ二 愛媛縣卯之町ヨリ吉田ヲ經テ宇和島ニ至ル鐵道

第四一四号

百四 愛媛縣大洲附近ヨリ近永附近ニ至ル鐵道

百五 高知縣江川崎附近ヨリ窪川ヲ經テ崎山附近ニ至ル鐵道

百五ノ二 高知縣須崎ヨリ窪川ニ至ル鐵道

百六 高知縣川内附近ヨリ高岡ヲ經テ宇佐ニ至ル鐵道

百七 高知縣後免ヨリ安藝、徳島縣日和佐ヲ經テ古庄附近ニ至ル鐵道

百八 高知縣山田ヨリ萩野附近ニ至ル鐵道

九州ノ部

百九 福岡縣博多ヨリ佐賀縣山本ニ至ル鐵道

百十 福岡縣篠栗ヨリ長尾附近ニ至ル鐵道

百十ノ二 福岡縣添田ヨリ大分縣日田附近ニ至ル鐵道

百十一 福岡縣久留米ヨリ熊本縣山鹿ヲ經テ宮原附近ニ至ル鐵道

百十一ノ二 福岡縣羽犬塚ヨリ矢部ニ至ル鐵道

百十二 佐賀縣岸岳ヨリ伊万里ニ至ル鐵道

百十二ノ二 佐賀縣基山ヨリ福岡縣大刀洗ヲ經テ甘木ニ至ル鐵道

百十三 佐賀縣佐賀ヨリ福岡縣矢部川、熊本縣隈府ヲ經テ肥後大津ニ至ル鐵道及隈府ヨリ分岐シテ大分縣森附近ニ至ル鐵道

百十四 佐賀縣肥前山口附近ヨリ鹿島ヲ經テ長崎縣諫早ニ至ル鐵道

百十四ノ二 長崎縣喜々津ヨリ矢上ヲ經テ浦上ニ至ル鐵道

百十五 大分縣中津ヨリ日田ニ至ル鐵道

百十六 大分縣杵築ヨリ富來ヲ經テ宇佐附近ニ至ル鐵道

百十七 大分縣幸崎ヨリ佐賀縣ニ至ル鐵道

百十八 大分縣臼杵ヨリ三重ニ至ル鐵道

百十九 熊本縣高森ヨリ宮崎縣三田井ヲ經テ延岡ニ至ル鐵道

百二十 熊本縣高森ヨリ滝水附近ニ至ル鐵道

百二十一 熊本縣宇土ヨリ浜町ヲ經テ宮崎縣三田井附近ニ至ル鐵道

百二十二 熊本縣湯前ヨリ宮崎縣杉安ニ至ル鐵道

百二十三 宮崎縣小林ヨリ宮崎ニ至ル鐵道

百二十四 鹿兒島縣山野ヨリ熊本縣水俣ニ至ル鐵道

百二十五 鹿兒島縣國分ヨリ宮崎縣都城ニ至ル鐵道

百二十六 鹿兒島縣國分ヨリ高須、志布志、宮崎縣福島ヲ經テ内海附近ニ至ル鐵道及高須ヨリ分岐シテ鹿兒島縣川北附近ニ至ル鐵道

百二十七 鹿兒島縣鹿兒島附近ヨリ指宿、枕崎ヲ經テ加世田ニ至ル鐵道

北海道ノ部

百二十八 渡島國函館ヨリ戸井ニ至ル鐵道

百二十九 渡島國上磯ヨリ木古内ヲ經テ江差ニ至ル鐵道及木古内ヨリ分岐シテ大島ニ至ル鐵道

百三十 胆振國八雲ヨリ後志國利別ニ至ル鐵道

百三十一 胆振國京極ヨリ喜茂別、壯瞥ヲ經テ紋釧ニ至ル鐵道

百三十二 胆振國京極ヨリ留壽都ヲ經テ壯瞥ニ至ル鐵道

百三十三 胆振國苫小牧ヨリ鷯川、日高國浦河、十勝國廣尾ヲ經テ帶廣ニ至ル鐵道

百三十四 胆振國鷯川ヨリ石狩國金山ニ至ル鐵道及「ペンケオロツナイ」附近ヨリ分岐シテ石狩國登川ニ至ル鐵道

百三十五 石狩國札幌ヨリ石狩ヲ經テ天塩國増毛ニ至ル鐵道

百三十六 石狩國札幌ヨリ当別ヲ經テ沼田ニ至ル鐵道

百三十七 石狩國白石ヨリ胆振國廣島ヲ經テ追分ニ至ル鐵道及廣島ヨリ分岐シテ苫小牧ニ至ル鐵道

百三十八 石狩國比布ヨリ下愛別附近ニ至ル鐵道

百三十九 石狩國「ルベシ」ヨリ北見國滝ノ上ニ至ル鐵道

百四十 日高國高江附近ヨリ十勝國帶廣ニ至ル鐵道

百四十一 十勝國上士幌ヨリ石狩國「ルベシ」ニ至ル鐵道

百四十二 十勝國芽室ヨリ「トムラウシ」附近ニ至ル鐵道

百四十二ノ二 十勝國御影附近ヨリ日高國右左府ヲ經テ胆振國辺富内ニ至ル鐵道

- 百四十三 天塩國名寄ヨリ石狩國雨龍ヲ經テ天塩國羽幌ニ至ル鐵道
- 百四十四 天塩國羽幌ヨリ天塩ヲ經テ下沙流別附近ニ至ル鐵道
- 百四十五 北見國興部ヨリ幌別、枝幸ヲ經テ浜頓別ニ至ル鐵道及幌別ヨリ分岐シテ小頓別ニ至ル鐵道
- 百四十六 北見國中湧別ヨリ常呂ヲ經テ網走ニ至ル鐵道
- 百四十七 北見國留邊藥ヨリ伊頓武華ニ至ル鐵道
- 百四十八 釧路國釧路ヨリ北見國相生ニ至ル鐵道
- 百四十九 根室國厚床附近ヨリ標津ヲ經テ北見國斜里ニ至ル鐵道
- 百五十 根室國中標津ヨリ釧路國標茶ニ至ル鐵道

●鐵道國有法 (明治三十九年三月三十一日)

沿革 大正九年八月法律第七号改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル鐵道國有法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鐵道國有法

(明治三十九年三月三十一日)

法律 第十七号

- 第一條 一般運送ノ用ニ供スル鐵道ハ總テ國ノ所有トス但シ一地方ノ交通ノ目的トスル鐵道ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 政府ハ明治三十九年ヨリ明治四十八年迄ノ間ニ於テ本法ノ規定ニ依リ左ニ掲ケル私設鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ買收スヘシ
 - 一 北海道炭鐵鐵道株式會社
 - 一 北海道鐵道株式會社
 - 一 日本鐵道株式會社
 - 一 岩越鐵道株式會社
 - 一 北越鐵道株式會社
 - 一 甲武鐵道株式會社
 - 一 總武鐵道株式會社
 - 一 房總鐵道株式會社
 - 一 七尾鐵道株式會社

- 一 關西鐵道株式會社
 - 一 參宮鐵道株式會社
 - 一 京都鐵道株式會社
 - 一 西成鐵道株式會社
 - 一 阪鶴鐵道株式會社
 - 一 山陽鐵道株式會社
 - 一 德島鐵道株式會社
 - 一 九州鐵道株式會社
- 前項ニ掲ケタル各會社ハ他ノ私設鐵道株式會社ト合併シ又ハ他ノ私設鐵道株式會社ノ鐵道ヲ買收スルコトヲ得ス
- 第三條 前條ニ掲ケタル各鐵道買收ノ期日ハ政府ニ於テ之ヲ指定ス
 - 第四條 政府ハ兼業ニ屬スルモノヲ除クノ外買收ノ日ニ於テ會社ノ現ニ有スル權利義務ヲ承継ス但シ會社ノ株主ニ對スル權利義務、拂込株金ノ支出殘額並收益勘定、積立金勘定及雜勘定ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 第五條 買收價額ハ左ニ掲ケルモノトス
 - 一 會社ノ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六營業年度間ニ於ケル建設費ニ對スル利益ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額
 - 二 貯藏物品ノ實費ヲ時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シタル金額但シ借入金ヲ以テ購入シタルモノヲ除ク
 - 第六條 借入金ハ建設費ニ使用シタルモノニ限り時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

- 會社カ鐵道及附屬物件ノ補修ヲ爲サス又ハ鐵道建設規程ニ依リ期限内ニ改築若ハ改造ヲ爲ササル場合ニ於テハ其ノ補修、改築又ハ改造ニ要スル金額ハ前項ノ例ニ依リ買收價額ヨリ之ヲ控除ス
- 第七條 資本勘定ニ屬スル支出ハ借入金ヲ以テシタルモノヲ除クノ外順次ニ建設費及貯藏物品ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス
- 第八條 會社カ明治三十八年前半期ノ營業年度末ニ於テ運輸開始後六營業年度ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ第五條第一項第一号ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ政府ハ其ノ建設費以内ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ第五條第一項第一号ノ金額ニ代フ
- 第九條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ政府ハ審査委員ヲシテ決定ヲ爲サシムヘシ
 - 一 權利義務ノ承継ニ関シ又ハ計算ニ関シ會社ニ於テ異議アルトキ
 - 二 前條ノ場合ニ於テ協定調ハサルトキ
- 第十條 審査委員ノ決定ニ對シ不服アルトキハ會社ハ主務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 買收ノ執行ハ審査委員ノ審査中ト雖之ヲ停止セス
- 第十二條 會社カ買收ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ解散ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スヘシ
- 第十三條 買收代價ハ買收ノ日ヨリ五箇年以内ニ於テ券面金額ニ依リ五分利付公債証書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十円未満ノ端數ハ之ヲ五十円トス
- 第十四條 會社殘余財産ノ分配ハ前項公債証書ヲ以テス
- 第十五條 買收後公債証書ノ交付ヲ終ル迄ニ要スル清算人ノ職務ニ関スル會社ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ支弁ス
- 第十六條 政府ハ買收ノ日ヨリ公債証書交付ノ日ニ至ル迄買收價額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ニ相当スル金額ヲ從前ノ決算期毎ニ會社ニ交

- 付スヘシ
 - 前項ニ依リ交付シタル金額ハ清算中ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得
 - 第十四條 政府ハ鐵道買收ノ執行ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行ス
 - 第十五條 削除
 - 第十六條 削除
 - 第十七條 第五條第一項第二号及第六條ニ規定シタル公債時價ハ買收期日前六箇月間ニ於ケル帝國五分利公債ノ平均相場ニ依ル
 - 第十八條 前項平均相場ハ日本銀行ノ証明ニ依リ政府之ヲ定ム
 - 第十九條 買收ヲ受ケヘキ會社カ兼業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ兼業ニ屬スル資産ヲ併セテ買收スルコトヲ得
 - 第二十條 前項ノ場合ニ於テ買收價額ハ協定ニ依ル
- 附則
 - 第二條ニ掲ケル會社ノ本法發布以後ニ於ケル貯藏物品ノ購入、建設費ノ増減及債務ノ負担ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ
 - 前項ノ認可ヲ受ケサルモノニ付テハ政府之ヲ承継セス但シ政府ハ其ノ額ヲ査定シ又ハ相當ノ補償ヲ徴シテ之ヲ承継スルコトヲ得
- 附則 (大正九年法律第四十七号)
 - 本法施行前鐵道國有法ニ依リ發行シタル國債ノ元金ノ消滅時効ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
- (明治四十年九月十八日)
 - 大藏省令第三十六号
- 鐵道國有法第四條ニ依リ政府ノ承継シタル旧總武鐵道株式會社社債、旧房總鐵道株式會社社債、旧七尾鐵道株式會社社債及旧德島鐵道株式會社社債ニ關スル規程左ノ通之ヲ定ム
- 第一條 旧總武鐵道株式會社社債、旧房總鐵道株式會社社債、旧七尾鐵道株式會社社債及旧德島鐵道株式會社社債ニ關シテハ日本銀行本店、

支店及出張所ヲ以テ取扱店トス

第二條 旧総武鉄道株式會社債券及旧徳島鉄道株式會社債券又ハ其ノ利札ノ減失又ハ紛失ニ因リ代債券ノ交付又ハ元金ノ償還若ハ利子ノ仕拂ヲ受ケントスル者ハ國債規則第十七條又ハ第六十二條ノ規定ニ準シタル請求書ニ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

國債規則第十七條及第六十二條ノ規定ハ旧房総鉄道株式會社債及旧七尾鉄道株式會社債ニ之ヲ準用ス

第三條 國債規則第八條、第十八條、第四十八條乃至第五十一條、第五十四條、第五十六條乃至第五十八條及明治三十九年大藏省令第二十五號ノ規定ハ前條ノ各旧社債ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(明治四十年十月十日)
(大藏省令第四十一號)

鐵道國有法第四條ニ依リ政府ノ承継シタル明治三十七年募集旧關西鐵道株式會社債ニ關スル規程左ノ通之ヲ定ム

第一條 旧關西鐵道株式會社債ニ關シテハ日本銀行本店、支店及出張所ヲ以テ取扱店トス

第二條 旧關西鐵道株式會社債券又ハ其ノ利札ノ減失又ハ紛失ニ因リ代債券ノ交付又ハ元金ノ償還若ハ利子ノ仕拂ヲ受ケントスル者ハ國債規則第十七條又ハ第六十二條ノ規定ニ準シタル請求書ニ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

第三條 國債規則第十六條、第十八條、第四十八條乃至第五十一條、第五十六條乃至第五十八條及明治三十九年大藏省令第二十五號ノ規定ハ旧關西鐵道株式會社債ニ之ヲ準用ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 買收價額ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條 買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債証券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十円未満ノ端數ハ之ヲ券面金額五十円トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得
第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

●成田鐵道及中越鐵道買收ニ關ス

ル法律 (大正九年八月七日)
法律第五十五號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル成田鐵道及中越鐵道買收ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 政府ハ成田鐵道株式會社及中越鐵道株式會社所屬ノ鐵道及其ノ附屬物件並兼業ニ屬スル資産ヲ買收ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ買收期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條 兼業ニ屬スル資産ノ買收價額ハ地方鐵道法第三十一條乃至第三十三條ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

第四條 政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●借入鐵道及輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律

(大正六年七月二十一日)
法律第二十五號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル借入鐵道及輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 政府ハ現ニ借入使用スル橫濱鐵道株式會社所屬ノ鐵道及阿波國共同汽船株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條 前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條 買收價額ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條 買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債証券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十円未満ノ端數ハ之ヲ券面金額五十円トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

●足尾鐵道及有馬鐵道ノ買收ニ關スル法律

(大正七年三月二十三日)
法律第十三號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル足尾鐵道及有馬鐵道ノ買收ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 政府ハ現ニ借入使用スル足尾鐵道株式會社所屬ノ鐵道及有馬鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條 前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

●日本國有鐵道法

(昭和二十三年十二月二十日)
法律第二百五十六號

沿革 昭和二十四年三月三十一日第一五號、二十四年六月四日第一九二號改正
日本國有鐵道法をここに公布する。

日本國有鐵道法
目次

第一章 總則(第一條—第八條)

第二章 監理委員會(第九條—第十七條)

第三章 役員及び職員(第十八條—第三十五條)

第四章 會計(第三十六條—第五十一條)

第五章 監督(第五十二條—第五十四條)

第六章 罰則(第五十五條)

第七章 雜則(第五十六條—第六十三條)

附則

第一章 總則

(目的)
第一條 國が國有鐵道事業特別會計をもつて經營してゐる鐵道事業その他一切の事業を經營し、能率的な經營により、これを發展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに日本國有鐵道を設立する。

(法人格)
第二條 日本國有鐵道は、公法上の法人とする。日本國有鐵道は、民法(明治二十九年法律第八十九號)第三十五條又は商會社法その他の社團に關する商法(明治三十二年法律第四十八號)の規定に定める商會社ではない。

(業務)
第三條 日本國有鐵道は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行

う。

- 一 鉄道事業及びその附帯事業の経営
- 二 鉄道事業に關連する連絡船事業及びその附帯事業の経営
- 三 鉄道事業に關連する自動車運送事業及びその附帯事業の経営
- 四 前三号に掲げる業務を行うのに必要な探炭、発送電及び電氣通信
- 五 前各号に掲げる業務の外第一條の目的を達成するために必要な業務

2 日本國有鉄道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に關する機械、器具その他の物品の製造、修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる。

(事務所) 日本國有鉄道は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本國有鉄道は、必要な地に從たる事務所を置く。

(資本金) 日本國有鉄道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年五月三十一日における國有鉄道事業特別会計の資産の價額に相当する額とし、政府が、全額出資するものとする。

(非課税) 日本國有鉄道には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、日本國有鉄道に對しては、地方税を課することができない。但し、釐産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

(登記) 日本國有鉄道は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の団体の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

(委員の任期) 第十三條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間在任する。

2 委員は、再任されることができない。

3 日本國有鉄道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

(委員の罷免) 第十四條 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められる場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の報酬) 第十五條 委員は、名譽職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決方法) 第十六條 監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長が職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 監理委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。但し、第十條に規定する職務上当然就任する特別委員は、議決に加わることができない。

3 可否同数のときは、委員長が決する。

これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用に関する規定) 第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本國有鉄道に準用する。

第二章 監理委員会

(監理委員会の設置) 第九條 日本國有鉄道に監理委員会を置く。

(監理委員会の権限及び責任) 第十條 監理委員会は、第一條に掲げる目的を達成するため、日本國有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する。

(監理委員会の組織) 第十一條 監理委員会は、五人の委員及び一人の職務上当然就任する特別委員をもつて組織する。

2 監理委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 監理委員会は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命) 第十二條 監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い經驗と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ又は懲役に処せられた者

三 國務大臣、國會議員、政府職員又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 日本國有鉄道に對し、物品の賣買若しくは工事の請負を業とする者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如

4 監理委員会は、日本國有鉄道の役員又は職員をその会議に出席せしめて、必要な説明を求めることができる。

5 總裁の指名する役員は、監理委員会に出席して意見を述べ、又は説明をすることができない。

(公務員たる性質) 第十七條 委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は適用されない。

第三章 役員及び職員

(役員) 第十八條 日本國有鉄道の役員は、總裁、副總裁及び理事とする。

(役員) 第十九條 總裁は、日本國有鉄道を代表し、その業務を総理する。總裁は、監理委員会に對し責任を負う。總裁は、第十一條に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

2 副總裁は、總裁の定めるところにより、日本國有鉄道を代表し、總裁を補佐して日本國有鉄道の業務を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 理事は、總裁の定めるところにより、日本國有鉄道を代表し、總裁及び副總裁を補佐して日本國有鉄道の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

(役員) 第二十條 總裁は、監理委員会が推薦した者につき、内閣が任命する。

2 前項の推薦は、第十六條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数による議決によることを要する。

3 副總裁は、監理委員会の同意を得て、總裁が任命する。

4 理事は、總裁が任命する。

5 総裁及び副総裁の任期は、各々四年とする。

6 総裁及び副総裁は、再任されることが出来る。

(役員欠格條項)

第二十一條 第十二條第三項各号の一に該当する者は、役員であることが出来ない。

(総裁及び副総裁の罷免)

第二十二條 内閣は、総裁が心身の故障のため職務の執行が出来ないと認める場合、又は総裁に職務上の義務違反その他総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十条第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、副総裁が心身の故障のため職務の執行が出来ないと認める場合、又は副総裁に職務上の義務違反その他副総裁たるに適しない非行があると認める場合においては、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(役員兼職禁止)

第二十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十四條 日本國有鉄道と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監理委員会は、これらの代表権を有しない役員以外の他の役員のうちから日本國有鉄道を代表する者を選任しなければならない。

(代理人の選任)

第二十五條 総裁、副総裁又は理事は、日本國有鉄道の職員のうちからその業務の一部に関し、一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限をもつ代理人を選任することができる。

(職員の地位及び資格)

満期に至つたときは、当然退職者とする。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第三十一條 職員が左の各号の一に該当する場合には、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は日本國有鉄道の定める業務上の規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

3 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

減給は、一月以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十二條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び日本國有鉄道の定める業務上の規程に従わなければならない。

職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により、専ら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第三十三條 日本國有鉄道は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日勤務させることができる。

一 災害その他により事故が発生したとき。

第二十六條 この法律において日本國有鉄道の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第二項に規定する者をいう。

2 第十二條第二項第一号から第四号までの各号の一に該当する者は、職員であることが出来ない。

(任免の基準)

第二十七條 職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行ふ。

(給與)

第二十八條 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬ。

2 職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十九條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

三 その他その職務に必要な適格性を欠く場合

四 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じた場合

(休職)

第三十條 職員は左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

2 前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職させるものとし、休職のまま

二 災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三 列車(自動車、船舶を含む。)が遅延したとき。

(公務員たる性質)

第三十四條 役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 役員及び職員には、國家公務員法は適用されない。

(公共企業体労働関係法の適用)

第三十五條 日本國有鉄道の職員の労働関係については、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 會計

(經理原則及び運賃)

第三十六條 日本國有鉄道の會計及び財務(運賃の設定及び変更に関するものを含む。)に関しては、鉄道事業の高効率に役立つような公共企業体の會計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本國有鉄道を國の行政機関とみなして、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、國有鉄道事業特別會計法(昭和二十二年法律第四十号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の國有鉄道事業の會計に關し適用される法令の規定の例による。

2 前項の規定により日本國有鉄道を國の行政機関とみなす場合においては、日本國有鉄道の総裁を各省各廳の長と、日本國有鉄道を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて日本國有鉄道を運輸省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十七條 日本國有鉄道の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 日本國有鉄道は、毎事業年度の決算を、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(予算)

第三十八條 日本國有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、運輸大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大蔵大臣が運輸大臣と協議して定める。

(追加予算)

第三十九條 日本國有鉄道は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ追加予算を作成し、これを運輸大臣を経て大蔵大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第四十條 日本國有鉄道は、事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 日本國有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十一條

日本國有鉄道は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、運輸大臣を経て大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第四十二條

内閣は、前條第二項の規定により日本國有鉄道の決算報告書の送付を受けたときは、これを会計検査院に送付しなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十七條 日本國有鉄道の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に関する規程による。

2 日本國有鉄道の出納職員は、法律又は政令の定めるところにより、日本國有鉄道の債務をその保管に係る現金をもつて支拂うことができる。

(会計帳簿)

第四十八條 日本國有鉄道は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び經理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(財産処分制限)

第四十九條 日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けなければ、營業線及びこれに準ずる重要な財産を讓渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲及び種類は、運輸大臣が、大蔵大臣にはかつて定める。

(大蔵大臣の監督)

第五十條 運輸大臣が、第四十條第一項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の承認を行うとき、及び第四十四條第一項又は第三項の規定による借入金に関する認可を行うときは、大蔵大臣にはからなければならない。

(会計検査)

第五十一條 日本國有鉄道の会計については、会計検査院が検査する。

第五章 監督

(監督者) 日本國有鉄道は、運輸大臣が監督する。

第五十二條

(監督事項) 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けなければならない。

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

(損益の処理)

2 内閣は、会計検査院の検査を経た日本國有鉄道の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(借入金)

第四十三條 政府は、日本國有鉄道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

2 日本國有鉄道は、經營上利益金を生じたときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付しなければならない。

(借入金)

第四十四條 日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び一時借入金をすることができる。日本國有鉄道は、市中銀行その他民間から借入金をすることができない。

(借入金)

2 前項の規定による長期借入金及び一時借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可をうけて、これを借り換えることができる。

(借入金)

4 前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(借入金)

第四十五條 政府は、日本國有鉄道に対し、資金の貸付をすることができる。

(償還計画)

第四十六條 日本國有鉄道は、毎事業年度、第四十四條第一項に掲げる長期借入金の償還計画をたて、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

一 鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲受

二 日本國有鉄道に關連する連絡船航路又は自動車運送事業の開始

三 營業線の休止及び廃止

(監督上の命令及び報告)

第五十四條 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本國有鉄道に対し監督上必要な命令をすることができる。

第六章 罰則

2 運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本國有鉄道に対し報告をさせることができる。

(罰則)

第五十五條 総裁、副総裁又は総裁の職務を行つ若しくは総裁を代理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する責任に應じて、十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

一 この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けなければならない場合を受けたとき。

(罰則)

二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

(罰則)

三 第七條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

(罰則)

四 前條第一項の規定に基く命令に違反したとき。

(罰則)

五 前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第七章 雑則

(恩給)

第五十六條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き日本國有鉄道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間こ

れに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、日本國有鐵道を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の國有鐵道事業特別會計(旧帝國鐵道會計を含む。)において停給又は給料を支弁した者にかゝるものの支拂に充てるべき金額については、日本國有鐵道が國有鐵道事業特別會計として存続するものとみなし、特別會計の恩給負担金を一般會計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鐵道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本國有鐵道に納付すべきものとする。

(共済組合)

第五十七條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用されるもので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各廳」とあるのは「日本國有鐵道」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本國有鐵道總裁」と、第六十九條(第一項第三号)を準用する場合を除く。及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本國有鐵道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本國有鐵道を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により日本國有鐵道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十八條 國庫は、日本國有鐵道に設けられた共済組合に対し、國家

権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)を除く。)の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除くの外、日本國有鐵道を國と、日本國有鐵道總裁を主務大臣とみなす。

附則

- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
 - 2 (財産の承継)
國有鐵道事業特別會計の資産は、この法律施行の日日本國有鐵道に引き継ぐものとする。
 - 3 (日本國有鐵道設立の手續その他)
日本國有鐵道設立の手續、財産及び従業員の政府から日本國有鐵道への引継の手續その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十九條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及び船員保險法(昭和十四年法律第七十二号)第十五條の規定の適用については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

(災害補償)

第六十條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者で、國庫から報酬をうけるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二年法律第 号)の規定を準用する。この場合において、「國」(第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。)とあるのは「日本國有鐵道」と、「會計」とあるのは「日本國有鐵道」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、日本國有鐵道の事業は、國の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、日本國有鐵道が負担する。

(失業保險)

第六十一條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第六十二條 國庫は、日本國有鐵道がその役員及び職員に対し失業保險法に規定する保險給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(他の法令の適用)

第六十三條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)、電氣事業法(昭和六年法律第六十一号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他の法令(國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の

● 國有鐵道運賃法 (昭和二十三年七月七日 法律第一百十二号)

國有鐵道運賃法をここに公布する。

(總則)

第一條 國有鐵道(國有鐵道に關連する國營船舶を含む。)における旅客運賃及び貨物運賃並びにこれに關連する運賃及び料金は、この法律の定めるところによる。

- 2 前項の運賃及び料金は、左の原則によつてこれを定める。
 - 一 公正妥當なるものであること。
 - 二 原價を償ふものであること。
 - 三 産業の發達に資すること。
 - 四 賃金及び物價の安定に寄與すること。

(旅客運賃)

第二條 旅客運賃は、普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

2 旅客運賃の等級は、一等、二等及び三等とする。

(鐵道の普通旅客運賃)

第三條 鐵道の普通旅客運賃は、左の各号の定めるところによる。

- 一 三等の賃率は、營業キロメートルごとに、百五十キロメートルまでは九十錢、百五十キロメートルをこえる部分は六十五錢とする。
- 二 二等の運賃は三等の三倍、一等の運賃は三等の六倍の額とする。

(航路の旅客運賃)

第四條 航路の普通旅客運賃は、別表第一の通りとする。

(定期旅客運賃)

第五條 定期旅客運賃は、左の各号の規定に従い、運輸大臣がこれを定める。

- 一 通用期間一箇月又は三箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の五十に相当する額をこえることができない。
- 二 通用期間六箇月の定期旅客運賃は、普通旅客運賃の百分の四十に相当する額をこえることができない。

(急行及び準急行料金)

第六條 急行料金及び準急行料金は、別表第二の通りとする。

(貨物運賃)

第七條 貨物運賃は、車扱貨物運賃及び小口扱貨物運賃とする。

2 車扱貨物運賃は、貨物等級表の等級に従い、別表第三の貨率による。

3 小口扱貨物運賃は、車扱貨物運賃の貨率を参し、よくして運輸大臣の定める貨率による。

(運賃料金の軽微な変更)

第八條 全体として國有鉄道の總收入に著しい影響を及ぼすことがない運賃又は料金の軽微な変更は、運輸大臣がこれを行うことができる。

(委任規定)

第九條 この法律に定めるものの外、旅客又は貨物の運送に關連する運賃及び料金並びにこの法律に定める貨率の適用に關する細目は、運輸大臣がこれを定める。但し、鉄道營業法(明治三十三年法律第六十五号)の規定の適用を妨げない。

附則

第十條 この法律の施行期日は、公布の日から二十日を超えない期間内において、各規定につき政令でこれを定める。

第十一條 鉄道營業法の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「運賃」の上に「國有鉄道以外ノ鉄道」を加え、「一

月」を「七日」に改める。
第十二條 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に關する件に基く鉄道營業法第三條第二項の規定の適用除外に關する政令(昭和二十二年政令第百十三号)は、これを廃止する。

別表第一

第四條の規定による新設普通旅客運賃表

航路	別	三等運賃	二等運賃	一等運賃
青島	廣島	100	300	800
宇野	高野	18	55	
仁方	高野	65	195	
宮口	高野	3		
大島	高野	5		
下関	高野	5		

別表第二

第六條の規定による急行料金表

種別	地	三等料金	二等料金	一等料金
急行料金	600キロメートルまで	130	260	390
急行料金	1200キロメートルまで	190	380	570
急行料金	1201キロメートル以上	250	500	750
準急料金	600キロメートルまで	65	130	195
準急料金	1200キロメートルまで	95	190	285
準急料金	1201キロメートル以上	125	250	375

別表第三

第七條の規定による車扱貨物貨率表

(一グラムトンについて)

等	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロ程	10	95	73	55	44	38	37	33	29	26	23	21
	20	127	97	74	59	51	49	44	39	35	31	27
	30	160	122	93	74	64	61	55	48	44	39	34
	40	192	146	112	89	77	73	66	58	53	46	41
	50	224	177	130	103	90	86	77	68	61	54	45
	60	256	195	149	118	103	98	88	77	70	62	55
	70	289	220	168	133	116	110	99	87	79	70	62
	80	321	244	186	148	129	122	109	97	88	77	68
	90	353	269	205	168	142	135	120	106	96	85	75
	100	385	293	224	178	154	147	131	116	105	93	82
	120	422	321	245	195	169	161	144	127	115	102	90
140	459	349	267	212	184	175	157	138	125	111	98	
160	496	377	288	229	199	189	169	149	135	120	106	
180	533	406	310	246	214	203	182	160	145	128	113	
200	570	434	331	263	228	217	194	171	156	137	121	
220	607	462	353	280	243	231	207	183	166	146	129	
240	644	490	374	297	258	245	219	194	176	155	137	
260	681	518	395	314	273	259	232	205	186	164	145	
280	718	546	417	331	288	273	245	216	196	173	153	
300	755	574	438	348	302	287	257	227	206	182	161	
320	792	602	460	365	317	301	270	238	216	191	168	
340	829	631	481	382	332	316	282	249	226	199	176	
360	866	659	503	399	347	330	295	260	236	208	184	
380	903	687	524	416	362	344	308	271	246	217	192	
400	940	715	546	433	376	358	320	282	256	226	200	
420	974	740	565	448	399	370	331	293	265	234	207	
440	1007	766	585	464	403	383	343	303	274	242	214	
460	1041	791	604	479	417	396	354	313	284	250	221	
480	1074	817	623	495	430	409	366	323	293	258	228	
500	1108	842	643	510	443	421	377	333	302	266	235	

(二)

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
550	1192	906	691	548	477	453	406	358	325	286	253
600	1275	969	740	587	510	485	434	383	347	306	271
650	1359	1033	789	626	544	517	462	408	370	327	289
700	1443	1097	837	664	577	549	491	433	393	347	306
750	1527	1160	886	703	611	580	519	458	416	367	324
800	1610	1224	934	741	644	612	548	483	438	387	342
850	1694	1288	983	780	678	644	576	509	461	407	360
900	1778	1351	1031	818	711	676	605	534	484	427	377
950	1862	1415	1080	857	745	708	633	559	507	447	395
1000	1945	1479	1129	895	778	740	662	584	520	467	413
1100	2113	1606	1226	972	845	803	719	634	575	507	448
1200	2280	1733	1323	1049	912	867	776	684	621	548	484
1300	2448	1861	1420	1126	979	931	833	735	666	588	519
1400	2615	1988	1517	1203	1046	994	890	785	712	628	555
1500	2783	2115	1614	1280	1113	1058	947	835	757	668	590
1600	2950	2242	1711	1357	1180	1121	1003	885	803	708	626
1700	3118	2370	1809	1435	1247	1185	1060	936	848	749	661
1800	3285	2497	1906	1512	1314	1249	1117	986	894	789	697
1900	3453	2624	2003	1589	1381	1312	1174	1036	940	829	732
2000	3620	2752	2100	1666	1448	1376	1231	1086	985	869	768
2100	3788	2879	2197	1743	1515	1440	1288	1137	1031	909	808
2200	3955	3006	2294	1820	1582	1503	1345	1187	1076	950	839
2300	4123	3134	2392	1897	1649	1567	1402	1237	1122	990	874
2400	4290	3261	2489	1974	1716	1631	1459	1287	1167	1030	910
2500	4458	3388	2586	2051	1783	1694	1516	1338	1213	1070	945
2600	4625	3515	2683	2128	1850	1758	1573	1388	1258	1110	981
2700	4793	3643	2780	2205	1917	1822	1630	1438	1304	1151	1017
2800	4960	3770	2877	2282	1984	1885	1687	1488	1350	1191	1053
2900	5128	3897	2974	2359	2051	1949	1744	1539	1395	1231	1088
3000	5295	4025	3072	2436	2118	2018	1801	1589	1441	1271	1123
以上100キロメートルまで増すごとに	167	128	98	77	67	64	57	50	46	40	35

● 國有鐵道運賃法の施行期日を定める政令

(昭和二十三年七月七日) 政令第五百五十号

國有鐵道運賃法の施行期日を定める政令をここに公布する。
内閣は、國有鐵道運賃法(昭和二十三年法律第百二十二号)を実施するため、ここに國有鐵道運賃法の施行期日を定める政令を制定する。
國有鐵道運賃法は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。但し、第三條から第六條までの規定は、同年七月十八日から、第十一條及び第十二條の規定は、同年七月十九日からとする。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

● 鐵道營業法 (明治三十三年三月十六日) 法律第六十五号

沿革 明治四三年四月法律第五〇号、大正八年四月第五四号、昭和四年三月第三八号、二年七月七日第一一二号改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル鐵道營業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鐵道營業法

第一章 鐵道ノ設備及運送

第一條 鐵道ノ建設、車両器具ノ構造及運轉ハ命令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ

第二條 本法其ノ他特別ノ法令ニ規定スルモノノ外鐵道運送ニ關スル特別ノ事項ハ鐵道運輸規程ノ定ムル所ニ依ル

第三條 國有鐵道以外ノ鐵道ノ運賃其ノ他ノ運送條件ハ關係停車場ニ公告シタル後ニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス

運賃其ノ他ノ運送條件ノ加重ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

ハ七日以上之ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 傳染病患者ハ主務大臣ノ定ムル規程ニ依ルニ非サレハ乗車セシムルコトヲ得ス

第五條 火藥其ノ他爆發質危險品ハ鐵道カ其ノ運送取扱ノ公告ヲ爲シタル場合ノ外其ノ運送ヲ拒絕スルコトヲ得

第六條 鐵道ハ左ノ事項ノ具備シタル場合ニ於テハ貨物ノ運送ヲ拒絕スルコトヲ得ス

一 荷送人カ法令其ノ他鐵道運送ニ關スル規定ヲ遵守スルトキ

二 貨物ノ運送ニ付特別ナル義務ノ條件ヲ荷受人ヨリ求メサルトキ

三 運送カ法令ノ規定又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反セサルトキ

四 貨物カ成規ニ依リ其ノ線路ニ於ケル運送ニ適スルトキ

五 天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ基因シタル運送上ノ支障ナキトキ

前項ノ規定ハ旅客運送ニ之ヲ準用ス

第七條 運送ニ付特別ノ設備ヲ要スル貨物ニ關シテハ鐵道ハ其ノ設備アル場合ニ限リ之ヲ引受クルノ義務ヲ負フ

第八條 鐵道ハ直ニ運送ヲ爲シ得ヘキ場合ニ限リ貨物ヲ受取ルヘキ義務ヲ負フ

第九條 貨物ハ運送ノ爲受取リタル順序ニ依リ之ヲ運送スルコトヲ要ス但シ運輸上正当ノ事由若ハ公益上ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 鐵道ハ貨物ノ種類及性質ヲ明告スヘキコトヲ荷送人ニ求ムルコトヲ得若シ其ノ種類及性質ニ付疑アルトキハ荷送人ノ立會ヲ以テ之ヲ

点檢スルコトヲ得

点檢ニ因リ貨物ノ種類及性質カ荷送人ノ明告シタル所ト異ナラサル場合ニ限リ鐵道ハ点檢ニ關スル費用ヲ負担シ且之カ爲生シタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ火藥其ノ他爆發質危險品ヲ成規ニ反シ手荷物中ニ收納

シタル疑アル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 旅客又ハ荷送人ハ手荷物又ハ運送品託送ノ際鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ表示料ヲ支拂ヒ要償額ヲ表示スルコトヲ得

第十二條 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡アリタル日(延滞シタルトキハ引渡期間末日)ニ於ケル到達地ノ價格ニ依リ計算シタル價格

第十三條 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡アリタル日(延滞シタルトキハ引渡期間末日)ニ於ケル到達地ノ價格ニ依リ計算シタル價格

第十四條 運賃償還ノ債權ハ一年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第十五條 旅客ハ營業上別段ノ定アル場合ノ外運賃ヲ支拂ヒ乗車券ヲ受クルニ非サレハ乗車スルコトヲ得ス

要償額ノ表示ナキトキハ其ノ運賃額

第十六條 旅客カ乘車前旅行ヲ止メタルトキハ鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ運賃ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 天災事変其ノ他已ムテ得サル事由ニ因リ運送ニ著手シ又ハ之ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ旅客及荷送人ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ鉄道ハ既ニ爲シタル運送ノ割合ニ應ジ運賃其ノ他ノ費用ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 旅客ハ鉄道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ乗車券ヲ呈示シ検査ヲ受ケヘシ

第十九條 鉄道係員ノ職制ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 地方鉄道業者ハ鉄道係員ノ服務規程ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ得

第二十一條 主務大臣ハ鉄道係員タルニ要スル資格ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條 旅客及公衆ニ對スル職務ヲ行フ鉄道係員ハ一定ノ制服ヲ著スヘシ

第二十三條 地方鉄道係員ハ職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リ又ハ失行アリタルトキハ懲戒ヲ受ケ

第二十四條 鉄道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ對シ失行アリタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十五條 鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ與スル所爲アリタルトキハ三月以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十六條 鉄道係員旅客ヲ強ヒテ定員ヲ超工車中ニ乗込マシメタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十七條 削除

シタル疑アル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 旅客又ハ荷送人ハ手荷物又ハ運送品託送ノ際鉄道運輸規程ノ定ムル所ニ依リ表示料ヲ支拂ヒ要償額ヲ表示スルコトヲ得

第十二條 引渡期間満了後託送手荷物又ハ運送品ノ引渡アリタル日(延滞シタルトキハ引渡期間末日)ニ於ケル到達地ノ價格ニ依リ計算シタル價格

- 三 乗車券ニ指示シタル停車場ニ於テ下車セザルトキ
- 第三十條 託送手荷物又ハ運送品ノ種類又ハ性質ヲ詐称シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス記名乗車券ヲ買求ムル際氏名ヲ詐称シタル者亦同シ
- 第三十條ノ二、前二條ノ所爲ハ鉄道ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス
- 第三十一條 鉄道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆發質危險品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
- 第三十二條 列車警報機ヲ濫用シタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
- 第三十三條 旅客左ノ所爲ヲ爲シタルトキハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
 - 一 列車運轉中乗降シタルトキ
 - 二 列車運轉中車内ノ側面ニ在ル車扉ヲ開キタルトキ
 - 三 列車中旅客乗用ニ供セザル箇所ニ乗りタルトキ
- 第三十四條 制止ヲ背セスシテ左ノ所爲ヲ爲シタル者ハ四十円以下ノ科料ニ処ス
 - 一 停車場其ノ他鐵道地内吸煙禁止ノ場所及吸煙禁止ノ車内ニ於テ吸煙シタルトキ
 - 二 婦人ノ爲ニ設ケタル待合室及車室等ニ男子妄ニ立入りタルトキ
- 第三十五條 鐵道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ車内、停車場其ノ他鐵道地内ニ於テ旅客又ハ公衆ニ對シ寄附ヲ請ヒ、物品ノ購買ヲ求メ、物品ヲ配付シ其ノ他演說勸誘等ノ所爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ処ス
- 第三十六條 車両、停車場其ノ他鐵道地内ノ標識指示ヲ改竊、毀棄、撤去シ又ハ燈火ヲ滅シ又ハ其ノ用ヲ失ハシメタル者ハ五十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
- 第三十七條 停車場其ノ他鐵道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ四十円以下ノ科料ニ処ス

- 第三十八條 暴行脅迫ヲ以テ鐵道係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス
- 第三十九條 車内、停車場其ノ他鐵道地内ニ於テ發砲シタル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
- 第四十條 列車ニ向テ瓦石類ヲ投擲シタル者ハ科料ニ処ス
- 第四十一條 第四條ノ規定ニ違反シ傳染病患者ヲ乗車セシメタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス傳染病患者其ノ病症ヲ隠蔽シテ乗車シタルトキ亦同シ
- 前項ノ場合ニ於テ途中下車セシメタルトキト雖既ニ支拂ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス
- 第四十二條 左ノ場合ニ於テ鐵道係員ハ旅客及公衆ヲ車外又ハ鐵道地外ニ退去セシムルコトヲ得
 - 一 有効ノ乗車券ヲ所持セス又ハ檢査ヲ拒ミ運賃ノ支拂ヲ背セザルトキ
 - 二 第三十三條第三号ノ罪ヲ犯シ鐵道係員ノ制止ヲ背セザルトキ又ハ第三十四條ノ罪ヲ犯シタルトキ
 - 三 第三十五條、第三十七條ノ罪ヲ犯シタルトキ
 - 四 其ノ他車内ニ於ケル秩序ヲ紊ルノ所爲アリタルトキ
- 前項ノ場合ニ於テ既ニ支拂ヒタル運賃ハ之ヲ還付セス
- 第四十三條 削除
- 第四十四條 附則
- 第四十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 - （明治三十三年勅令第三百三十号ヲ以テ）
 - （明治十六年七月二十三日布告ハ之ヲ廢止ス）

鐵道略則、鐵道犯罪罰例、明治十六年七月二十三日布告ハ之ヲ廢止ス 附則（昭和四年法律第三十八号）

第四一四号

● 國有鐵道建設規程

（昭和四年七月十五日 鐵道省令第二号）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和五年勅令第四十九号ヲ以テ昭和五年四月一日ヨリ施行）

沿革 昭和七年五月鐵道省令第三号、第七号、九月第一号、八月第二号、一〇年一月第六号、一二年三月第二号、一三年三月第一号、一四年六月第三号、七月第四号、一八年四月第七号改正

- 第一章 總則
- 第一條 國有鐵道ノ線路及車両ノ構造ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル但シ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得
 - 一 丙線中特ニ簡易ナル構造ノ鐵道ニシテ別ニ定ムル規程ニ依ルトキ
 - 二 特種ノ設計ヲ必要トスル鐵道ニシテ本規程ニ依ルコト能ハザルトキ
 - 三 其ノ他已ムコトヲ得ザルトキ
- 註 軌條、車両等ガ磨耗シ又ハ車両ノバネガ撓ミタル場合等ニ於テモ本規程ニ抵觸セザルコトヲ要ス
- 本條但書第一号ニ於ケル特種ノ設計ヲ必要トスル鐵道トハ齒軌條式、第三軌條式等ノ如キモノヲ謂フ
- 樺太ニ於ケル國有鐵道ノ線路及車両ノ構造ハ別ニ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本規程ノ適用ニ関シ線路区間ヲ甲線、乙線及丙線ノ三種ニ區別ス
- 前項ノ線路区間ノ種別ハ別表ニ依ル
- 第三條 軌間トハ軌條面ヨリ十六耗以内ノ距離ニ於ケル軌條頭部間ノ最短距離ヲ謂フ

- 第四條 本線路トハ列車ノ運轉ニ常用スル線路ヲ謂ヒ、側線トハ本線路ニ非ザル線路ヲ謂フ
- 註 列車トハ停車場外ノ本線路ヲ進行スル目的ヲ以テ仕立テタル車両又ハ車両列ヲ謂フ
- 停車場トハ待避線及操車場内ニ於ケル發着線ノ如キモ本線路ナリ停車場トハ左ノ各号ニ掲グルモノヲ謂フ
 - 一 駅 列車ヲ停止シ旅客又ハ荷物ヲ取扱フ爲設ケラレタル場所
 - 二 操車場 專ラ列車ノ組成又ハ車両ノ入換ヲ爲ス爲設ケラレタル場所
 - 三 信号場 駅ニ非ズシテ列車ノ行違又ハ待合セヲ爲ス爲設ケラレタル場所
- 第六條 信号所トハ停車場ニ非ズシテ手動又ハ半自動ノ常置信号機ヲ取扱フ爲設ケラレタル場所ヲ謂フ
- 註 信号場ハ構内ヲ有スレドモ信号所ハ之ヲ有セズ
- 第七條 車両ノ固定軸距トハ二以上ノ車両ヲ有スル不撓性台枠ニ於テ横游ビヲ附セザル車中最新位ニ在ルモノト最後位ニ在ルモノトノ車軸中心間ノ水平距離ヲ謂フ
- 第二章 線路
- 第一節 軌間
- 第八條 軌間ハ一米〇六七トス
- 第九條 半径八百米以下ノ曲線ニ於テハ前條ノ軌間ニ相當ノストラックヲ附スルコトヲ要ス但シ三十耗ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 前項ノストラックハ分岐ノ場合ヲ除キ五米以上ノ緩和曲線アル場合ハ其ノ全長ニ於テ、其ノ他ノ場合ハ四曲線端ヨリ五米ノ長サニ於テ之ヲ減スルモノトス
- 註 本條第二項ニ於ケル其ノ他ノ場合トハ複心曲線又ハ側線ノ曲線ニ於ケル如キ場合ヲ謂フ
- 第十條 前二條ノ軌間ニ對スル公差ハ在ノ各号ニ依ルモノトス

註 本條ハ一般ノ道床ニ関スル規定ニシテコンクリート道床ノ如キ
 特種ノ場合ヲ含マズ
 第二十五條 直線ニ於テハ兩軌條面ノ高サヲ等シクスルコトヲ要ス
 曲線ニ於テハ分岐ノ場合ヲ除キ外側軌條ニ於テ相当ノカントヲ附スル
 コトヲ要ス但シ百十五耗ヲ超ユルコトヲ得ズ
 前項ノカントハ緩和曲線ノ全長ニ於テ之ヲ通減スルコトヲ要ス但シ半
 徑異ナル同方向ノ曲線ノ接続スル箇所ニ於テハカントノ差ハ其ノ三百
 倍以上ノ長サニ於テ半徑大ナル曲線上ニテ之ヲ通減スルコトヲ要ス
 註 本條第二項ニ於テ分岐ノ場合ヲ除キタリト雖兩開分岐ノ如ク相
 當ノカントヲ附シ得ル場合ニ在リテハ成ルベク之ヲ附スルヲ可ト
 ス

第七節 施工基面

第二十六條 築堤又ハ切取ニ於ケル施工基面ノ幅(側溝ヲ除ク)ハ軌道中
 心ヨリ外縁迄左ノ寸法以上タルコトヲ要ス
 甲線 乙線 丙線
 二米四 二米二五 二米一
 前項ノ幅ハ道床ノ幅其ノ他線路ノ狀況ニ依リ相当之ヲ擴大スルコトヲ
 要ス

第八節 橋梁

第二十七條 本線路ニ於ケル支間三米五以上ノ橋桁ハ木造ト爲スコトヲ
 得ズ
 第二十八條 交通頻繁ナル道路又ハ河川ニ架設スル橋梁ハ軌道中心ヨリ
 左右各一米七五以上軌道下ヲ蓋フコトヲ要ス
 第二十九條 本線路ニ於ケル橋梁ノ負擔力ハ第三圖ニ示ス左ノ記号ノ標
 準活荷重ニ依ルモノタルコトヲ要ス但シ電車専用線路ニ對シテハ線路
 區間ノ種別ヲ問ハズKS-15ニ依ルモノトス
 甲線 乙線 丙線
 KS-18 KS-15 KS-12
 前項ノ負擔力ハ急勾配ヲ含ム運轉區間其ノ他ニシテ特ニ必要アル場合
 ニ於テハ乙線ニ在リテハKS-18 丙線及電車専用線路ニ在リテハ
 KS-15ニ依ルモノトス
 第九節 架空電車線

第三十條 架空電車線ノ電氣方式ハ直流式トシ千五百ボルトヲ標準トス
 第三十一條 架空電車線ノ高サハ軌條面ヨリ五千二百耗ヲ標準トス
 前項ノ高サハ橋梁、隧道、雪覆及跨線橋ニ於テハ四千五百五十耗迄、
 乗降場上家庇ノ部分ニ於テハ四千七百耗迄之ヲ減シ又停車場構内ニ於
 テハ必要ニ應ジ五千五百耗迄之ヲ増スコトヲ得
 第三十二條 架空電車線ハ軌條面ニ直角ナル軌道中心面ヨリ左右各二百
 五十耗以上ノ偏倚ナキコトヲ要ス
 第三十三條 架空電車線ノ軌條面ニ對スル勾配ハ本線路ニ在リテハ千分
 ノ五、側線ニ在リテハ千分ノ十五ヨリ急ナラザルコトヲ要ス
 第十節 停車場
 第三十四條 停車場ニ於ケル列車ノ發着スル本線路(旅客列車専用線路
 ヲ除ク)ノ有効長ハ左ノ長サヲ標準トス但シ線路ノ狀況ニ依リ之ニ依
 ラザルコトヲ得
 甲線 乙線 丙線
 三百八十米乃 二百五十米乃 百五十米乃
 至四百六十米 至三百八十米 二百五十米
 第三十五條 旅客ヲ取扱フ駅ニハ乗降場、待合所、便所等ノ設備ヲ爲ス
 コトヲ要ス
 第三十六條 荷物ヲ取扱フ駅ニハ荷物積卸場、荷物庫等ノ設備ヲ爲スコ
 トヲ要ス
 第三十七條 乗降場及荷物積卸場ノ線端ヨリ軌道中心迄ノ距離ハ一米五
 六タルコトヲ要ス
 前項ノ距離ハ曲線ニ沿フ乗降場及荷物積卸場ニ於テハ曲線半径八百米
 ヨリ大ナル場合ニ於テモ第十九條ニ準ジ之ヲ増スコトヲ要ス
 乗降場ノ幅ハ兩面ヲ使用スルモノハ三米以上其ノ他ノモノハ二米以上
 タルコトヲ要ス
 乗降場ノ高サハ軌條面ヨリ七百六十耗トス但シ電車専用ノ場合ニ於テ
 ハ千百耗、電車及其ノ他ノ列車ニ共用スル場合ニ於テハ九百二十耗ト
 乘降場ニ在ル柱類ト乗降場線端トノ距離ハ一米以上タルコトヲ要ス
 乘降場ニ在ル本家、跨線橋口、地下道口、待合所、便所等ト乗降場線
 端トノ距離ハ一米五以上タルコトヲ要ス

荷物積卸場ノ高サハ軌條面ヨリ九百六十耗トス但シ手小荷物専用ノ場
 合ニ於テハ軌條面ヨリ七百六十耗、小口扱貨物専用ノ場合ニ於テハ軌
 條面ヨリ千二百耗トス
 前項ノ高サハ特別ノ場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得
 第三十八條 地方ノ狀況ニ依リ特ニ前三條ノ規定ニ依ラザル駅ヲ設ケル
 コトヲ得
 第三十九條 機關車用轉車台ノ長サハ十二米乃至二十米トス
 貨車用ノ轉車台及選車台ノ長サハ五米以上トス
 第十一節 分岐及平面交叉
 第四十條 本線路ニ於ケル分岐ハ停車場内又ハ信号所ニ於テ爲スコトヲ
 要ス但シ側線ヲ分岐スル場合又ハ貨物列車ノミヲ運轉スル本線路ニ於
 ケル分岐ニシテ特別ノ事由アル場合ニ限り相当ノ保安設備ヲ爲シ之ニ
 依ラザルコトヲ得
 第四十一條 本線路ハ停車場ニ於テ相当ノ保安設備アル場合ヲ除キ本線
 路又ハ他ノ鐵道、軌道ト平面交叉ヲ爲スコトヲ得ズ但シ本線路ガ貨物
 列車ノミヲ運轉スル場合又ハ他ノ鐵道、軌道ガ人力若ハ馬力ヲ動力ト
 スル場合ニ於テ相当ノ保安設備ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 第十二節 常置信号機
 第四十二條 停車場ニハ場内信号機ヲ設ケルコトヲ要ス但シ列車ノ進路
 ニ轉轍器ナキ場合又ハ轉轍器ガ常時鎖錠セラルル場合ハ之ヲ設ケザル
 コトヲ得
 第四十三條 停車場ニハ出發信号機ヲ設ケルコトヲ通例トス
 第四十四條 停車場ニハ必要ニ應ジ入換信号機及誘導信号機ヲ設ケルモ
 ノトス
 第四十五條 閉塞區間ノ始点ニハ閉塞信号機ヲ設ケルコトヲ要ス但シ其
 ノ始点ガ停車場内ニ在リテ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ハ之ヲ設ケザ
 ルコトヲ得
 一 出發信号機又ハ場内信号機ノ設ケアルトキ
 二 出發信号機ヲ設ケタル必要ナキトキ
 第四十六條 停車場外ニ於テ可動橋、線路ノ交叉其ノ他特ニ防護ヲ要ス
 ル地点ニハ必要ニ應ジ掩護信号機ヲ設ケルモノトス
 第四十七條 場内信号機、閉塞信号機及掩護信号機ニ對シテハ其ノ前方

相當ノ距離ニ於テ遠方信号機ヲ設ケルコトヲ要ス但シ左ノ各号ノ一ニ
 該當スル場合ハ之ヲ設ケザルコトヲ得
 一 場内信号機、閉塞信号機又ハ掩護信号機ガ停止信号ヲ現示スル場
 合其ノ前方相當ノ距離ニ於テ之ヲ表示スル他ノ常置信号機ノ設ケ
 アルトキ
 二 場内信号機、閉塞信号機又ハ掩護信号機ノ信号現示ヲ二四米以上
 ノ距離ニ於テ列車ヨリ認識スル必要ナキトキ
 三 丙線ニ限リ場内信号機、閉塞信号機又ハ掩護信号機ノ信号現示ヲ
 四百米以上ノ距離ニ於テ列車ヨリ認識シ得ルトキ
 四 特殊ノ事由アルトキ
 第十三節 保安設備
 第四十八條 相互關係ヲ有スル常置信号機及轉轍器ハ連動ノ裝置ト爲ス
 コトヲ要ス但シ本線路ニ関セザルモノ、常時鎖錠セラルル轉轍器及使
 用稀ナル背向轉轍器ニ付テハ之ニ依ラザルコトヲ得
 第四十九條 軌道ノ終端ニハ相當ノ車止裝置ヲ設ケルコトヲ要ス
 第五十條 車両ガ本線路ニ逸走シ又ハ列車ガ逸走シテ危害ヲ生ズル虞ア
 ル箇所ニハ相當ノ保安設備ヲ爲スコトヲ要ス
 第五十一條 停車場及信号所ニハ電氣通信ノ設備ヲ爲スコトヲ要ス、但
 シ職員ヲ配置セザル停車場ニ在リテハ之ヲ爲サザルコトヲ得
 第五十二條 交通頻繁ナル踏切道ニ對シテハ門扉其ノ他相當ノ保安設備
 ヲ爲スコトヲ要ス
 第五十三條 人又ハ牛馬等ノ線路ニ踏ミ入ル虞アル場所ニハ堤塘、柵垣
 又ハ溝渠等ヲ設ケルコトヲ要ス
 第五十四條 列車ヲ避ケルニ困難ナル隧道、橋梁其ノ他ニハ待避所ヲ設
 ケルコトヲ要ス
 第十四節 線路標
 第五十五條 線路ニハ左ノ標ヲ設ケルコトヲ要ス

- 一 一軒毎ニ其ノ距離ヲ示ス標
- 二 勾配ノ變更スル箇所ニハ其ノ勾配ヲ示ス標
- 三 本線路ヨリ分岐スル箇所ニハ車両ノ接触限界ヲ示ス標
- 四 列車ノ運轉上特ニ注意ヲ要スル箇所ニハ必要ニ應ジテ示ス標
- 五 踏切道ニハ必要ニ應ジテ行人ノ注意ヲ惹クベキ標

第三章 車 兩

第一節 車 兩 限 界

第五十六條 車兩ハ左ノ各号ニ掲グルモノヲ除キ直線軌道上正位ニ於テ
 第四圖ニ示ス車兩限界外ニ出デザルモノタルコトヲ要ス
 一 タイヤノ幅以内ニ於ケル車輪ノ部分
 二 停止中ニ限リ閉閉スル扉類ニシテ開キタル場合ニ於ケルモノ
 三 雪撥装置、郵便受渡器、クレーン其ノ他特種ノ装置ニシテ使用ス
 ル場合ニ於ケルモノ
 四 齒軌條用齒車

註 架空電車線ニ依リ電氣運轉ヲ爲ス車兩ノ屋上装置ハ車兩限界ノ
 示ス所ニ依リ其ノ基礎限界外ニ出ヅルコトヲ得レドモ架空電車線
 ニ依ル運轉區間以外ノ區間ヲ運轉スル場合ヲ考慮シテ屋上装置ヲ
 容易ニ取外シ又ハ集電装置ヲ折疊ミテ基礎限界内ニ收メ得ル構造
 ト爲スベキモノトス

第五十七條 車兩ハ曲線軌道上正位ニ於テ其ノ中心線ガ軌道中心線ヨリ
 偏倚シタル場合ニ於テモ其ノ各部分前條ノ車兩限界ノ幅ニ第十九條ニ
 依ルルヲ各側ニ於テ加算シタル限界外ニ出デザルモノタルコトヲ要
 ス

註 本條ノ規定ハ車兩ガ曲線軌道上ニ於テ軌道ニ對シ左右ニ偏倚シ
 タル場合ニ其ノ各部分占ムル位置ヲ制限シタルモノニシテ曲線ニ
 於ケル建築限界ノ拡大寸法ハ車輪ノ長さ約十九米、ボギー中心
 間ノ距離約十三米四ナナルボギー車ノ兩端部及中央部ニ於ケル偏倚
 ニ相当スルモノナリ故ニ車輪ノ長さ及ボギー中心間ノ距離ノ關係

第六十條 前二條ノ限度ハ乙線及丙線ノ急勾配ヲ含ム運轉區間其ノ他ニ
 シテ特ニ必要アル場合ニ於テハ軌道及橋梁ノ負担力ノ範圍内ニ於テ左
 ノ限度迄増スコトヲ得

標準活荷重	軌道ニ對シ	乙線	丙線
橋梁ニ對シ		K-16	K-15
車輪一對ノ軌條ニ對スル圧力		KS-16	KB-15
客貨車ノ車輪一對ノ軌條ニ對スル圧力ハ停止中ニ於テ十三 噸以下タルコトヲ標準トシ十四噸ニ至ルコトヲ得但シ其ノ重量ハ兩端 連結器ノ連結面間ノ距離一米ニ付平均五噸以下タルコトヲ要ス	十六噸	十五噸	

第六十一條 客貨車ノ車輪一對ノ軌條ニ對スル圧力ハ停止中ニ於テ十三
 噸以下タルコトヲ標準トシ十四噸ニ至ルコトヲ得但シ其ノ重量ハ兩端
 連結器ノ連結面間ノ距離一米ニ付平均五噸以下タルコトヲ要ス

第六十二條 前條ニ規定スル限度ハ運轉區間又ハ連結位置ニ制限ヲ有ス
 ル車兩ニ付テハ軌道及橋梁ノ負担力ノ範圍内ニ於テ之ヲ超過スルコト
 ヲ得

註 本條ハ電動車、氣動車、石炭車、冷蔵車、特種貨車其ノ他特ニ
 重量大ナル客貨車ニ對スル規定ナリ

第三節 輪 軸

第六十三條 輪軸ノ配置及之ニ關スル車兩各部ノ構造ハ十八噸ノスラッ
 クヲ有スル半徑百米ノ曲線ヲ通過シ得ルモノタルコトヲ要ス

第六十四條 固定軸距ハ四米六以下タルコトヲ要ス

第六十五條 車輪ノ直徑ハ車輪一對ノ中心線ヨリ五百六十噸ノ距離ニ於
 ケル踏面ニ於テ測リ七百三十噸以上タルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ア
 ル場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得

註 第五圖參照

第六十六條 タイヤ(タイヤナキ場合ハリム)ノ幅ハ百二十噸以上百五十
 噸以下タルコトヲ要ス
 タイヤ(タイヤナキ場合ハリム)一對ノ内面距離ハ九百八十八噸以上九
 百九十四噸以下トシ九百九十噸ヲ以テ標準トス

註 第五圖參照

上偏倚ガヨリ大トナルベキ車兩ヲ製作スル場合ニハ本條ノ限界
 外ニ出デザル様其ノ幅ニ付考慮スベキモノトス

第二節 車 兩 ノ 重 量

第五十八條 機關車(炭水車ヲ含ム)ハ之ヲ二兩連結シ長さ一米ニ付甲線
 及乙線ニ在リテハ五噸、丙線ニ在リテハ四噸ノ等布活荷重ヲ牽引スル
 場合ニ軌道及橋梁ニ對シ第三圖ニ示ス左ノ記号ノ標準活荷重ヨリ大ナ
 ル影響ヲ與ヘザルモノタルコトヲ要ス

軌道ニ對シ	甲線	乙線	丙線
	K-16	K-15	K-13
橋梁ニ對シ	(線路ノ狀況ニ依リK-16)	(線路ノ狀況ニ依リK-15)	(線路ノ狀況ニ依リK-13)
	KB-16	KB-15	KB-13

註 本條ハ機關車ノ車輪ノ軌條ニ對スル圧力及其ノ配置等ノ軌道及
 橋梁ニ對スル影響ノ最大限度ヲ規定セルモノニシテ機關車ノ製作
 ニ當リテハ車輪ノ軌條ニ對スル圧力ノミナラズ軸輪ノ配置等ヲモ
 考慮シテ本條ノ限度ヲ超エザル様ニ爲スベキモノナリ

甲線ニ於テ線路ノ狀況ニ依リK-16及K-15トアルハ特定ノ區
 間ニ限リ使用スル目的ヲ以テ製作スル場合ヲ指スモノトス

第五十九條 機關車ノ車輪一對ノ軌條ニ對スル圧力ハ停止中ニ於テ左ノ
 大サ以下タルコトヲ要ス

甲線	乙線	丙線
十六噸	十五噸	十三噸

(線路ノ狀況ニ依リ十八噸)

前項ノ圧力ハ第三圖ニ示ス動輪ノ不釣合遠心力、車兩ノバネ下重量等
 ヲ考慮シテ之ヲ増減スベキモノトス但シ増ス場合ニ於テハ百分ノ五ヲ
 超ユルコトヲ得ズ

第六十七條 輪軸ノ高さハ車輪一對ノ中心線ヨリ五百六十噸ノ距離ニ於
 ケル踏面ヨリ測リ二十五噸以上三十五噸以下タルコトヲ要ス
 車輪一對ノ中心線ヨリ輪軸外面迄ノ距離ハ前項ノ踏面ヨリ十噸ノ下位
 ニ於テ五百十六噸以上五百二十七噸以下タルコトヲ要ス

註 第五圖參照

第四節 車 兩 連 結 器

第六十八條 車兩ハ兩端ニ自動連結器ヲ備フルコトヲ要ス

第六十九條 自動連結器ハ其ノ連結部ニ於テ第六圖ニ示ス寸法ノ輪廓ヲ
 有シ又ハ之ヲ相互連結シテ使用シ得ルモノタルコトヲ要ス但シ電車ノ
 連結器ハ之ニ依ラザルコトヲ得

第七十條 自動連結器ノ連結面ノ中心ノ高さハ車兩停止中ニ於テ軌條面
 上七百九十噸以上八百九十噸以下タルコトヲ要ス
 自動連結器ノ肘ハ二百二十五噸以上ノ高さヲ有スルモノタルコトヲ要
 ス

第五節 制 動 機

第七十一條 車兩ニハ貫通制動機ヲ備フルコトヲ要ス但シ緩急車ニ非ザ
 ル貨車及特種ノ車兩ニハ制動管ノミヲ備ヘ貫通制動機ヲ備ヘザルコト
 ヲ得

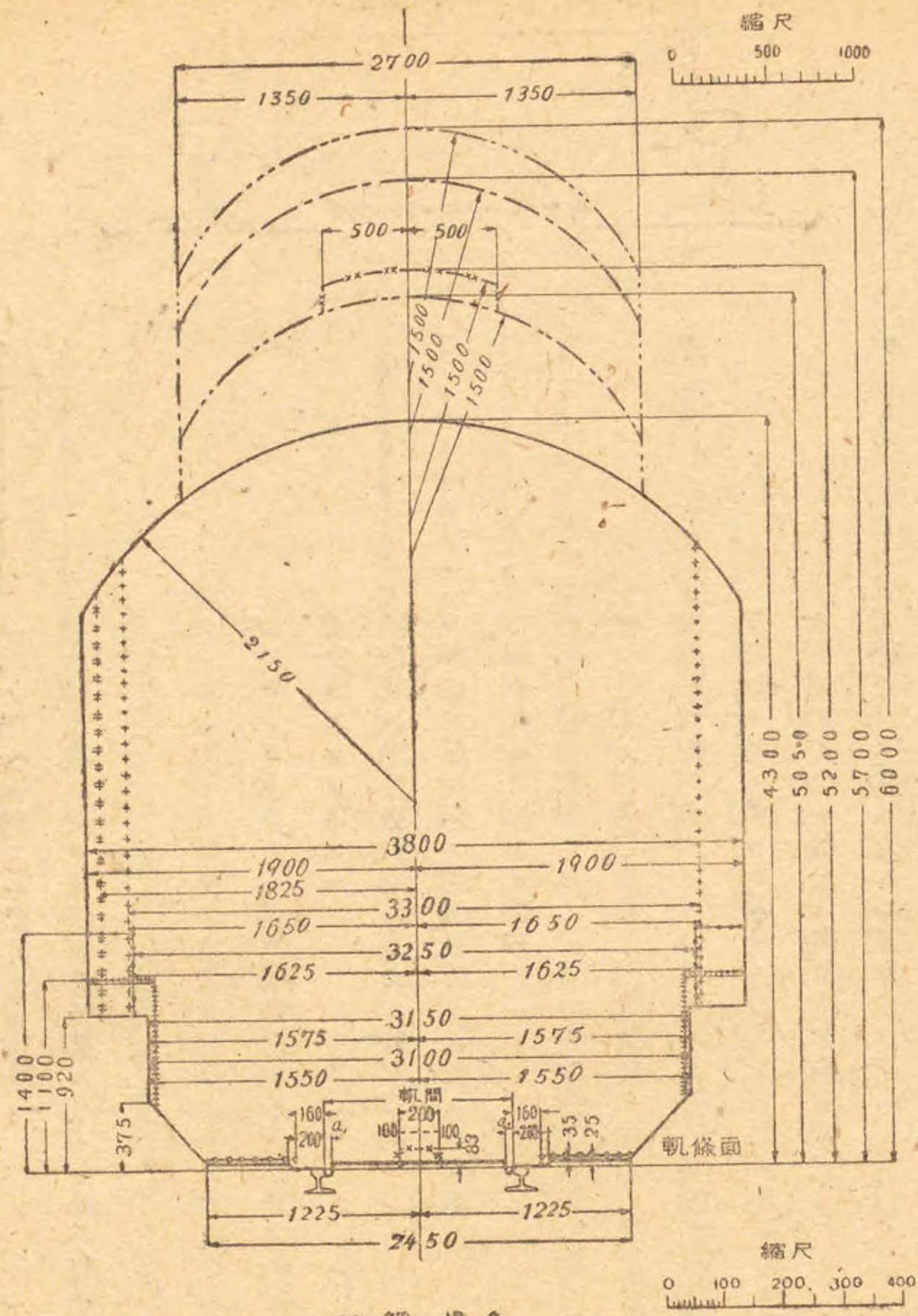
第七十二條 貫通制動機ノ制輪子ニ作用スル圧力(タイヤニ制輪子ヲ使
 用セザル制動機ニ在リテハ之ニ換算シタル圧力)ハ制動車輪ノ軌條ニ
 對スル圧力ニ對シ左ノ割合以上タルコトヲ要ス但シ特種ノ車兩ハ之ニ
 依ラザルコトヲ得

一 機關車(タンク機關車ニ在リテハ積載石炭及水量ガ規定量ノ二分
 ノ一ノ場合其ノ他ノ機關車ニ在リテハ運轉整備ノ場合)

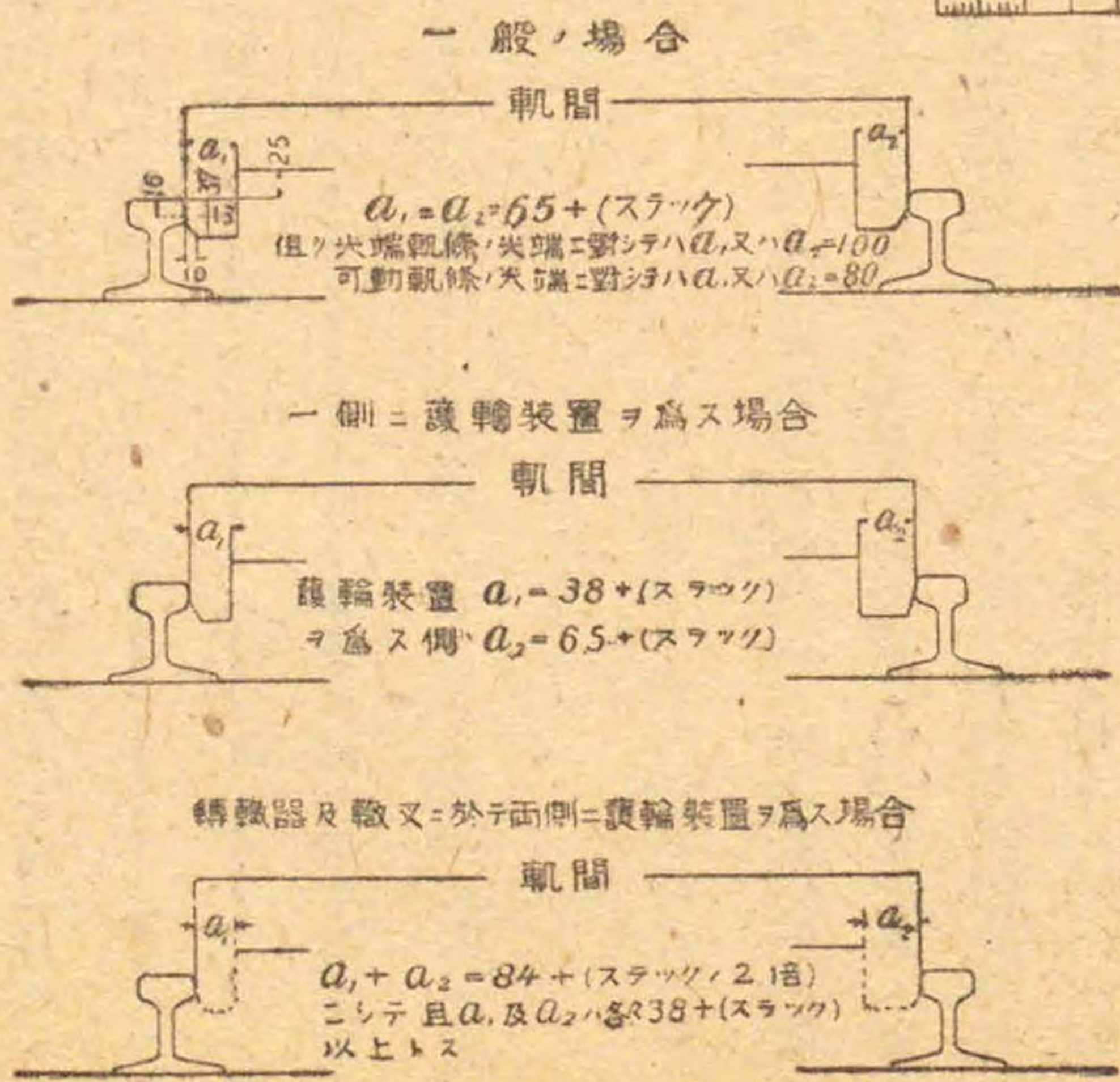
二 炭水車(空車ノ場合)

三 客貨車(空車ノ場合)

百分ノ五十	百分ノ八十	百分ノ七十
-------	-------	-------



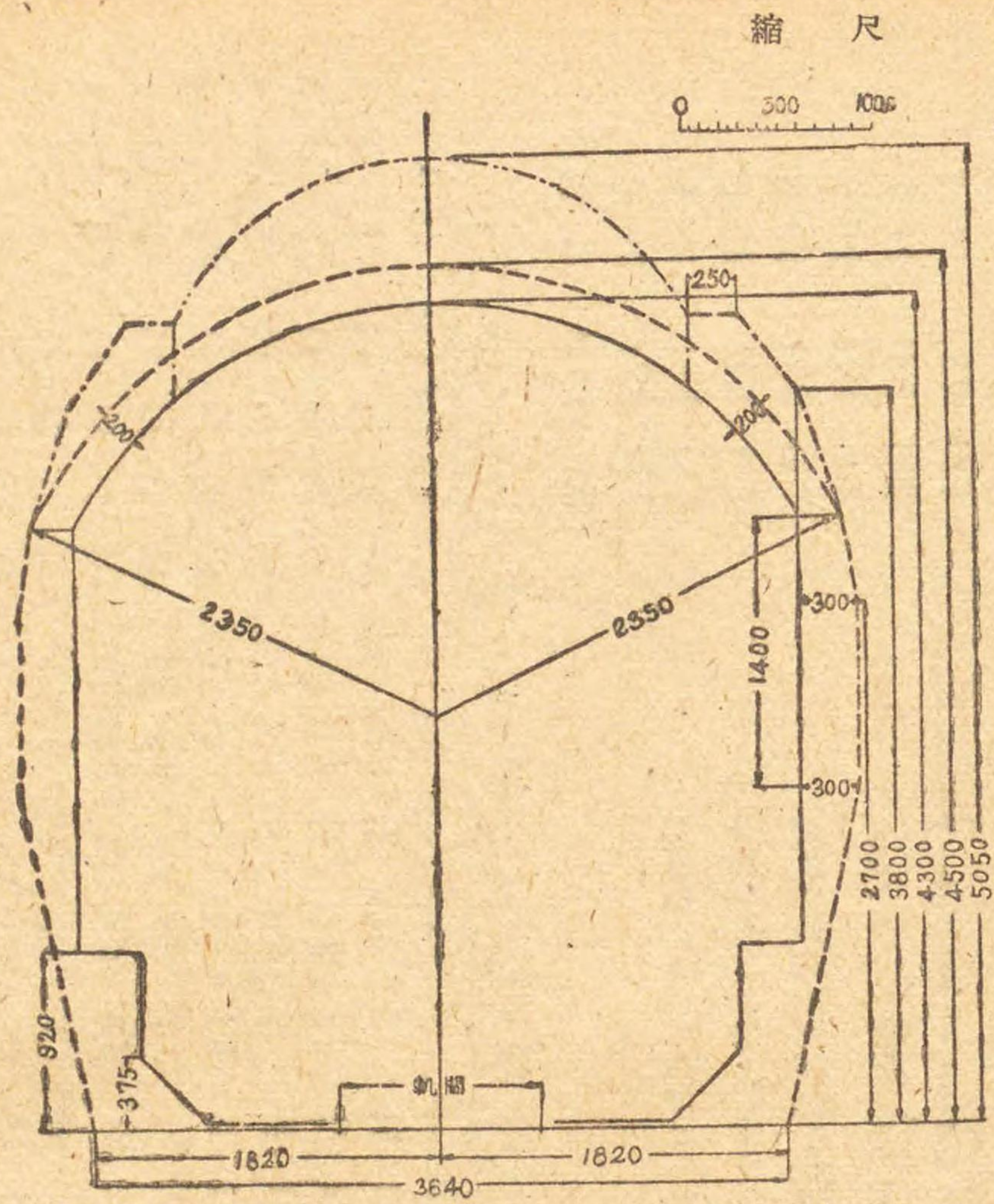
第一圖 建築限界(單位)



a₁及a₂部分ニ対スル限界

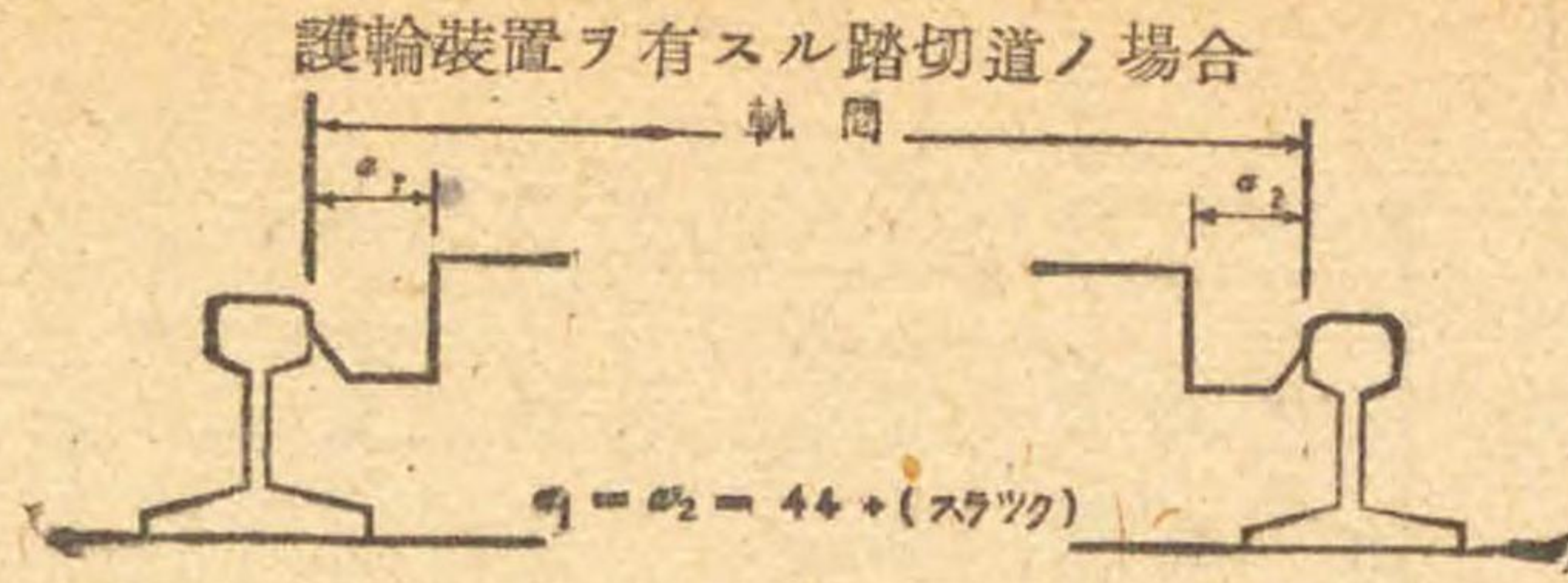
- 第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通
- 動スルモノタルコトヲ要ス但シ特種ノ車両ニ在リテハ之ニ依ラザルコトヲ得
- 第七十四條 運轉室ヲ有スル車両及緩急車ニハ貫通制動機ヲ作用セシメ得ル装置及制動管ノ圧力ヲ示ス装置ヲ爲スコトヲ要ス
- 第七十五條 運轉室ヲ有スル車両(テンダー機関車ヲ除ク)、炭水車及緩急車ニハ他ノ制動機ヲ備フル場合ニ於テモ手用制動機ヲ備フルコトヲ要ス
- 第七十六條 手用制動機ノ制輪子ニ作用スル圧力ハ制動車輪ノ軌條ニ対スル圧力(空車ノ場合)ニ対シ百分ノ二十以上タルコトヲ要ス
- 第六節 車両ノ装置
- 第七十七條 蒸氣機関車及蒸氣動車ニハ左ノ装置ヲ爲スコトヲ要ス
- 一 二箇ノ獨立シタル給水器
 - 二 罐内ノ水位ヲ認ムベキ二箇ノ獨立シタル装置
 - 三 罐ノ安全弁
 - 四 罐ノ圧力計
 - 五 火粉又ハ燃滓ノ散出ヲ防グ装置
- 本号ノ装置ハ其ノ使用スル燃料ノ性質ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得
- 第七十八條 電氣機関車及電動車ニハ左ノ装置ヲ爲スコトヲ要ス
- 一 自動遮断装置
 - 二 架空電車線ニ依ル場合ニ於テハ避雷器
- 第七十九條 運轉室ヲ有スル車両ニハ氣笛又ハ之ニ相当スル合図ノ装置ヲ爲スコトヲ要ス
- 第八十條 客室ノ床面積ハ旅客定員一人ニ付〇・三平方米以上タルコトヲ要ス
- 第八十一條 旅客ノ使用スル室ニハ通風、点燈及必要ニ應ジテ暖房ノ装置ヲ爲スモノトス
- 第八十二條 客車ノ側面ニ在ル外開戸及引戸ニハ二重ノ閉装置ヲ爲スコトヲ要ス

- トヲ要ス但シ特種ノ装置ヲ有スル場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得
- 註 本條但書ニ於テ特種ノ装置トハ自動閉装置ノ如キヲ謂フ
- 第七節 車両ノ標記
- 第八十三條 機関車ニハ番号ヲ標記スルコトヲ要ス
- 第八十四條 客貨車ニハ左ノ事項ヲ標記スルコトヲ要ス但シ特種ノ車両ニ在リテハ之ニ依ラザルコトヲ得
- 一 國有鐵道ノ記号
 - 二 記号及番号
 - 三 自重
 - 四 客車ニハ等級及旅客定員
 - 五 荷物車、郵便車及貨車ニハ積載量
- 附則
- 本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 大正十年十月鐵道省令第二号國有鐵道建設規程ハ之ヲ廢止ス
- 本令施行前工事ニ著手シ又ハ竣工シタル線路其ノ他ノ建造物、車両等ニシテ本令ニ抵触スルモノハ之ヲ改築又ハ改造シ終ル迄ハ第一條但書ニ依ルモノト看做ス
- 本令ノ適用ニ當リ機関車ノ運用上直ニ第五十八條及第五十九條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ速度ニ制限ヲ加ヘ軌道及橋梁ノ負担力ノ範圍内ニ於テ當該條項ノ制限ヲ超過スルコトヲ得
- 當該線路ニ第五十六條ニ規定スル車両限界ニ近キ大サノ車両ヲ運轉スル時期迄ハ乗降場及荷物積卸場ノ縁端ト車両ノ踏段又ハ床トノ空隙ヲ小ナラシムル爲一時第三十七條第一項ニ規定スル距離ヲ最小一米四迄縮小スルモノトス
- 註 第五項ヲ適用スル場合ハ將來乗降場及荷物積卸場ノ改築又ハ之ニ沿フ軌道ノ移轉ニ依リ第三十七條第一項ノ規定ニ依ルコトヲ得ル様考慮シ置クコトヲ要ス



第二圖 隧道ニ於ケル建築限界外ノ余裕(單位耗)

- 凡例
- 一般ノ場合ニ対スル建築限界
 - 普通ノ区間ニ対スル余裕
 - 架空線ニ依リ電氣運轉ヲ爲ス区間ニ於テ隧道ニ対シ建築限界ヲ縮小シ得ル限度
 - 架空線ニ依リ電氣運轉ヲ爲ス区間ニ対スル余裕



- 第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通 凡例
- 一般ノ場合ニ対スル限界
 - 架空電車線ニ依リ電氣運轉ヲ爲ス区間ニ於テ架空電車線及其ノ懸吊装置ヲ除キタル上部ニ対スル限界 (本限界ハ橋梁、隧道、雪覆、跨線橋及其ノ前後ニ於テ必要アル場合ニハ) 以テ示ス限度迄、乗降場上家庇ノ部分ニ於テ必要アル場合ニハ) 以テ示ス限度迄之ヲ縮小シ又停車場構内ニ於テ必要アル場合ニハ) 以テ示ス限度迄之ヲ擴大スルモノトス)
 - 乗降場及荷物積卸場ニ対スル限界
 - 信号標識並特種ノ隧道及橋梁ニ対スル限界
 - 遷移轉轍器ニ対スル限界
 - +++++ 側線及貨物列車ノミノ發著スル本線路ニ於テ燃料搭載、給水ノ設備及信号柱ニ、側線ニ於テ轉車、計重、洗車ノ設備、車庫ノ門路及其ノ内部ノ裝置並軌道間ニ建ツル荷物積卸上家ノ支柱ニ対スル限界
 - +++++ 側線及貨物列車ノミノ發著スル本線路ニ於テ架空電車線支持柱ヲ、側線ニ於テ構内照明燈支持柱ヲ四線路以上毎ニ建ツル場合ニ対スル限界 (本限界ハ既設停車場ニ於テ一般ノ場合ニ対スル限界ニ依ルコト困難ナル如キ場合ニ限り之ヲ適用ス)
 - 轉轍器及轍又ニ対スル限界
 - 齒軌條ニ対スル限界

●日本國有鐵道簡易線建設規程

昭和七年五月二十七日 (昭和省令第八号) 鐵道省令第五号、二四年五月三十一日運令第一五号改正

國有鐵道簡易線建設規程左ノ通定ム

- 第一條 日本國有鐵道ノ簡易線ノ線路及車兩ノ構造ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本規程ニ規定セザル事項ハ日本國有鐵道建設規程中丙線ニ對スル規定ニ依ル
- 第三條 本規程ヲ適用スル線路區間ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四條 本線路ニ於ケル曲線ノ半径ハ六十米以上タルコトヲ要ス
前項ノ半径ハ分岐ニ附帶スル場合ニ於テ百米迄之ヲ縮少スルコトヲ得
- 第五條 本線路ニ於ケル本線路ニシテ乗降場ニ沿フ部分ノ曲線ノ半径ハ二百米以上タルコトヲ要ス
曲線補正ハ之ヲ爲サザルコトヲ得
- 第六條 本線路ニ於ケル本線路ノ勾配ハ其ノ本線路ノ最端轉轍器(最端轉轍器外ガ下リ勾配ナル場合ニハ之ヨリ外方十米ノ箇所)ノ間及列車ノ停止區域ニ於テ千分ノ三・五ヨリ急ナラザルコトヲ要ス但シ車兩ノ解結ヲ爲サザル本線路ニシテ列車ノ發着ニ支障ナキ場合ハ千分ノ十五ニ到ルコトヲ得
側線ノ勾配モ亦千分ノ三・五ヨリ急ナラザルコトヲ要ス但シ車兩ヲ留置セザル側線ハ之ニ依ラザルコトヲ得
- 第七條 本線路ニ於ケル軌道ノ負擔力ハ最大軸重十一噸、最小軸距千五百斤ノ機關車ガ重連シテ列車ヲ牽引スル場合直線ニ於テ一時間四十五秒ノ速度ノ運轉ニ耐フルモノナルコトヲ標準トス
前項ノ負擔力ハ運轉車兩ノ重量其ノ他線路ノ狀況ニ依リ之ヲ増減スルコトヲ得

第七條 軌條ハ三十軌軌條ノ百分ノ八十ノ強度ヲ有スルモノナルコトヲ標準トス

- 第八條 軌條ヲ使用スル場合ニハ三十軌軌條ヲ採用スベキモノトス
〔註〕 本條ノ規定ハ三十軌古軌條ノ利用ヲ考慮シタルモノニシテ新軌條ヲ使用スル場合ニハ三十軌軌條ヲ採用スベキモノトス
- 第九條 築堤又ハ切取ニ於ケル施工基面ノ幅(側溝ヲ除ク)ハ軌條中心ヨリ外緣迄一米九以上タルコトヲ要ス
前項ノ幅ハ道床ノ幅其ノ他線路ノ狀況ニ依リ相当之ヲ擴大スルコトヲ要ス
- 第十條 本線路ニ於ケル橋梁ノ負擔力ハ日本國有鐵道建設規程第三圖ニ示ス標準活荷重(1)ノ10ニ依ルモノタルコトヲ標準トス
前項ノ負擔力ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ同圖ニ示ス(1)ノ12ニ依ルモノトス
- 第十一條 停車場ニ於ケル列車ノ發着スル本線路ノ有効長ハ八十米ヲ標準トス
- 第十二條 旅客ヲ取扱フ駅ニハ乗降場、待合所、便所等ノ設備ヲ爲スコトヲ要ス
荷物ヲ取扱フ駅ニハ必要アル場合ニ限リ荷物積卸場、荷物庫等ノ設備ヲ爲スコトヲ要ス
〔註〕 簡易ナル駅設備ノ例示圖參照
- 第十三條 乘降場及荷物積卸場ノ線路ヨリ軌道中心迄ノ距離ハ一米五六ダルトヲ要ス
前項ノ距離ハ曲線ニ沿フ乘降場及荷物積卸場ニ於テハ曲線半径八百米ヨリ大ナル場合ニ於テモ日本國有鐵道建設規程第十九條ニ準ジ之ヲ増スコトヲ要ス
乘降場ノ幅ハ兩面ヲ使用スルモノハ三米以上其ノ他ノモノハ一米五以上タルコトヲ要ス

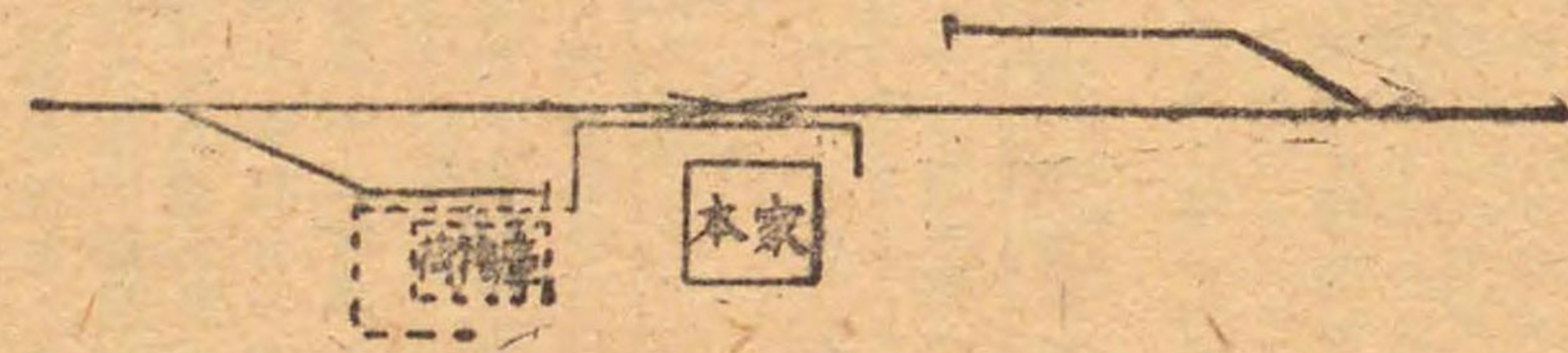
上タルコトヲ要ス

- 乘降場及荷物積卸場ノ高ハ軌條面ヨリ六百六十斤トス
- 乘降場ニ在ル柱類ト乗降場線端トノ距離ハ一米以上タルコトヲ要ス
- 乘降場ニ在ル本屋、跨線橋口、地下道口、待合所、便所等ト乗降場線端トノ距離ハ一米五以上タルコトヲ要ス
- 第十四條 本線路ハ停車場又ハ信号所ニ於テ相當ノ保安設備アル場合ヲ除キ本線路又ハ他ノ鐵道、軌道ト平面交又ヲ爲スコトヲ得但シ他ノ鐵道、軌道ガ人力又ハ馬力ヲ動力トスル場合ニ於テ相當ノ保安設備ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
〔註〕 本條但書ノ相當ノ保安設備トハ門扉又ハ警報裝置ノ如キモノヲ謂フ
- 第十五條 列車ノ行違ヲ爲ス停車場ニハ場内信号機ヲ設クルコトヲ要ス
- 第十六條 上下列車ニ對スル場内信号機ハ之ヲ同一柱ニ設クルコトヲ得
ケザルヲ通例トス
- 第十七條 場内信号機及掩護信号機ノ信号現示ヲ其ノ防護區域外二百米以上ノ距離ニ於テ列車ヨリ認識スルコト能ハザル場合ハ該信号機ノ前方相當ノ距離ニ於テ遠方信号機ヲ設クルコトヲ要ス但シ上リ勾配線ニシテ其ノ必要ヲ認メザル場合ハ之ヲ設ケザルコトヲ得
- 第十八條 相互關係ヲ有スル常置信号機及轉轍器ハ聯動ノ裝置ト爲スコトヲ要ス但シ本線路ニ關セザルモノ、當時鎖錠セララル轉轍器、列車對向通過ノ際取柄ヲ支持スル轉轍器、發條轉轍器及背向轉轍器ニ付テハ之ニ依ラザルコトヲ得
- 第十九條 機關車(炭水車ヲ含ム)ハ之ヲ二両連結シ長一米ニ付四噸ノ等布活荷重ヲ牽引スル場合ニ軌道ニ對シ第六條ノ負擔力、橋梁ニ對シ第十條ノ負擔力ヨリ大ナル影響ヲ與ヘザルモノタルコトヲ要ス
- 第二十條 機關車ノ車輪一對ノ軌條ニ對スル圧力ハ停止中ニ於テ十一噸

以下タルコトヲ要ス

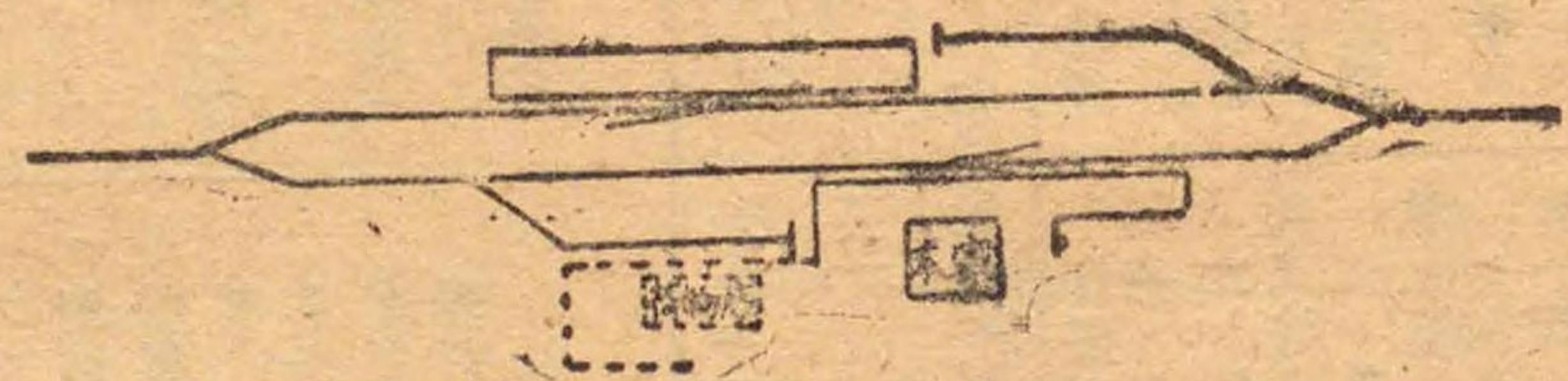
- 前項ノ圧力ノ限度ハ特ニ必要アル場合ニ限リ軌道及橋梁ノ負擔力ノ箇内ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得
- 第二十一條 客貨車ノ車輪一對ノ軌條ニ對スル圧力ハ停止中ニ於テ十二噸以下タルコトヲ要ス
前項ノ圧力ノ限度ハ特ニ必要アル場合ニ限リ軌道及橋梁ノ負擔力ノ箇内ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得
附則 (昭和七年鐵道省令第十二号)
本令ノ適用ニ當テリ機關車ノ運用ハ直ニ第二十條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ當分ノ内軌道及橋梁ノ負擔力ノ範圍内ニ於テ當該條項ノ制限ヲ超過スルコトヲ得
- 當該線路ニ國有鐵道建設規程第五十六條ニ規定スル車兩限界ニ近キ大サノ車兩ヲ運轉スル時期迄ハ乘降場及荷物積卸場ノ線端ト車兩ノ踏段又ハ床トノ空隙ヲ小ナラシムル爲一時間第十三條第一項ニ規定スル距離ヲ最小一米四迄縮小スルモノトス

(=) 貨物線ヲ廻線トセザルモノ



二、列車ノ行進アル場合

(イ) 相対式



(ロ) 島式



簡易ナル駅設備例示図

一、列車ノ行進ナキ場合

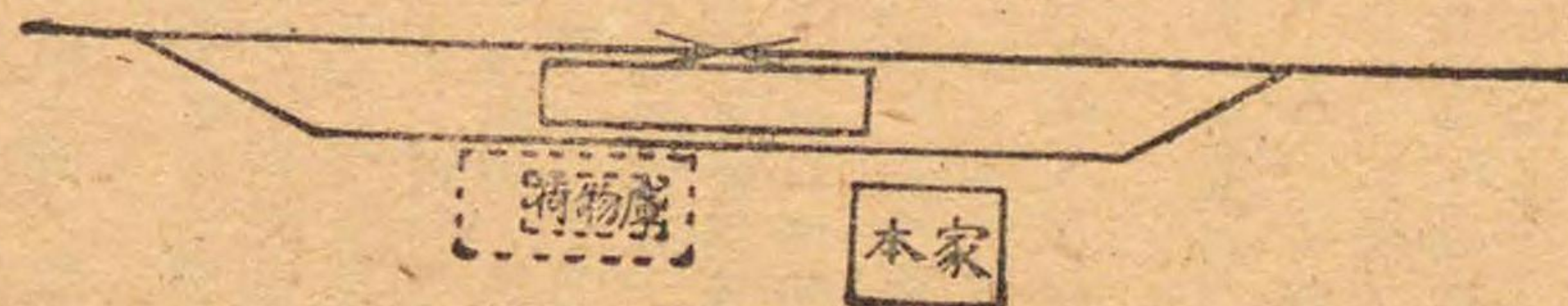
(イ) 乗降場ニ待合所ノアルモノ(駅員ヲ配置セズ)



(ロ) 乗降場及本家アルモノ(取扱貨物小量)



(ハ) 貨物線ヲ廻線トナシタルモノ



日本國有鐵道簡易線運轉規程

昭和七年五月二十七日 鐵道省令第十號

沿事 昭和七年九月鐵道省令第一三號、二四年五月三十一日鐵道省令第一五號改正

日本國有鐵道簡易線運轉規程ノ通定ム

第一條 日本國有鐵道簡易線ニ於ケル運轉ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル但

運輸大臣ノ承認ヲ受ケタ場合ハ本規程ニ依ラザルコトヲ得

第二條 本規程ニ規定セザル事項ハ日本國有鐵道運轉規程ノ定ムル所ニ

依ル

第三條 列車ノ最大軸數ハ機關車ヲ除キ之ヲ二十軸トス但シ特ニ必要ア

連精軸數百ニ對スル制動軸數

線路ノ勾配 千分ノ一〇 千分ノ一二 千分ノ一四 千分ノ一六 千分ノ一八 千分ノ二〇 千分ノ二五 千分ノ三〇 千分ノ三五

制動軸數 六 八 一一 一三 一六 一八 二四 三一 三七

線路ノ勾配ニシテ本表ニ掲グルモノノ中間ニ在ル場合ニ於ケル制動軸數ノ割合ハ挿入法ニ依リ算出ス

第五條 列車ノ後部(推進ノ場合ニ於テハ前頭)ニハ制動簡附車兩ヲ連結

スルコトヲ要ス

前條第一項但書及同條第二項ノ列車ニハ其ノ後部(推進ノ場合ニ於テ

ハ前頭)ニ緩急車ヲ連結シ之ニ車掌ヲ乘務セシムベシ

前二項ノ場合ニ於テ列車ノ後部ニ制動機ノ作用セザル貨車又ハ廻送車

兩ハ一兩ニ限リ之ヲ連結スルコトヲ得

第六條 列車ノ後部標識ハ之ヲ掲ゲザルコトヲ得但シ左ノ各号ノ列車ニ

對シテハ之ヲ省略スルコトヲ得ズ

一 臨時列車ノ運轉ヲ予メ關係ノ向ニ通告スル能ハザル場合ニ於テ之

ニ先チ同方向ニ運轉スル直後ノ列車

二 事故ノ爲臨時法ニ依リ運轉スル列車

第七條 安全側線又ハ脱線裝置等ノ設備ナキ停車場ニ於テハ左ノ條件ヲ

具備スル場合ニ限リ上下列車ヲ同時ニ進入セシムルコトヲ得

一 上下列車ガ何レモ貫通制動機ヲ使用スルトキ

二 最速轉轍器外八十米以內ニ千分ノ十ヨリ急ナル勾配ナルトキ

第八條 本線路ニ於ケル轉轍器ハ列車對向シテ通過スルトキ之ヲ鎖錠シ

又ハ其ノ取柄ヲ支持スルコトヲ要ス但シ發條轉轍器ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 列車ハ出發合圖アルコトヲ非ザレバ停車場ヲ出發スルコトヲ得ズ但

シ特別ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 列車ガ停車場ニ進入スベキ時刻ノ十分前ヨリ到着スル迄ハ其

ノ方面ニ於テ停車場外ニ互リ列車又ハ車兩ノ入換ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條 列車ハ一時間四十五分ノ速度ヲ超エテ運轉スルコトヲ得ズ但

シ軌道及橋梁ニ對シ其ノ負擔力ヨリ大ナル影響ヲ與ヘザル場合ハ一時

間六十五分迄増速スコトヲ得

第四一五号

鐵道船舶通シ運送規則

四年四月第一号、一〇月第二号、第三号、一二月第四号、一五、一四、四月第一号、一

六年九月第一号、一七年二月第一号、第二号、一八年七月第一号改正

第一條 鐵道ト通シ運送ヲ爲ス場合ニ於ケル船舶ニ依ル運送ニシテ鐵道

營業法ノ適用ヲ受クヘキモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ船舶ニ依ル運送ノ区間及其ノ運送業者ハ別表ノ通トス

第二條 要價額ノ表示料ハ左ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

運送スベキ区間 同上百五

間百五十海里 同上百五

未滿ノ場合 同上百五

一 託送手荷物(第二号及第三

号ニ該當スルモノヲ含ム) 表示額金百 金十錢 金二十錢

二 高價品 同 金十錢 金二十錢

三 動物(金千円迄ニ付テハ 同 金三十錢 金五十錢

四 其ノ他ノ運送品 同 金五十錢 金一〇〇

船舶運送業者ハ前項ノ規定ニ依ル表示料ヲ託送手荷物又ハ運送品ノ受

託箇所ニ揭示スベシ

第三條 要價額ノ表示ナキ託送手荷物、高價品又ハ動物ノ滅失又ハ毀損

ニ因ル損害ニ付船舶運送業者ガ賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ支拂フ

ベキ金額ハ船舶運送業者ニ惡意又ハ重大ナル過失アル場合ヲ除クノ外

左ノ額ヲ超ユルコトヲ要セズ

一 託送手荷物(第二号及第三

号ニ該當スルモノヲ含ム) 一箇ニ付 金三百円 但シ旅客一人

ニ付金五百円

二 高價品 一庇(容器荷造)迄毎ニ 金二円 但シ一口金三

百円ヲ最高額

三 動物 一頭ニ付 金二百四十円

牛、馬

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

六百四十一

第四條 引渡期間ハ左ノ各号ノ期間ヲ合算シタルモノトス

一 發送期間

二 陸揚期間

三 集配期間

四 接續期間

五 發送期間ハ左ノ各号ニ依ル

一 毎日發航スル場合ニ於テハ託送手荷物又ハ運送品ヲ運送ノ爲受取

リタル日及其ノ翌日ヲ以テ之ニ充ツ

二 前号以外ノ場合ニ於テハ託送手荷物又ハ運送品ヲ運送ノ爲受取り

タル日ヨリ起算シ次ノ發航日迄ノ日數ヲ以テ之ニ充ツ但シ次ノ發

航日迄ノ日數カ前号ノ期間ニ滿タサルトキハ第二次ノ發航日迄ノ

日數ヲ以テ之ニ充ツ

輸送期間ハ五十海里迄毎ニ一日トス

陸揚期間ハ船舶力最後ノ運送機關タル場合ニ限リ之ヲ設ケ一日トス

集配期間ハ船舶ノ發着所以外ノ場所ニ於テ託送手荷物又ハ運送品ノ受

取又ハ引渡ヲ爲ス場合ニハ其ノ各ニ付一日トス

接續期間ハ船舶力鐵道又ハ他ノ船舶ヨリ引継ヲ受ケル場合ニハ第二項

ノ規定ヲ準用シ、船舶力鐵道又ハ他ノ船舶ニ引継ヲ爲ス場合ニハ之ヲ

一日トス

第五條 鐵道營業法第十三條第一項但書ノ準用ニ關シテハ船舶所有者カ

船員其ノ他ノ使用人ノ輕過失ニ付其ノ責ニ任セザル旨ノ特約ヲ爲シタ

ル場合ニ於ケル商法第七百三十九條ノ適用ヲ妨ケサルモノトス

第二款 地方鉄道

地方鉄道法 (大正八年四月十日 法律第五十二号)

沿革 大正一〇年四月法律第三十八号 昭和四年四月第六二号、一四年三月第一九号、二二年一月二四日第一三九号改

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル地方鉄道法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

地方鉄道法

- 第一條 本法ハ軌道法ニ規定スルモノヲ除クノ外道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ公衆ノ用ニ供スル爲敷設スル地方鉄道ニ之ヲ適用ス
- 地方鉄道業者カ運送營業ノ爲支線ヲ敷設スルトキハ公衆ノ用ニ供セサル場合ト雖本法ヲ適用ス
- 道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ專用ニ供スル爲敷設スル鉄道ニシテ政府ノ鉄道又ハ地方鉄道ニ接続スルモノ及索道ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 地方鉄道ハ人力又ハ馬力其ノ他之ニ類スルモノヲ以テ動力ト爲スコトヲ得ス
- 第三條 地方鉄道ノ軌間ハ三呎六吋トス特別ノ場合ニ在リテハ四呎八吋半又ハ二呎六吋ト爲スコトヲ得
- 前項ノ軌間ノ制限ハ命令ヲ以テ定ムル特殊ノ地方鉄道ニ付テハ之ヲ適用セス
- 第四條 地方鉄道ハ之ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 地方鐵道會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得但シ營業トシテ地方鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 削除

第七條 地方鐵道會社ノ社債ハ総株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

社債ノ額ハ鐵道抵当法ニ依ル債務ノ額ト併セテ總株金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ス但シ旧債償還ノ爲ニスル場合ニ於テハ旧債務ノ額ハ之ヲ算入セス

第八條 鐵道及其ノ附屬物件ハ鐵道抵当法ニ依ルニ非サレハ之ヲ担保ト爲スコトヲ得ス

第九條 削除

第十條 地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ免許ニ屬スル權利義務ヲ承継ス

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第十二條 地方鐵道業ヲ営ムトスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ提出シ主務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

一 起業目論見書

二 線路予測圖

三 建設費概算書

四 運送營業上ノ收支概算書

免許ニハ工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限ヲ附ス

第十三條 免許ヲ受ケタル者ハ左ノ書類及圖面ヲ監督官廳ニ提出シ工事施行ノ認可ヲ受クヘシ

一 線路實測圖

二 工事方法書

三 建設費予算書

四 免許ヲ受ケタル者カ會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社ノ設立登記簿本

第十四條 營業停止ノ許可ヲ受ケタルトキ免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相続人ハ免許ニ屬スル權利義務ヲ承継スルコトヲ得

第二十條 地方鐵道業者ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ運輸ヲ開始スルコトヲ得ス

第二十一條 地方鐵道業者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金を定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃及料金ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 地方鐵道業者ハ旅客列車及混合列車ノ運輸速度及度數ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ列車ノ運輸速度、度數及発著時刻ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十三條 監督官廳ハ監督員ヲ派遣シテ鐵道ノ工事、運輸保線ノ状態、會計及財産ノ実況ヲ監査セシムルコトヲ得

鐵道ノ工事、運輸保線ノ状態及會計ノ整理ニ付法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ違ヒ又ハ不適當ナリト認ムルトキハ監督官廳ハ其ノ改築又ハ改善ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ工事、運輸又ハ設備使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

監督員ハ地方鐵道業者又ハ其ノ役員若ハ使用人ニ説明ヲ求メ金櫃、帳簿、書類及圖面ヲ檢閲スルコトヲ得

第二十四條 地方鐵道業者ハ地方鐵道ノ監督事務ニ関シ往復スル吏員ニシテ監督官廳ノ発行スル証票ヲ携帯スル者ヲ無償ニテ乗車セシムヘシ

第二十五條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ地方鐵道業者ニ他ノ陸上運送事業者ト連絡運輸、直通運輸、運賃協定其ノ他運輸ニ関スル協定ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ設備ノ共用又ハ變更、運輸ノ手續、運賃ノ割合、費

- 工事施行ノ認可ニハ工事ノ著手及竣功ノ期限ヲ附ス
- 第十四條 地方鐵道業者ハ天災事變其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ第十二條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ附セラレタル期限ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得
- 第十五條 左ニ掲グル土地ヲ以テ鐵道用地トス
 - 一 線路用地
 - 二 停車場、信号所、車庫及貨物庫等ノ建設ニ要スル土地
 - 三 鐵道專用ニ供スル發電所、變電所及配電所等ノ建設ニ要スル土地
 - 四 鐵道構内ニ職務上常住ヲ要スル鐵道係員ノ住宅及運輸保線ノ職務ニ從事スル鐵道係員ノ駐在所等ノ建設ニ要スル土地
 - 五 鐵道ニ要スル車両、器具、機械ヲ修理製作スル工場及其ノ資材、器具、機械ヲ貯藏スル倉庫等ノ建設ニ要スル土地
- 第十六條 道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ニ関スル工事ノ施設ハ所管行政廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十七條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ地方鐵道ニ接続シ若ハ之ヲ横断シテ鐵道若ハ軌道ヲ敷設シ又ハ地方鐵道ニ接近シ若ハ之ヲ横断シテ道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ヲ造設スルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ地方鐵道業者ニ設備ノ共用又ハ變更ヲ命スルコトヲ得
- 設備ノ共用又ハ變更ニ要スル費用ノ負担ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス
- 第十八條 地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ免許ニ屬スル權利義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得
- 第十九條 左ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ
 - 一 工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限迄ニ認可ヲ申請セサルトキ
 - 二 工事施行ノ認可ヲ受ケサルトキ
 - 三 工事施行ノ認可ニ附シタル工事著手ノ期限迄ニ工事ニ著手セサル

用ノ負担其ノ他ノ事項ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十六條 地方鉄道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鉄道ノ

貸借又ハ運轉ノ管理ノ委託ヲ受ケタル地方鉄道業者ハ其ノ管理ニ付監

督官廳ニ對シ委託ヲ爲シタル者ト共ニ其ノ責任ニ任ス

第二十七條 地方鉄道業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ運輸營

業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ス

地方鉄道會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ

效力ヲ生セス

第二十八條 主務大臣ハ地方鉄道ノ會計及運賃ノ割引ニ關シ特別ノ規定

ヲ設クルコトヲ得

第二十九條 削除

第三十條 政府カ公益上ノ必要ニ因リ地方鉄道(工事中ノ線路ヲ含ム)ノ

全部又ハ一部及其ノ附屬物件ヲ買收セムトスルトキハ地方鉄道業者ハ

之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リテ一部買收セラレタル爲殘存線路ノミニ付營業ヲ繼

續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ地方鉄道業者ハ殘存開業線路及

其ノ附屬物件ノ買收ヲ申請スルコトヲ得

第三十一條 買收價額ハ左ニ掲グルモノトス

一 最近ノ營業年度末迄ニ運輸開始後三年ヲ經過シタル線路ヲ含ム開

業線路ニ付テハ其ノ營業年度末ヨリ起リ既往三年間ニ於ケル開業

線建設費ニ對シ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル開業線建設

費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額

二 最近ノ營業年度末迄ニ運輸開始後三年ヲ經過シタル線路ヲ含マザ

開業線路ニ付テハ買收ノ日ニ於ケル開業線建設費以內ニ於テ協定

シタル金額

三 工事中ノ線路及買收ノ日迄ニ未タ使用開始ニ至ラサル改良施設ニ

シタル金額

殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ地方

鉄道業者ハ未タ運輸開始ニ至ラサル殘存線路ニ付其ノ營業廢止ニ因リ

テ生スル損失ノ補償ヲ申請スルコトヲ得

第三十六條 政府ニ於テ地方鉄道ニ接近シ又ハ並行シテ鉄道ヲ敷設シタ

ル爲地方鉄道業者カ其ノ接近シ又ハ並行スル区間ノ營業ヲ繼續スルコ

ト能ハサルニ至リタルトキハ政府ハ其ノ營業廢止ニ因リテ生スル損失

ヲ補償スルコトヲ得殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ

至リタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ未タ運輸開始ニ至ラサル線路ニ付之ヲ準用ス

第三十六條ノ二 前二條ノ補償金額ハ第三十一條乃至第三十三條ノ規定

ニ準シテ算出シタル金額ヨリ殘存物件ノ價額ヲ控除シタル殘額以內ニ

於テ政府之ヲ定ム

未タ工事ニ著手セサル線路ニ對スル補償金額ハ測量其ノ他ノ費用ヨリ

殘存物件ノ價額ヲ控除シタル殘額以內ニ於テ政府之ヲ定ム

第三十五條及第三十五條ノ二ノ規定ハ前二項ノ補償金ノ支拂ニ付之ヲ

準用ス

第三十六條ノ三 政府ニ於テ地方鉄道ニ接近シ又ハ並行シテ鉄道ヲ敷設

シタル爲地方鉄道ノ每營業年度ニ於ケル益金又ハ益金ト地方鉄道補助

法ニ依リ受タル補助金トノ合計カ當該營業年度ノ建設費ニ益金ノ平均

割合ヲ乘シタル額ニ不足スルトキハ政府ハ該鉄道運輸開始ノ日

ヨリ五年ヲ限リ帝國鐵道特別會計收益勘定歲出予算ノ範圍內ニ於テ其

ノ不足額ヲ補償スルコトヲ得但シ每營業年度ニ於ケル補償額ハ益金又

ハ益金及補助金ト合セ建設費ノ百分ノ五ニ相当スル額ヲ超ユルコトヲ

得ス

前項ノ益金ノ平均割合トハ政府ノ該鉄道運輸開始ノ日ノ屬スル營業年

度ノ前營業年度末ヨリ起リ既往三年間ニ於ケル每營業年度ノ開業線建

設費ノ合計ヲ以テ同期間ニ於ケル營業收入ヨリ營業費及賞與金ヲ控除

シタル殘額ノ合計ヲ除シタルモノヲ謂フ

付テハ買收ノ日ニ於ケル建設費以內ニ於テ協定シタル金額

前項第一号ノ規定ニ依ル金額カ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ達セサルト

キハ其ノ建設費以內ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ買收價額トス

第三十二條 前條ノ規定ニ於テ益金トハ營業收入ヨリ營業費及賞與金ヲ

控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合トハ三年間ニ於ケル每營業年度

末ノ開業線建設費ノ合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタル

モノニ一年間ニ於ケル營業年度ノ數ヲ乘シタルモノヲ謂フ

建設費、營業收入及營業費ハ命令ノ定ムル所ニ依リテ算出シタル金額

ニ依ル

第三十三條 政府ノ買收スル鉄道又ハ其ノ附屬物件ニ付買收ノ日ニ於テ

補修ヲ要スルモノアルトキハ之ニ要スル金額ヲ買收價額ヨリ控除ス

最近ノ營業年度末迄ニ爲スヘキ補修ヲ其ノ營業年度末迄ニ爲サザリシ

トキハ前項ノ規定ニ依ルノ外之ニ要スル金額ヲ買收價額計算上ノ營業

費ニ加算ス

第三十四條 買收ヲ受クヘキ地方鉄道業者カ營業ヲ營ム場合ニ於テハ其

ノ營業ニ屬スル資産ヲ併セテ買收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買收價額ハ協定ニ依ル

第三十五條 買收代價ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合

ニ於テ二十五円未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ額面金額二十五円ト

ス

前項ニ依リテ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之

ヲ定ム

第三十五條ノ二 政府ハ買收ノ日ヨリ買收代價交付ノ日ニ至ル迄買收代

價トシテ交付スヘキ國債ノ利子ニ相当スル金額ヲ概算ヲ以テ從前ノ決

算期毎ニ買收セラレタル者ニ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ交付シタル金額ハ清算中ト雖主務大臣ノ認可ヲ受

ケ之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得

第三十五條ノ三 第三十條第一項ノ規定ニ依リテ一部買收セラレタル爲

ルコトヲ得

第三十二條ノ規定ハ前二項ノ益金、建設費、營業收入及營業費ニ、地

方鉄道補助法第六條及第七條ノ規定ハ第一項ノ補償ニ付之ヲ準用ス

第三十六條ノ四 主務大臣ハ地方鉄道ノ買收又ハ補償ニ關シ必要アリト

認ムルトキハ當該地方鉄道業者ヲシテ建設費ノ増減ヲ來スヘキ事項ニ

付認可ヲ受ケシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ認可ヲ受クヘキ場合ニ於テ之ヲ受ケサルモノニ付

テハ政府ハ其ノ額ヲ査定スルコトヲ得

第三十七條 地方鉄道業者カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令又ハ免許、

許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シ

タルトキハ主務大臣ハ左ノ処分ヲ爲スコトヲ得

一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト

二 政府ニ於テ又ハ他ノ地方鉄道業者ヲシテ地方鉄道業者ノ計算ニ於

テ必要ナル施設若ハ營業ノ管理ヲ爲シ又ハ爲サシムルコト

三 免許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

前項ノ規定ニ依リテ解任セラレタル取締役其ノ他ノ役員ハ再任セラ

ルコトヲ得

第三十八條 免許ヲ受ケシテ地方鉄道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケシテ

運輸ヲ開始シタル者ハ百円以上二千円以下ノ罰金ニ処ス

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ地方鉄道業者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ

十円以上千円以下ノ過料ニ処ス

一 前條ノ場合ヲ除クノ外本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ヲ

許可又ハ認可ヲ受ケシテ爲シタルトキ

二 法令ニ基キテ爲シタル命令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條

件ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

三 監査員ノ職務ヲ執行ヲ妨ケタルトキ

法令又ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リテ爲スヘキ届出、報告其ノ

他ノ書類、図面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虛偽ノ届出、報告若ハ

記載ヲ爲シタルトキ

第四十條 前二條ノ規定ハ公共團體カ地方鐵道業ヲ営ム場合ニ之ヲ適用セス

第四十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附則
(大正八年勅令第三百七十四号ヲ以テ大正八年八月十五日ヨリ施行)

第四十二條 施設鐵道法及輕便鐵道法ハ之ヲ廢止ス
舊法ニ依リテ爲シタル免許若ハ指定、許可又ハ認可ハ本法ニ依リテ爲シタル免許、許可又ハ認可ト看做ス但シ其ノ免許若ハ指定、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニシテ本法ニ抵触スルモノハ其ノ効力ヲ失フ

第四十三條 輕便鐵道法ニ依リテ輕便鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタル事項ハ之ヲ鐵道抵當法ニ依リテ鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタルモノト看做ス

第四十四條 輕便鐵道法ニ依リテ爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中ニ相シタル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十五條 軌道又ハ專用鐵道ヲ地方鐵道ニ變更セムトスルキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニシテ之ヲ定ム

附則 (大正十年法律第三十八号)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(大正十年勅令第三百七十三号ヲ以テ大正十年八月十五日ヨリ施行)

附則 (昭和四年法律第六十二号)
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
(昭和四年勅令第三百三十八号ヲ以テ昭和四年十二月五日ヨリ施行)

附則 (昭和十四年法律第十九号)

六 其ノ他必要ト認ムル事項
前條但書ノ場合ニ於テハ免許申請書ヲ受附ケタル所管鐵道局長ハ關係鐵道局長ニ商議シ前項ノ調査書及意見書ヲ作製スヘシ

第三條 免許申請書ニハ左ノ事項ヲ添付シ申請者又ハ其ノ代理人記名捺印スヘシ但シ代理人ニ於テ記名捺印スルトキハ代理權ヲ証スル書面ヲ添付スヘシ

一 組合ニ在リテハ組合契約書ノ謄本
二 会社ヲ設立セムトスルモノニ在リテハ定款ノ謄本
三 既設会社ニ在リテハ地方鐵道ノ營業ヲ目的トスルモノヲ除クノ外定款及登記謄本

四 公共團體ニ在リテハ地方鐵道經營ニ關スル決議要領書
四 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 目的
二 商号又ハ名称及主たる事務所ノ設置地
三 鐵道事業ニ要スル資金ノ總額及其ノ出資方法
四 線路ノ起終点及其ノ經過スヘキ主ナル市町村名並線路ノ一部ヲ道路ニ敷設セムトスルトキハ其ノ区間及道路ノ種別

五 軌間
六 動力 蒸氣、電氣等ノ別、電氣ヲ動力トスルモノニシテ自ラ發電設備ヲ有スルモノニ在リテハ原動力ノ種類(火力、水力ノ別)、他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノニ在リテハ供給者名

第五條 線路予測圖ハ左ノ二種トス
一 平面圖
縮尺ハ二万五千分ノ一以上トシ、線路經過地ノ地名及地勢、停車場ノ位置及名称並一軒毎ニ軒程ヲ記シ方位ヲ示スヘシ
二 縱断面圖
縮尺ハ距離ヲ二万五千分ノ一以上、高ヲ二千分ノ一以上トシ中心線地面及施工基面ノ高低ヲ示シ隧道及橋梁ノ長、線路ノ勾配並停車場ノ位置及名称並一軒毎ニ軒程ヲ記シ方位ヲ示スヘシ

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十四年勅令第二百二十五号ヲ以テ第二十五條、第三十一條、第三十三條、第三十五條、第三十六條ノ五ノ改正ニ關スル規定並ニ附則第二項ノ規定ハ昭和十四年四月二十五日ヨリ施行ス
昭和十三年法律第七十二号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地方鐵道法施行規則

(大正八年八月十三日) 閣令 第十号

沿革 大正一〇年八月鐵道會令第一号、昭和四年二月第三号、五年六月第八号、四年八月第五号、一七年一月第二号、一八年四月第一号、二月會令第一号、一九年七月會令第九号、二〇年三月一七日運、內令第一号、二三年七月一〇日第一七号、二四年三月二二日第六号改正

地方鐵道法施行規則左ノ通定ム

地方鐵道法施行規則

第一條 地方鐵道ノ免許、許可及認可申請書並届出ニシテ鐵道局長ヲ經由スヘキモノハ鐵道ヲ敷設スル地方管轄スル鐵道局長ヲ經由シ之ヲ提出スヘシ但シ二鐵道局管轄區域以上ニ互リ敷設スル地方鐵道ニ在リテハ其ノ起點所在地管轄スル鐵道局長ヲ經由スヘシ

第二條 所管鐵道局長ハ免許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書及免許ノ許可ニ關スル意見書ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

一 申請者ノ資産及信用程度
二 事業ノ成否
三 事業ノ効用
四 他ノ鐵道、軌道、索道又ハ自動車等(未開業ノモノヲ含ム)ニ及ボス影響
五 他ノ鐵道、軌道、索道又ハ自動車等ノ競願アルトキハ其ノ名称、區間、申請者名及申請書ノ受付年月日

第六條 建設費ノ概算書ハ第一号様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第七條 運送營業上ノ收支概算書ハ第二号様式ニ依リ之ヲ調製シ第三号様式ニ依ル運輸數量表ヲ添付スヘシ

第八條 地方鐵道法第三條第二項ノ規定ニ依リ軌間ノ制限ヲ適用セサル地方鐵道ハ左ノ通トス

一 懸垂鐵道
二 軌道ヨリ變更セラルル地方鐵道(其ノ延長線ヲ含ム)
三 八條 免許ヲ受ケタル者会社ノ發起人又ハ組合員ナルトキハ發起人又ハ法人ニ非サル組合ノ組合員ノ加入又ハ脱退(死亡及除名ヲ含ム)ハ遲滞ナク所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出ツヘシ

第九條 免許ヲ受ケタル後工事施行ノ認可ヲ受ケル前ニ於テ起業目論見書ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ノ認可ヲ受ケル限ニ在ラス

第十條 電力供給者ノ變更ハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ノ場合ニ於テハ遲滞ナク所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出ツヘシ

第十一條 工事施行ノ認可申請書ハ所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第十二條 鐵道カ二鐵道局管轄區域以上ニ互ル場合ニ於テハ其ノ關係部分ニ對スル書類及圖書ノ謄本ヲ調製シ之ヲ關係鐵道局長ニ提出スヘシ
工事施行ノ認可申請書ノ謄本ハ之ヲ都道府縣知事ニ提出スヘシ

第十三條 線路実測圖ハ左ノ二種トス
一 平面圖
縮尺ハ二万五千分ノ一以上トシ線路ノ左右各二百米以内ノ地勢ヲ明ニシ其ノ他附近ノ市街、村落、社寺、名勝、旧蹟、公園、道路、鐵道、軌道、山岳、河川(沼澤地ヲ記シ)、運河、港灣等ヲ記シ都、府、

縣、郡、市、町、村ノ境界及方位ヲ示スヘシ
線路中心線ニハ一桿毎ニ桿程ヲ記シ曲線ノ半径及交角並停車場、
停留場及信号所ノ位置、名称及中心桿程ヲ記スヘシ

二 縱断面図
縮尺ノ長ハ平面図ト同一ニシテ高ハ二百分ノ一以上トシ中心線地
面及施工基面ノ高低並築堤ノ高及切取ノ深ヲ二百米毎ニ記シ隧道
ノ長、橋梁構造ヲ含ムノ径間及径間數、桁ノ種類及材質、停車場、
停留場及信号所ノ名称及中心桿程、重要ナル踏切道並線路ノ勾配
ヲ記スヘシ
線路カ他ノ鉄道又ハ軌道ト交叉、連絡又ハ接近スルトキハ其ノ軌道又
ハ軌道ノ前後各一桿間ノ中心線及高低ノ關係ヲ明ニスヘシ
線路カ市街地ヲ通過シ又ハ之ニ接近スルトキハ別ニ縮尺二千五百分
一ノ平面図及縮尺長二千五百分ノ一高四百分ノ一ノ縱断面図ヲ添附ス
ヘシ

第十二條 工事方法書ニハ左ノ実施設計ヲ記載スヘシ

- 一 動力
- 二 軌間
- 三 單線、複線等ノ別及其ノ區間
- 四 軌道ノ中心間隔
- 五 建築定規及車両定規分ノ明細ヲ記入シテ各圖面ニ依リ明示スルコト
- 六 最小曲線半径
- 七 最急勾配
- 八 土工定規第四号樣式ニ依リ添附

- (イ) 線路施工基面ノ幅築堤、切取等ヲ區別シ側溝ヲ
- (ロ) 築堤及切取斜面ノ勾配、高又ハ地質ニ應ジテ斜面
- (ハ) 用地ノ限界距離ヲ乾地、濕地ニ區別シ記載スルコト

測中心桿程ヲ示シテ各圖面ニ依リ明示スルコト
分ノ一ニ依リ明示スルコト

- (イ) 軌道ト乗降場及貨物積卸場トノ關係 橫断面圖ニ依リ
- (ロ) 連動裝置 説明表ヲ添附シ
- (ハ) 他ノ鉄道又ハ軌道ノ交叉方法 交叉設計圖ヲ添附シ停車場、信号所以外ニ
道ト平面交叉ヲ爲ス場合ニ在リテ
ハ其ノ保安設備ニ付説明スルコト
- 十四 閉塞信号機 設計及位置ヲ明示スルコト
- 十五 車両

(イ) 機關車

- 一 形式 四輪連結六輪タンク機關車、六輪連結十
輪タンク機關車等ノ別ヲ記載スルコト
- 一 両數
- 一 重量 運轉整備ノトキニ於ケル總重
- 一 軸重 運轉整備ノトキニ於ケル總重
- 一 軸輪一對ノ軌條面最大圧力 運轉整備ノトキニ於ケル重

(ロ) 客車及貨車

- 一 車種ノ別ヲ記載スルコト
- 一 両數
- 一 自重 運轉整備ノトキニ於ケル總重
- 一 一定員
- 一 荷重 運轉整備ノトキニ於ケル總重

(ハ) 汽動車及内燃動車

- 一 汽動車及内燃動車 機關車及客貨車ニ
關シテ記載スルコト
- 十六 車両修繕設備ノ大要
- 十七 特殊設計
- 電氣ヲ動力トスルモノニ在リテハ前項ノ外左ノ実施設計ヲ記載スヘシ
- 一 送電系統 送電所、變電所、蓄電所、配電所及電線路
- 一 送電系統間相互ノ送電關係ヲ圖面ニ依リ明示スルコト

九 橋梁

- (イ) 橋合、橋脚 粗石積、煉瓦積、混凝土工、
基礎工等ノ別ヲ記載スルコト
- (ロ) 桁梁、鐵筋混凝土、松等ノ別並工字桁、
鋼桁、橋桁等ノ別ヲ記載スルコト
- (ハ) 拱、煉瓦、鐵筋混凝土工
- (ニ) 橋梁ノ所定動荷重及桁ノ最大應力 第五号樣式ニ
依リ添附
- (ホ) 重要ナル架橋河川ノ平水位、最高水位及其ノ水位ト桁ノ下
端トノ距離
- (イ) 乃至(ニ)ニ付テハ各部ノ材質及構造寸法ヲ示ス設計圖並異ル
径間ヲ使用スル橋梁ニ在リテハ径間配置圖ヲ各橋梁毎ニ添附スヘ
シ但シ模範設計ヲ定メテ之ヲ適用スヘキ箇所ヲ示シタルモノニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラス

十 隧道

- (イ) 各其ノ地質ニ應スル施工断面 拱、側壁、仰拱及排水溝ノ材質及構
造寸法ヲ圖面ニ依リ明示スルコト
- (ロ) 抗門 材質及構造寸法ヲ圖面
ニ依リ明示スルコト
- (イ) 軌條、軌條器、軌又及枕木
- (ロ) 軌條ノ重量 各軌條ノ使用區間ヲ明示スルコト
- (ハ) 軌條及附屬品ノ材質及形狀 軌條又ハ附屬品ノ異ル毎ニ形
狀狀寸法ヲ明示スルコト
- (ニ) 轉轍器及轍叉ノ構造 轉轍器ニ在リテハ重疊取柄式又ハ自動轉轍式等ノ
別ヲ記載スルコト
- (イ) 枕木ノ寸法及敷設間隔 軌條重量ノ異ル毎ニ中心距離ノ
別ヲ記載スルコト

十二 停車場、停留場及信号所

- (イ) 建築物、配線、用地境界及実測中心桿程 本屋、待合所、貨物庫
等ノ構造、踏切、地下道、轉車臺、給水塔、石炭臺、灰坑等ノ位
置、乘降場及貨物積卸場ノ長及幅、標高、番號、線路ノ配線、用地境界及実
測中心桿程ヲ圖面ニ依リ明示スルコト

二 電氣

- 一 電氣鐵道ノ方式 直流、交流、架線單線式、架空單線式、第三
送電所、變電所、蓄電所及配電所
- (イ) 所在地 縣、市、町、村、府、縣、市、町、
- (ロ) 出力 最大出力、平均出力及最大出
- (ハ) 原動機、發電機、電動發電機、回轉變流機、周波數變換機、
變壓器、蓄電池、昇圧機等ノ種類、箇數 常用トシテ備テ別容量
キロワット數、キロヴォルトアンペア電圧、電流、相及周波數
ヲ又ハアンペア時數ヲ記載スルコト

四 送電線路及饋電線路

- (イ) 電氣方式 直流及交流ノ別並相及最大電圧
- (ロ) 電線路ノ構造
- 一 電線ノ種類 材質並單線、雙線、被覆線、
一 架設方法 架設式ニ在リテハ木柱、鐵柱、鐵塔等ノ別ヲ記載スルコト
一 架設方法 リテハ暗渠、線渠、直接埋設等ノ別ヲ記載スルコト

五 電車線路

- (イ) 架空複線式
- 一 電線ノ種類 木柱、鐵柱、鐵塔等種植方法 中央柱及側柱ノ別柱間
距離 平均及最大距離ヲ記載シ最大距離六十米以上ナルトキハ
距離 平均及最大距離ヲ記載シ最大距離六十米以上ナルトキハ
一 他ノ建築物トノ關係上施設スヘキ設計圖ヲ添附シ
- (ロ) 架空單線式
- 一 (イ)ニ揭ケル事項
- 一 軌條ノ接続方法 圖面ヲ添附シ
- 一 補助線及軌條バンドノ種類及太サ

(八) 第三軌條式

- 一 敷設方法 図面ヲ添付シ
- 二 第三軌條ノ重量及形状
- 三 第三軌條及軌道軌條ノ接続方法 図面ヲ添付シ
- 四 軌條ボンドノ種類及太サ

- 六 電氣機関車及電車
- (イ) 電動機ノ種類、筒数、出力及電圧
- (ロ) 制御装置ノ種類及制御器ノ筒数
- (ハ) 集電装置ノ種類及筒数
- (ニ) 動力トシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル場合
- (イ) 供給電力ノ電氣方式、最大電圧、容量及受給時間
- (ロ) 送電上ノ責任分界点、電氣工作物ノ所有權分界点 図面ニ依リ

第十三條 他ノ鉄道又ハ軌道ト交又又ハ連絡スル場合ニ於テハ交又又ハ

連絡ニ関スル協定書ノ謄本及軌道ノ動力トシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル場合ニ於テハ供給契約書ノ謄本ヲ工事方法書ニ添付スヘシ

第十四條 建設費算額ノ變更ハ第六号様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

建設費算額ノ變更ハ第六号様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ
大臣ニ之ヲ届出ツヘシ

第十五條 免許ヲ受ケタル鉄道線路ノ全部ニ對シ工事施行ノ認可ヲ一時ニ申請スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ具シ分割シテ認可ヲ申請スルコトヲ得

第十六條 地方鉄道法第十四條ノ規定ニ依ル期限伸長ノ申請書ハ其ノ理由ヲ具シ所轄鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第十七條 工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路又ハ工事方法書ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ第十一條及第十二條ノ妨ケス

第十八條 踏切道ノ増減
六米以内ノ橋梁及百米以内ノ隧道ノ廢止並認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル橋梁及隧道ノ新設又ハ伸縮 添付

第十九條 停車場、停留場及信号所ニ於ケル建築物及配線ノ伸縮増減 停車場ニ變更スル場合ヲ除ク 並用地境界ノ變更 添付

第二十條 工事ニ著手シタルトキハ一週間以内ニ所管鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出テ毎年六月及十二月ノ末日現在ニ依リ翌月十五日迄ニ第八号様式ニ依ル工程表ヲ提出スヘシ

第二十一條 車両ニ関シテハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ左ノ事項ヲ記載シ所管鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ政府ノ鉄道所屬ノ車両又ハ既認可ノ車両ニシテ改造ヲ加ヘサルモノヲ購入スル場合ニ於テハ前使用者名、旧形式称号及記号番号ヲ記載シ且契約書ノ写ヲ添付シ左ノ事項ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

- 一 機關車 設計ノ異ル毎ニ設計
- (イ) 形式 四輪連結六輪タンク機關車、六輪連結十輪
- (ロ) 両數
- (ハ) 重量 運轉整備ノトキニ於ケル機關車及炭水車ノ各車
- (ニ) 主要寸法 シタル端立ヲ添付シ端部ニハ車輪中心線ヨリ側部ニ於ケル最大寸法、最長ハ前後緩衝器間ノ距離、高ハ軌道面ヨリ最高部迄ノ距離
- 一 車輪軸距 機關車及炭水車ヲ區別シ固定軸距、全輪
- 一 軌條面ヨリ緩衝器及連結器ノ中心迄ノ高
- 一 兩側緩衝器中心間ノ距離
- (ホ) 汽罐ノ構造 汽罐及火室ノ構造寸法並各級ノ總

規定ニ準シ線路実測圖及變更セムトスル事項ニ関スル工事方法書 及鐵路ノ變更ニ在リテハ新舊圖面ヲ調製シ所管鉄道局長ノ認可ヲ受クヘシ

但シ重要ナルサレハ變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
停車場ノ廢止、線路及橋梁ノ重要ナル變更並洪水氾濫地域ニ於ケル線路及橋梁ノ變更ノ認可申請書ノ謄本ハ之ヲ都道府縣知事ニ提出スヘシ

第十八條 線路及工事方法書ニ記載シタル事項ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ其ノ理由ヲ具シ新旧ヲ對照シ所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ但シ第八号乃至第十号ニ在リテハ毎年六月及十二月ノ末日現在ニ依リ翌月十五日迄ニ之ヲ届出ツヘシ

- 一 線路中心線ノ變更カ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ左右各二十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ各百米以内ナルトキ 添付
- 二 曲線ノ半径ヲ變更シテ之ヲ長アラシムルトキ又ハ軌間七百六十二

- 三 施工基面高低ノ變更カ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ六百耗以内其ノ他ノ地ニ在リテハ八百耗以内ナルトキ 添付
- 四 線路ノ勾配ヲ變更シテ之ヲ緩ナラシムルトキ又ハ電氣ヲ動力トスルモノニ在リテハ千分ノ二十五迄其ノ他ノモノニ在リテハ千分ノ十七迄之ヲ急ナラシムルトキ 添付

- 五 線路ノ勾配千分ノ五ヨリ急ナラサル箇所ニ於ケル停車場ノ中心線程ノ變更カ市街又ハ家屋稠密ノ地ニ在リテハ二十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ナルトキ 添付
- 六 停車場、停留場及信号所ノ名稱變更 添付
- 七 停車場及側線ノ設ナキ信号所ノ新設又ハ位置變更 添付

- 一 火床面積 平方米ヲ以テ
- 一 傳熱面積 鐵管等ノ別シテ平方メートルヲ以テ記載スルコト
- 一 陷管ノ外径及長 長ハ管間ニテ計リタ
- 一 實用最高汽圧 一平方メートル付貯
- (イ) 汽機ノ構造 汽機ノ直徑及衝程ヲ記載シ汽箱及汽機ノ構造
- (ロ) 台框ノ構造 圖面ニ依リ明
- (チ) 連結桿及併行桿ノ構造 圖面ニ依リ明
- (リ) トラックノ構造 圖面ニ依リ明
- (ヌ) 車両車軸ノ構造 車輪軸距、作圖上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪軸ノ現
- 一 車輪ノ直徑 各輪ヲ區別シ記載スルコト
- 一 車輪一對ノ輪軸内側距離
- (ル) 担彈機ノ構造及裝置 圖面ニ依リ明
- (ヲ) 緩衝器、連結器ノ種類及構造 兩側緩衝器、中央緩衝連結器、自動連結器ヲ添付スルコト
- (ヅ) 制動機ノ種類及裝置 手用、空氣、空氣制動機等ノ
- (カ) 燃料櫃ノ容積 立方メートルヲ以テ
- (ヨ) 牽引重量 一時間三十二秒ノ速度ニテ千分ノ十勾配ヲ上ルトキ計算上牽引シ得ヘキ重量ヲ應リテ記載スルコト但シ軌間七百六十二耗以下ノ速度ニ依リ計算スルコト
- (タ) 特殊設計 圖面ヲ添付シ構造
- (イ) 客車及貨車設計ノ異ル毎ニ設計
- (イ) 車種 旅客車、四輪車等ノ別、客車ニ在リテハ特等、並等、手小荷物車等

- (ロ) 両数
- (ハ) 自重 軌車ヲ以テ計
載スルコト
- (ニ) 定員 座席定員及立定員ヲ
算スルコト
- (ホ) 定員一人ニ対スル客室面積等級ニ依リ區別シ平方
米ヲ以テ計スルコト
- (ヘ) 積載容積及荷重 郵便物、手荷物等ヲ區別シ積載容積
米ヲ以テ計スルコト
- (ト) 主要寸法 平面、側面及断面並ニ主要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入
シテ相立図ヲ添附シ断面ニハ車内定規トシテ關係ヲ示スルコト
- 一 最大寸法 扉ハ前後緩衝器間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側面ニ於ケル
最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌面ヨリ最高部迄ノ距離
- 一 車体内寸法 客車ニ在リテハ各客室、郵便室、手荷物室、車掌室ヲ貨
車ニ在リテハ車掌室アルモノハ之ヲ區別シ長、幅及高ヲ記
載スル
- 一 固定輪軸距及ボギー中心間ノ距離
- 一 軌條面ヨリ緩衝器及連結器ノ中心迄ノ高トキ
- 一 兩側緩衝器中心間ノ距離
- (チ) 台櫃ノ構造 断面ニ依リ明
示スルコト
- (リ) トラックノ構造 断面ニ依リ明
示スルコト
- (ヌ) 車両車軸ノ構造 車輪軸距、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪軸ノ環
一 車輪ノ直徑
- 一 車輪一對ノ輪鉄内側距離
- (ル) 担彈機ノ構造及裝置 断面ニ依リ明
示スルコト
- (ヲ) 緩衝器及連結機ノ種類及構造 兩側緩衝器、中央緩衝連結器、自動連
接器、螺絲連結器、連環連結器等ノ別
ヲ記載シ其ノ構造ヲ明
示スルコト
- (ワ) 制動機ノ種類及裝置 手用、空氣、車側制動機等ノ
別ヲ記載シ其ノ構造ヲ明
示スルコト
- (カ) 客車内点燈ノ種類及設備 電燈ニ在リテハ
電線接続圖添附

- (ヨ) 特殊設計 断面ヲ添附シ構造
圖ヲ添附スルコト
- 三 汽動車及内燃動車 時間車及客貨車ニ
對シテ記載スルコト
- 四 電氣機關車及電車
- (イ) 第一号及第二号ニ掲ケル事項
- (ロ) 電動機ノ構造添附種類、筒數、出力、齒車ノ比 電動機及齒輪ノ
記載スルコト
- (ハ) 制御器ノ種類、筒數及裝置
- (ニ) 集電裝置ノ構造添附種類及筒數
- (ホ) 電線接続圖ニ依リ明
示スルコト
- 車内ノ断面ニハ第九号様式ニ依リ主要材料表ヲ添附スヘシ
- 第二十一條 前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後車両ノ設計ヲ變更セム
トスルトキハ新旧ヲ對照シ其ノ理由及断面ヲ具シ所管鉄道局長ノ認可
ヲ受クヘシ但シ左ニ掲ケルモノハ其ノ理由ヲ具シ所管鉄道局長ニ之ヲ
届出ツヘシ
- 一 認可ヲ受ケタル設計ト同一設計ニ依ル車両ノ改造
- 二 認可ヲ受ケタル設計ト同一設計ニ依ル客車及貨車ノ車種變更
- 三 客車内点燈ノ種類及設備ノ變更 電燈ニ在リテハ
電線接続圖添附
- 四 定員又ハ定員一人ニ對スル客室面積ノ變更
- 五 形式稱号及記号番号ノ變更
- 認可ヲ受ケタル設計ト同一設計ニ依ル車両ノ増加ニ付テハ其ノ理由ヲ
具シ所管鉄道局長ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十二條 車両ヲ製作、購入又ハ改造シタルトキハ第十号様式ニ準シ
形式稱号ノ異ル毎ニ竣工圖ヲ添附シ所管鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ
届出ツヘシ
- 第二十三條 運輸開始ハ左ノ断面及諸表ヲ添附シ所管鉄道局長ノ認可ヲ
受クヘシ

- 一 線路平面圖及縱断面圖 第十一條ノ規定ニ準シ之ヲ作製シ線路開闢計畫ニ準
テ添附スルコト
- 二 電氣工事竣工圖 第十一條ノ規定ニ準シ之ヲ作製シ線路開闢計畫ニ準
テ添附スルコト
- 地方鉄道法第十六條ニ規定スル工事竣功セサルトキハ運輸開始ノ申請
ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ工事ニ付所管行政廳ノ承認ヲ得タル場合ハ
此ノ限ニ在ラス
- 第二十四條 運輸ヲ開始シタルトキハ即日電信、電話又ハ口頭ヲ以テ運
輸大臣及所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第二十四條ノ二 軌道ヲ地方鉄道ニ變更ノ許可申請書ニハ其ノ理由並左
ノ書類及断面ヲ具シ都道府縣知事ヲ經由シ運輸大臣及建設大臣ニ之ヲ
提出スヘシ但シ建設大臣ニ提出スル申請書ニハ書類及断面ヲ具備スル
コトヲ要セス
- 一 工事施行ノ認可ヲ受ケサル区間ニ在リテハ第三條、第四條第三号、
第五條及第六條ノ規定ニ依ル書類及断面
- 二 工事施行ノ認可ヲ受ケタル区間ニ在リテハ第三條、第十一條、第
十二條、第十四條及第二十條ノ規定ニ依ル書類及断面
- 軌道ノ特許又ハ工事施行ノ認可申請ニ際シ提出シタル書類又ハ断面ニ
シテ前項ニ掲ケル書類又ハ断面ニ該當スルモノアルトキハ其ノ旨ヲ附
記シ之ヲ提出シ省略スルコトヲ得
- 軌道ヲ地方鉄道ニ變更ノ許可申請書ノ副本ハ之ヲ所管鉄道局長ニ提出
スヘシ
- 第二十四條ノ三 専用鉄道ヲ地方鉄道ニ變更ノ許可申請書ニハ其ノ理由
及運送營業上ノ收支概算書ヲ具シ所管鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之
ヲ提出スヘシ
- 前條第一号第二号、第二号及第七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第二十五條 仮設工事ヲ施行セムトスルトキハ其ノ理由、工事設計書及
断面ヲ具シ使用期間ヲ定メ所管鉄道局長ノ認可ヲ受クヘシ但シ第十八

- 條第一号各号ノ一ニ該當スルモノハ所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ
- 天災事變ノ際一時ノ用ニ供スル爲メ仮設工事ヲ施行シタルトキハ其ノ使
用期間ヲ定メ所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ
- 洪水氾濫地域ニ係ル線路及橋梁ニ関スル仮設工事及流水断面ヲ縮小ス
ル橋梁ニ関スル仮設工事ニ付テハ認可申請書及届書ノ副本ヲ都道府縣
知事ニ提出スヘシ
- 第二十六條 他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両ヲ運輸セムトスルトキハ左ノ書類
及断面ヲ添附シ所管鉄道局長ノ認可ヲ受クヘシ
- 一 運輸セムトスル車両ノ属スル鉄道又ハ軌道名
- 二 該車両ノ車種、形式稱号及記号番号
- 三 輪軸距及車輪一對ノ軌條面最大圧力
- 四 車軌ト軌又トノ關係圖
- 五 乗降場ト踏段トノ關係圖
- 六 運輸セムトスル線路ノ軌條重量、枕木敷設最大間隔及枕木下面道
床厚サ
- 七 該車両ニ依ル橋桁ノ最大應力表
- 第二十七條 削除
- 第二十八條 削除
- 第二十九條 削除
- 第三十條 会社合併ノ認可申請書ニハ合併ノ事由ヲ具シ連署ノ上左ノ書
類ヲ添附シ所管鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ
- 一 株主總會又ハ社員總會ノ議事及決議(書面ニ依ル決議ヲ含ム以下
同シ)ノ要領書、無限責任社員又ハ給社員ノ同意書ノ謄本
- 二 合併契約書ノ謄本
- 三 合併比率決定ノ説明書
- 第三十一條 工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主任技術者ヲ置キ技術ニ
関スル事項ヲ担任セシムヘシ
- 主任技術者ヲ置キタルトキハ遲滞ナク其ノ履歷書ヲ添附シ所管鉄道局

長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出ツヘシ之ヲ変更シタルトキ亦同シ
主任技術者ヲ不適任ト認ムルトキハ運輸大臣ハ其ノ解任ヲ命スルコト
アルヘシ

第三十二條

鐵道ノ讓渡、賃借又ハ營業ノ管理ノ委託若ハ其ノ受託ノ許
可申請書ハ連署ノ上左ノ書類ヲ添附シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ
一 株主總會又ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ
總社員若ハ組合員ノ同意書ノ謄本
二 讓渡、賃借又ハ管理委託ニ關スル契約書ノ謄本
前項ノ許可申請書ハ所管鐵道局長ヲ經由スヘシ

第三十三條

鐵道ノ運輸ノ管理ノ委託若ハ其ノ受託ハ連署ノ上管理委託ニ關スル契
約書ノ謄本ヲ添附シ所管鐵道局長ノ許可ヲ受ケヘシ
第三十三條 車両ノ讓渡又ハ賃借ヲ爲シタルトキハ所管鐵道局長ニ之ヲ
届出ツヘシ但シ二月以内ノ賃借ハ此ノ限ニ在ラス
車両ヲ廃止シタルトキハ所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出ツ
ヘシ

第三十四條

旅客運賃ノ認可申請書ニハ料制ニ在リテハ對料運賃^{第十二号}
ル^{式ニ依}區間制ニ在リテハ各區間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃ヲ記載
シ各駅ノ実測換算中心料程表^{第十三号}及營業料程表^{第十四号}ヲ添附スヘシ

第三十五條

荷物運賃ノ認可申請書ニハ手荷物、小荷物及大貨物ヲ區別
シ料制ニ在リテハ對料運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃並荷物ノ品種
及等級ヲ記載シ計算方法^{計算法ニ依リシタル以下ノ取捨、運賃、}ヲ附記スヘシ
大貨物ニ關シ別ニ營業料程ヲ制定セムトスルトキハ其ノ增加割合ヲ前
項ノ申請書ニ記載シ計算方法^{計算法ニ依リシタル以下ノ取捨、運賃、}ヲ附記スヘシ

第三十六條

旅客運賃又ハ荷物運賃ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ
具シ變更後ニ於ケル收支算書ヲ添附シ運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第四十三條

貨物列車ヲ運轉スルトキハ其ノ運轉速度、度數及發著時刻
ヲ定メ發著時刻表、運行圖表及運轉速度表ヲ添附シ實施ノ月日ヲ所管
鐵道局長ヲ經由シ所管鐵道局長ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同
シ

第四十四條

天災事變其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ一時旅客列車
及混合列車ノ運轉速度及度數ヲ變更シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ發著
時刻表ヲ添附シ所管鐵道局長ニ之ヲ届出ツヘシ

第四十五條

營業休止ノ許可申請書ハ其ノ理由ヲ具シ所管鐵道局長ヲ經
由シ之ヲ提出スヘシ

第四十六條

第三十條、第三十二條及前條ノ株主總會ノ議事及決議ノ要
領書ニハ左ノ事項ヲ附記スヘシ
一 資本ノ總額
二 株式ノ總數
三 株主ノ總數
四 出席株主及委任株主ノ總數
五 出席株主及委任株主ノ有スル株式ノ總數並ニ其ノ議決權ノ簡數
數種ノ株式ヲ發行シタル場合又ハ株式ノ總數カ議決權ノ簡數ト一致セ
サル場合ニ於テハ前項各号ノ事項ニ付其ノ内容ヲ附記スヘシ

第四十七條

列車ノ衝突、脱線及顛覆、機關車ノ汽缸破裂、十二時間以
上列車運轉不能其ノ他ノ重大ナル事故ハ即時電報、電話又ハ口頭ヲ以
テ運輸大臣及所管鐵道局長ニ報告スルノ外五日以内ニ第二十号様式ニ
依リ所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出ツヘシ

前項ノ規定ニ依ル認可申請書ハ所管鐵道局長ヲ經由シ之ヲ提出スヘシ
第三十七條 前四條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運賃ヲ實施シタルトキ
ハ其ノ月日ヲ記載シ各區間ノ旅客運賃表^{第十五号}及大貨物營業料程表^{第十六号}
式ヲ添附シ所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出ツヘシ

第三十八條

現ニ營業中ノ線路ニ於テ新設シタル停車場又ハ停留場ニ係
ル旅客運賃又ハ荷物運賃ヲ認可ヲ受ケタル方法ト同一方法ニ依リ制定
シタルトキハ実測換算中心料程表、營業料程表、各區間ノ旅客運賃表
及大貨物營業料程表ヲ添附シ實施ノ月日ヲ運輸大臣ニ届出ツヘシ

第三十九條

前項ノ規定ハ停車場又ハ停留場ノ実測換算中心料程ニ異動ヲ生シタル
各區間ノ旅客運賃表及大貨物營業料程表ニ變更ヲ生セサルトキハ營業料程表、
前二項ノ規定ニ依ル届書ハ所管鐵道局長ヲ經由シ之ヲ提出スヘシ

第四十條

運輸ニ關スル料金ヲ變更セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ所管鐵道局
長ヲ經由シ運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第四十一條

旅客列車及混合列車ノ運轉速度ヲ增加シ又ハ度數ヲ變更セ
ムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ新旧對照運轉速度表、新旧對照運行圖
表及變更發著時刻表ヲ添附シ所管鐵道局長ノ認可ヲ受ケヘシ

第四十二條

前二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運轉速度及度數ヲ實施
シタルトキハ其ノ月日ヲ選擇ナク所管鐵道局長ニ届出ツヘシ

第四十三條

旅客列車及混合列車ノ發著時刻ヲ變更シタルトキハ其
ノ理由ヲ具シ運行圖表及發著時刻表ヲ添附シ實施ノ月日ヲ記載シ運輸
大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第四十四條

前項以外ノ事故ハ一月分ヲ取纏メ翌月十五日限リ第二十号様式ニ依
リ所管鐵道局長ニ之ヲ届出ツヘシ

第四十八條

他ノ陸上運送事業者ト連絡運輸又ハ直通運輸ヲ爲ストキハ
左ノ事項ヲ記載シ契約書ノ謄本ヲ添附シ實施後一週間内ニ所管鐵道局
長ニ之ヲ届出ツヘシ

第四十九條

連帶職名
一 連帶職名
二 旅客及荷物ノ取扱方法
三 賃金割賦方法
四 共用停車場、倉庫等ニ關スル使用料其ノ他ノ事項
五 線路及車両ノ使用料並運賃料ニ關スル事項
六 運輸上ノ責任負担方法
七 運輸開始ノ年月日

第五十條

地方鐵道事業者ハ每營業年度經過後二月内ニ營業報告書及統
計報告書ヲ調製シ所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第五十一條

地方鐵道事業者ハ鐵道台帳ヲ調製シ之ヲ備ヘ置クヘシ
變更シタルトキハ所管鐵道局長ヲ經由シ運輸大臣ニ之ヲ届出ツヘシ

第五十二條

免許失効シタルトキハ運賃ナク所管鐵道局長ヲ經由シ免許
狀ヲ返納スヘシ

第五十三條

地方鐵道法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル建設費ハ鐵道及
其ノ附屬物件ヲ建設、取得又ハ改良スル爲要シタル實費決算額ヲ基礎
トシ運輸大臣ノ査定シタル額トス但シ改良ニ因リ撤去セラレタルモノ
ノ價額ハ之ヲ控除ス

第六百五十七

一部買取ノ場合ニ於テハ買取及殘存區間ノ建設費ハ各區間ニ付之ヲ計
算シ各區間ニ關連スル建設費ハ左ノ各号ニ依リ各區間ニ付之ヲ分割ス

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

- 一 線路測量費ハ各區間ノ料數ニ依ル百分率
- 二 車兩費、電車庫費、器械場費、發電所費及變電所費ハ各區間ノ最近營業年度末ヨリ起リ三年間、運輸開始後三年ヲ經過セサルモノニ在リテハ運輸開始ノ日ヨリ買収ノ日迄ニ於ケル車兩走行料ニ依ル百分率
- 三 前二號以外ノモノニ付テハ各區間ニ於ケル建設費決算額(前二號ニ依リテ分割シタル金額ヲ含ム)ノ割合ニ依リ百分率
- 第五十四條 地方鐵道法第三十二條第二項ノ規定ニ依ル營業收入ハ客車收入、貨車收入其ノ他運輸營業上ノ諸收入ノ決算額、營業費ハ鐵道及其ノ附屬物件ノ保存復旧ノ費用、前條第一項但書ノ規定ニ依リ建設費ヨリ控除シタル金額、諸稅其ノ他運輸營業上ノ諸費用ノ決算額ヲ基礎トシ運輸大臣ノ査定シタル額トス
- 一部買収ノ場合ニ於テハ買収及殘存區間ノ營業收入及營業費ハ營業年度毎ニ各區間ニ付テ之ヲ計算シ各區間ニ跨ル營業收入及營業費ハ左ノ各號ニ依リ營業年度毎ニ各區間ニ付テ之ヲ分割ス
- 一 客車收入ハ買収及殘存區間ニ跨ル旅客ノ各區間ニ於ケル延入料數ニ依ル百分率
- 二 貨車收入ハ買収及殘存區間ニ跨ル貨物ノ各區間ニ於ケル延送料數ニ依ル百分率
- 三 前二號ニ掲ケルモノ以外ノ收入ハ買収及殘存各區間ニ於ケル他ノ收入總額ニ依ル百分率
- 四 營業費ハ買収及殘存各區間ニ於ケル營業收入ニ依ル百分率
- 第五十五條 地方鐵道會計規程第十條乃至第十二條ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依ル建設費、營業收入及營業費ノ計算ニ付テ之ヲ準用ス
- 第五十六條 地方鐵道法第三十五條ノ二第二項及第三十六條ノ二第三項ノ規定ニ依ル配當ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當該期ノ貸借對照表及收支計算書ヲ添附シ之ヲ提出スヘシ
- 一 概算交付金ノ処分案

二 債務アルトキハ其ノ金額、償還方法及期日並次ノ配當期迄ニ支拂フヘキ利子金額

第五十七條 削除

本法ハ大正八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

私設鐵道法施行規則、輕便鐵道法施行規則、鐵道事故届出ニ關スル規程、鐵道台帳規程及鐵道統計規程ハ之ヲ廢止ス

旧令ニ依リテ爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則 (昭和四年鐵道省令第三號)

本令ハ昭和四年法律第六十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和四年法律第六十二號ハ昭和四年十二月五日ヨリ施行)

大正九年鐵道省令第二號ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和十四年鐵道省令第五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十七條乃至第二十九條ヲ削除スル規定ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十七條及第二十八條ヲ削除スル規定ノ施行前ニ於テハ同條ノ規定ニ依ル認可申請書ハ鐵道大臣ニ之ヲ提出スヘシ

本令施行前鐵道大臣ニ於テ受付ケタル申請書及屆書ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

(附錄様式略ス)

地方鐵道法第四條但書ニ依ル線路敷設ノ許可手續

(明治四十三年八月二日 內務省令第二十七號)

- 地方鐵道法第四條但書ニ依ル線路敷設ノ許可手續左ノ通相定ム
- 第一條 地方鐵道法第四條但書ニ依リ線路敷設ノ許可ヲ得ントスル者ハ道路上ニ敷設スル必要ナル事由ヲ詳記シ左ノ書類及圖面ヲ具シ敷設地ノ地方長官ヲ經由シテ內務大臣ニ申請ス可シ
- 一 起業目論見書
 - 二 工事方法概略書
 - 三 全線路ノ予測平面圖及道路上ニ敷設ス可キ線路ノ予測圖並説明書
 - 四 道路上ニ於ケル敷設費ノ概算書
- 第二條 全線路ノ予測平面圖ハ縮尺一吋三十釐(二万分ノ一)ヲ以テ代用スルコトヲ得)トシ沿線ノ地勢市街村落附近ノ道路及既設又ハ未設ノ鐵道又ハ軌道及其ノ名稱ヲ記入ス可シ
- 第三條 道路上ニ敷設ス可キ線路ノ予測圖ハ左ノ二種トス
- 一 予測平面圖
 - 縮尺ハ五千分ノ一トシ鐵道ノ中心線ハ赤色ヲ以テ之ヲ彩リ鐵道ヲ敷設セントスル國道縣道里道ノ分界並其ノ地名及沿線ノ地勢市街村落附近ノ道路又ハ既設若ハ未設ノ鐵道又ハ軌道及其ノ名稱等ヲ明ニシ距離ハ百間毎ニ記入ス可シ
 - 二 予測縱断面圖
 - 縮尺ハ平面圖ト同一ニシ高ハ縮尺五百分ノ一トシ鐵道中心線路面ノ高低(黑色)鐵道面ノ高低(赤色)及隧道橋梁ノ長鐵道ノ勾配並其ノ距離ヲ記入ス可シ
- 第四條 線路予測圖ノ説明書ニハ沿線ノ地勢及線路預定ノ理由ヲ詳記シ附近ノ道路、市街、村落、池沼、河川、港灣、社寺、公園、名所、旧

地方鐵道建設規程

(大正八年八月十三日 閣令第十一號)

- 昭十五年六月鐵道省令第一〇號、一四年八月第六號、一八年四月第一二號、一四年七月運輸通信省令第九二號改正
- 地方鐵道建設規程左ノ通定ム
- 第一章 總則
- 第一條 地方鐵道ノ建設ハ本規程ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ特別ノ設計ヲ必要トスルモノニ在リテハ鐵道大臣(樺太ニ在リテハ樺太鐵道局長)ノ許可ヲ受ケ本規程ニ依ラサルコトヲ得
- 鐵道大臣(樺太ニ在リテハ樺太鐵道局長)ハ鐵道ノ狀況ニ依リ本規程ニ依ラサル特別ノ設計ヲ命スルコトヲ得
- 第二條 列車ノ運輸ニ常用スル線路ヲ本線路ト謂ヒ其ノ他ノ線路ヲ側線ト謂フ
- 第三條 旅客又ハ荷物ヲ取扱フ爲列車ヲ停止スル箇所ニシテ轉轍器ノ設備アルモノヲ停車場ト謂ヒ其ノ設備ナキモノヲ停留場ト謂フ
- 第二章 線路及建造物
- 第一節 軌間及軌條ノ高度
- 第四條 軌間ハ直線ニ於テ軌條頭ノ内側ヨリ内側迄ノ距離ニ依リ之ヲ測定ス

第五條 曲線ニ在リテハ左ノ區別ニ依リ軌間ニ相當ノ坡度ヲ附スヘシ但シ轉轍器ニ附帶スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ 千八百三十糎
ニ在リテハ二十五糎以內 千五百二十糎
二 軌間七百六十二糎ニシテ曲線ノ半径四百米以下ノモノニ在リテハ 十六糎以內

第六條 直線ニ在リテハ兩軌條面ノ高ヲ均クスルコトヲ要ス但シ曲線ニ於ケル高度ヲ通減スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
曲線ニ在リテハ轉轍器ニ附帶スル場合ヲ除クノ外外側軌條ニ相當ノ高度ヲ附シ曲線ニ接續スル直線又ハ緩和曲線ニ於テ之ヲ通減スヘシ

第七條 建築定規ハ第一号及第二号圖面ニ依ルヘシ但シ曲線ニ在リテハ軌間ノ坡度及外側軌條ノ高度ニ隨ヒ建築定規中心ノ傾斜傾斜ニ應シ相當之ヲ擴大スヘシ

第八條 燃料塔載所、給水所、轉車台、計重台、洗車所、電柱、信号柱等ニシテ停車場内ノ側線ニ係ルモノ並車庫ノ門路及内部ハ車兩定規外百五十糎迄建築定規内ニ入ルコトヲ得

第九條 轍又ニ於テ軌條ト翼軌條又ハ護輪軌條トノ間隔ハ左ノ寸法迄之ヲ縮小スルコトヲ得
一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ 三十八糎
二 軌間七百六十二糎ノモノニ在リテハ 三十三糎

第十條 轉轍器取柄及轉轍標識等ノ軌條面上ニ突出スル各部分ハ車兩定規外側方ニ於テ七十六糎迄建築定規内ニ入ルコトヲ得但シ軌條面上左ノ高ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ 千八百三十糎
第十二條 軌間七百六十二糎ノモノニ在リテハ 千五百二十糎
第十三條 軌間七百六十二糎ニシテ曲線ノ半径四百米以下ノモノニ在リテハ 十六糎以內

第十四條 本線路ニ於ケル轉轍器ニ附帶スル曲線半径ハ特別ノ場合ヲ除クノ外軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ百米以上、軌間七百六十二糎ノモノニ在リテハ八十米以上トス

第十五條 本線路ノ軌道中心ヨリ施工基面線端迄ノ距離ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一米八三以上、軌間七百六十二糎ノモノニ在リテハ一米五二以上トス

第十六條 軌道中心ヨリ施工基面線端迄ノ距離ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一米八三以上、軌間七百六十二糎ノモノニ在リテハ一米五二以上トス

第十七條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第十八條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第十九條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第二十條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第二十一條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第二十二條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第二十三條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第二十四條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

第二十五條 枕木下面ヨリ施工基面迄ノ道床ノ厚ハ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ一五〇以上トス

四三五ノモノニ在リテハ百糎以上、軌間七百六十二糎ノモノニ在リテハ七十六糎以上トス

第十八條 軌道及橋梁ノ各部ハ動荷重ニ耐フル負担力ヲ有スルコトヲ要ス

第十九條 交通頻繁ナル道路又ハ通船頻繁ナル河川ニ架設スル橋梁ハ車兩ノ幅及其ノ兩側各百五十糎以上軌道面下ヲ蓋フコトヲ要ス

第二十條 隧道、橋梁其ノ他列車ヲ避クルニ困難ナル場所ニハ九十米以上ノ距離ニ待避所ヲ設クルコトヲ要ス

第二十一條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

第二十二條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

第二十三條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

第二十四條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

第二十五條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

第二十六條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

第二十七條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

第二十八條 踏切道ト線路トノ交角ハ三十度ヨリ小ナルコトヲ得ス

一 單線ニ於テ列車ノ行進ヲ爲ス停車場又ハ信号所
二 複線ニ於ケル閉塞區間ノ境界点ニ在ル停車場、停留場又ハ信号所
第三十條 場内信号機防護區域外四百米以上ノ距離ヨリ之ヲ展望スルコト能ハサルトキハ其ノ前方ニ遠方信号機ヲ設クルコトヲ要ス

第三十一條 本線路ハ相當ノ保安設備アル停車場又ハ信号所外ニ於テ軌道又ハ軌道ト平面交叉ヲ爲スコトヲ得ス但シ鐵道又ハ軌道カ人力又ハ馬力ヲ動力トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 本線路ニハ左ノ諸標ヲ設クルコトヲ要ス
一 每杆ノ距離ヲ示ス杆程標
二 千分ノ七ヨリ急ナル勾配ノ始終点ニハ其ノ勾配ヲ示ス勾配標

第三十三條 本線路又ハ側線カ本線路ニ接續スル箇所ニハ車兩ノ停止區域ヲ示ス警標ヲ設クルコトヲ要ス

第三十四條 車兩ノ逸出防備
第十二條 線路ノ終端ニハ車止ヲ設クルコトヲ要ス
第十三條 人又ハ牛馬等ノ線路ニ踏入ル虞アル場所及保安上必要ナル場所ニハ堤塘、柵垣又ハ溝渠ヲ設クルコトヲ要ス

第三十五條 停車場其ノ他ノ設備
第十三條 停車場及信号所ニハ電氣通信ノ設備ヲ爲スヘシ但シ駅員ヲ常置セサル停車場ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 旅客ノ乗降多キ停車場ニハ符合所其ノ他相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第三十七條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第三十八條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第三十九條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第四十條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第四十一條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第四十二條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第四十三條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第四十四條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第四十五條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第四十六條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第四十七條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第四十八條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第四十九條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第五十條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第五十一條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第五十二條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第五十三條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第五十四條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第五十五條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第五十六條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第五十七條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第五十八條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第五十九條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第六十條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

第六十一條 機關車ヲ收容スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ
第六十二條 車兩ヲ修理スル爲相當ノ設備ヲ爲スヘシ但シ其ノ修理ヲ他

ニ委託スルコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 発電所及変電所ニハ相当ノ予備機械ヲ備フルコトヲ要ス

第三章 車両

第一節 車両定規

第三十六條 車両定規ハ車輪ヲ除ク外第三号及第四号図面ニ依ルヘシ

第三十七條 外方ニ開キタル車輪ノ扉ハ車両定規ノ限界ヲ超ユルコトヲ得但シ建築定規ノ範圍内ニ於テ七十五耗以上ノ遊間ヲ存スルコトヲ要ス

第三十八條 排障器、制輪子、撒砂管其ノ他ノモノニシテ輪鉄ノ幅外ニ出テサル部分及連結器ノ下端ハ軌條面上二十五耗ノ高さ下ルコトヲ得

第三十九條 彈機ノ作用ニ因リ上下動ヲ爲ササル部分ハ車両定規ノ中心線ヨリ測リ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ左右各一米

〇二、軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ左右各八百四十耗ノ幅内ニ於テ軌條面上五十耗ノ高さ下ルコトヲ得

第四十條 排障器ハ其ノ使用ニ際シ轉轍器、護輪軌條等アル箇所ヲ除クノ外之ヲ軌條頭ニ接触セシムルコトヲ得

第四十一條 電氣機關車及電車ノ集電裝置ノ可動部分ハ車両定規ノ限界ヲ超ユルコトヲ得

第四十二條 前六條ノ規定ハ輪鉄其ノ他ノ磨損又ハ彈機ノ變形アリタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

第二節 輪軸距

第四十三條 車両ノ固定輪軸距ハ線路ノ最小曲線半径ニ應シテ之ヲ定ム

ヘシ但シ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ四米五七、軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ三米〇五ヨリ大ナルコトヲ得ス

第三節 車輪

第四十四條 車輪ノ直径ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ

一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ導輪及從輪ハ六百十耗以上其ノ他ノモノハ七百六十二耗以上

第六百六十二

二 軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ四百五十七耗以上

第四十五條 輪鉄ノ幅ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ

一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ百十四耗以上百五十二耗以下

二 軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ百二耗以上百二十七耗以下

第四十六條 車輪一對ノ輪鉄内側距離ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ

一 軌間一米〇六七ノモノニ在リテハ九百九十耗以下九百九十六耗以下

二 軌間一米四三五ノモノニ在リテハ一米三五九以上一米三六五以下

三 軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ六百九十五耗以上七百二耗以下

輪縁ナキ車輪一對ノ輪鉄内側距離ハ左ノ寸法迄縮小スルコトヲ得

一 軌間一米〇六七ノモノニ在リテハ九百七十八耗

二 軌間一米四三五ノモノニ在リテハ一米三四六

三 軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ六百八十九耗

第四十七條 輪縁ノ高ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ

一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ二十五耗以上三十耗以下

二 軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ二十二耗以上三十耗以下

ノ厚ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ

一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ十九耗以上

二 軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ十六耗以上

第四十八條 車輪一對ノ中心線ヨリ輪縁外面迄ノ距離ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ

一 軌間一米〇六七ノモノニ在リテハ五百十七耗以上五百二十七耗以下

二 軌間一米四三五ノモノニ在リテハ七百二耗以上七百一十一耗以下

三 軌間七百六十二耗ノモノニ在リテハ三百六十七耗以上三百七十五

第六百六十三

第四十九條 前二條ノ規定ハ輪鉄ノ磨損シタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

第四節 緩衝器及連結器

第五十條 車輪ニハ彈性ノ緩衝器及連結器ヲ備フルコトヲ要ス

緩衝器及連結器ノ中心ハ軌間一米〇六七ノモノニ在リテハ軌條面上空車ノトキ九百十四耗ヲ超ユルコトヲ得ス滿載車ノトキ八百十二耗ヲ下ルコトヲ得ス

兩側緩衝器中心間ノ距離ハ軌間一米〇六七ノモノニ在リテハ一米二一

九トス

機關車ニハ兩端ニ螺旋連結器ヲ、其ノ他ノ車両ニハ一端ニ螺旋連結器

他端ニ環環連結器ヲ備フルコトヲ要ス第二項乃至第四項ノ規定ハ中央

緩衝連結器ヲ備フル車両ニ之ヲ適用セス

第五節 機關車ノ裝置

第五十一條 機關車ニハ左ノ裝置ヲ爲スヘシ

一 汽罐ニハ獨立ニ其ノ用ヲ爲ス二箇以上ノ給水器ヲ備フルコト

二 汽罐内部ノ水位ヲ獨立ニ認知シ得ル二箇以上ノ驗水器ヲ備ヘ其ノ

一ハ機關手ノ位置ヨリ水位ヲ直ニ認メ得ルモノタルコト

三 二箇以上ノ安全弁ヲ備フルコト

四 火室ノ頂蓋ニ可鏘栓ヲ備フルコト

五 驗圧器ヲ備ヘ其ノ指針盤ニ實用最高汽圧ヲ表示スルコト

六 汽罐ノ火室ニ在ル鑿桿ニハ其ノ頂上ニ在ルモノヲ除ク外餘テ其

ノ毀損ヲ外部ヨリ發見シ得ヘキ設備ヲ爲スコト

七 汽笛ヲ備フルコト

八 前後ニ排障器ヲ備フルコト

九 煙櫃及灰箱ニハ火粉止ノ設備ヲ爲スコト

十 他ノ制動機ノ設アル場合ニ於テモ制輪及炭水車ノ車輪ニ備ヘキ

手用制動機ヲ備フルコト

第六節 客車及緩急車

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

第五十二條 客車内ノ面積ハ旅客定員一人ニ付平均〇、二八平方メートル

小ナルコトヲ得ス但シ起立乘客ニ對スル相當ノ設備アル場合ニ在リテ

ハ之ヲ〇、二三平方メートル縮小スルコトヲ得

第五十三條 客車内ニハ点燈ノ設備ヲ爲スヘシ

第五十四條 客車ノ側面ニ在ル扉ニハ二箇ノ閉鎖器ヲ備フルコトヲ要ス

第五十五條 緩急車ニハ他ノ制動機ノ設アル場合ニ於テモ手用制動機ヲ

備フルコトヲ要ス

第七節 汽動車、電氣機關車及電車

第五十六條 汽動車ニハ機關車及客車ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十七條 電氣機關車及電車ニハ左ノ裝置ヲ爲スヘシ

一 特別ノ場合ヲ除ク外前後ニ制御器ヲ設クルコト

二 自動遮断器ヲ設クルコト

三 架空線式ノ場合ニ於テハ避雷器ヲ設クルコト

四 警鐘又ハ警笛ヲ備フルコト

五 前後ニ排障器ヲ備フルコト

六 他ノ制動機ノ設アル場合ニ於テモ手用制動機ヲ備フルコト

第五十八條 汽動車及電車ニハ乗務員間ノ合図器ヲ備フルコトヲ要ス

第四章 雜則

第五十九條 特殊ノ軌間ノ地方鐵道ニ對スル第二章ノ適用ニ關シテハ第

四十六條第四十八條ヲ除キ左ノ各号ノ定ムル所ニ依ル

一 軌間一米〇六七ヲ超ユルモノハ軌間一米四三五ノモノニ準ズ

二 軌間一米〇六七未滿七六二耗ヲ超ユルモノハ軌間一米〇六七ノモ

ノニ準ズ

三 軌間七六二耗未滿ノモノハ軌間七六二ノモノニ準ズ

附則

本令ハ大正八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ依リ許可ヲ受ケヘキ事項ニシテ旧規程ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケ

タル事項ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

旧規程ニ依リテ爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

地方鉄道運轉信号保安規程

(大正八年八月十三日 閣令第十二号)

沿軍 昭和五年六月鐵道會令第一号、一四年八月第六号、一八年四月第二号改正 地方鉄道運轉信号保安規程左ノ通定ム

第一章 總則

第一條 地方鉄道ノ運轉、信号及列車保安ハ本規程ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣(樺太ニ在リテハ樺太鐵道局長)ノ許可ヲ受ケ本規程ニ依ラサルコトヲ得

第二章 運轉

第一節 線路 第三條 線路ハ列車ヲ安全且正確ニ運轉スルコトヲ得ヘキ状態ニ之ヲ保持シ毎日少クトモ一回保線係員ヲシテ巡視セシムヘシ

第五條 本線路ニ於ケル轉轍器ノ取柄ハ列車又ハ車両ノ對向通過ノ際之ヲ支持スヘシ但シ鎖錠其ノ他ノ安全裝置ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條 交通頻繁ニシテ遠方ヨリ展望スルコト能ハサル踏切道其ノ他必要ナル踏切道ニハ列車運轉中番人ヲ置キ之ヲ看守セシムヘシ但シ夜間交通稀ナル際ハ此ノ限ニ在ラス

第二節 車両

第九條 車両ハ安全ニ運轉スルコトヲ得ヘキモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十條 製作又ハ購入シタル車両、重要ナル改造又ハ修繕ヲ爲シタル車両及六月以上使用ヲ停止シタル車両ハ其ノ各部ヲ検査シ試運轉ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條 蒸氣機關車及汽動車ニ付テハ左ノ定期検査ヲ行フヘシ 一 使用ノ状況ニ依リ三年ヲ超エサル期間毎ニ燃管汽罐包套、担彈

製造所ノ名称及製造ノ年 第十一條 第一号又ハ第十三條第一号ノ規定ニ依リ施行シタル最近検査ノ年

一 所属鐵道ノ名称又ハ徽章 二 記号番号 三 製造所ノ名称及製造ノ年

四 等級、旅客定員、荷重及自重 五 第十一條第一号、第十三條第一号及第十四條ノ規定ニ依リ施行シタル最近検査ノ年

第十八條 動力車ニハ列車運轉中ニ生シタル毀損ヲ應急修理スル爲ニ必要ナル器具ヲ備フヘシ

第十九條 蒸氣ヲ有スル機關車及汽動車ハ停止中節汽弁ヲ閉チ轉向機ヲ中央ニ置キ制動機ヲ緊締シ之ヲ看守スヘシ

第二十條 列車ニハ夜間客車ノ内部ニ点燈スヘシ晝間ニ於テモ隧道通過ニ二分時以上ヲ要スルトキ亦同シ

第二十一條 列車ニハ少クトモ左表ニ掲クル割合ニ依リ該列車カ有スル車輛ノ數ニ比例シタル制動機(車側制動機ヲ除ク)ヲ備ヘ適當ナル係員ヲ乗込マシムヘシ

Table with 2 columns: 標準 勾配 (Standard Gradient) and 百軸 (100 Axles). It lists various gradient percentages and corresponding axle counts.

汽弁、安全弁、檢圧器及真空計ノ検査ヲ爲スコト 三 毎月少クトモ一回火室内部、可憐栓、火粉止器、檢水器、給水器及制動機ノ検査ヲ爲スコト

第十二條 前二條ノ氣罐試驗ニ於テハ標準檢圧器ヲ使用シ氣罐ノ最高実用圧力ニ其ノ三割五分以上ヲ増加シタル水圧ヲ用キ五分時以上之ヲ持續セシムヘシ

第十三條 電氣機關車及電車ニ付テハ左ノ定期検査ヲ行フヘシ 一 使用ノ状況ニ依リ三年ヲ超エサル期間毎ニ担彈機、車輛車軸、軸

二 一年ヲ超エサル期間毎ニ電動機、制動裝置、聚電裝置、開閉器、自動遮斷器、避雷器、布設電線、接統電纜及各種計器ノ検査ヲ爲スコト

三 毎月少クトモ一回電路ト大地トノ間ノ絶緣抵抗ヲ最大使用電圧ヲ以テ試驗ヲ行ヒ制動機ノ検査ヲ爲スコト

第十四條 客車及貨車ニ付テハ使用ノ状況ニ依リ客車ニ在リテハ一年半、貨車ニ在リテハ三年ヲ超エサル期間毎ニ担彈機、車輛車軸、軸

第十五條 第十條、第十一條、第十三條及第十四條ノ規定ニ依リ施行シタル検査及試驗ノ年月日及成績ハ之ヲ帳簿ニ記録スヘシ

第十六條 列車ヲ組成スル車両ハ使用ノ状況ニ依リ毎日少クトモ一回其ノ要部ヲ検査スヘシ

第十七條 蒸氣機關車及電氣機關車ニハ左ノ事項ヲ標記スヘシ 一 所属鐵道ノ名称又ハ徽章

二 番号

制動機ヲ附スヘキ車軸數ノ算出ハ左ノ各号ニ依ル	シニ對		動機		ヲ附		キス		數	
	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二
一時間二十四秒迄	四九	四一	二五	二〇	一七	一五	一三	一一	一〇	七
一時間三十二秒迄	四九	二八	二〇	一八	一七	一五	一一	一〇	一〇	七
一時間四十秒迄	三三	二八	二五	二二	一九	一六	一四	一一	一〇	七
一時間四十八秒迄	三八	三三	三〇	二八	二六	二四	二二	二〇	一八	一四

制動機ヲ附スヘキ車軸數ノ算出ハ左ノ各号ニ依ル
 一 停車場間ニ於テ一桿ヲ距ツル線路ノ二点ヲ連続スル直線ノ勾配中
 最急ナルモノ又ハ停車場間ノ桿程一桿未滿ナルトキハ兩停車場ヲ
 連接スル直線ノ勾配ヲ以テ標準勾配ト爲スヘシ
 二 蒸氣機關車、電氣機關車及電車ノ軸輪一軸ハ之ヲ二軸、炭水車ノ
 一軸ハ之ヲ一軸半、客貨車ノ一軸ハ之ヲ半軸ニ換算スヘシ
 三 計算上生シタル一軸未滿ノ端數ハ之ヲ一軸ニ切上ケヘシ
 標準勾配千分ノ四ヨリ急ナル場合又ハ平均速度一時間四十八桿ヲ超
 エルトキニ於ケル制動機數ハ鐵道大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムヘシ
 第二十二條 制動機ハ其ノ制動力カ列車ニ對シ成ルヘク平等ニ働ク様之
 ヲ配置スヘシ
 第二十三條 列車ノ最後部(推進ノ場合ニハ最前部)ニハ手用制動機ノ裝
 置アル車兩ヲ連結スヘシ但シ最後部ノ車兩カ貨車ニシテ之ニ隣接スル
 車兩ニ手用制動機ノ裝置アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 第二十四條 二兩以上ニ跨ル荷物ヲ積載シタル貨車ハ之ヲ旅客列車及混
 合列車ニ連結スルコトヲ得ス但シ特別ノ裝置ヲ施シタル貨車ニ積載ス
 ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 第二十五條 列車ニハ夜間前部ニ白色燈、後部ニ赤色燈各一箇ヲ掲ケヘ
 シ晝間ニ於テモ延長八百米以上ノ隧道ヲ通過スルトキ亦同シ
 第四節 車兩入換
 第二十六條 停車場ニ於ケル車兩ノ入換ハ列車カ隣接ノ停車場、停留場
 又ハ信号所ヨリ該停車場ニ向ヒ出發シタル後ハ相當ノ防護ヲ爲スニ非
 ズ

サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十七條 車兩ハ適當ニ制動セラレ得ル場合ヲ除クノ外動力車ヲ以テ
 之ヲ突放スルコトヲ得ス
 第二十八條 旅客ノ乗込ミタル車兩又ハ動物若ハ爆發物ヲ積載シタル車
 兩ノ入換ヲ爲シ又ハ之ト他ノ車兩トノ連結ヲ爲ス場合ニ於テハ解放ノ
 儘之ヲ爲スコトヲ得ス
 第二十九條 車兩ノ入換ヲ爲ス場合ニ於ケル速度ハ一時間十三桿ヲ超ユ
 ルコトヲ得ス
 第三十條 蒸氣機關車又ハ電氣機關車ヲ以テ夜間車兩ノ入換ヲ爲ス場合
 ハ其ノ前部及後部ニ白色燈各二箇ヲ掲ケヘシ
 第五節 列車運轉
 第三十一條 列車カ轉轍器附帶ノ曲線ヲ通過スル場合ニ於ケル速度ハ一
 時間十六桿ヲ超ユルコトヲ得ス
 第三十二條 列車ハ停車場内ノ運轉其ノ他特別ノ場合ヲ除クノ外左方ノ
 線路ヲ進行スヘシ
 第三十三條 列車ハ左ノ場合ニ限り推進スルコトヲ得
 一 列車ノ前部ニ於テ制御スルトキ
 二 停車場内ヲ運轉スルトキ
 三 列車又ハ線路ニ故障アルトキ
 四 工事用列車又ハ停車場外ノ側線ニ出入スル列車ヲ運轉スルトキ
 第三十四條 一保安區間ニ於テハ同一軌道ニ同時ニ一列車ノ外運轉スル
 コトヲ得ス但シ單線ニ於テ標準勾配千分ノ二十ヨリ緩ナルトキニ限り
 續行列車ヲ運轉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ續行列車ハ先發列車出發
 後電氣ヲ動力トスルモノニ在リテハ五分時以上、其ノ他ノモノヲ動力
 トスルモノニ在リテハ十分時以上ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ出發セシ
 ムルコトヲ得ス
 第三十五條 列車ハ停車場又ハ停留場以外ノ場所ニ於テ旅客又ハ荷物ノ
 取扱ヲ爲ス爲停止スルコトヲ得ス

第三十六條 二箇以上ノ列車ノ著発ニ際シ相互ニ本線路ニ支障ヲ及ボス
 虞アル場合ハ二箇以上ノ列車ヲ同時ニ進入又ハ出發セシムルコトヲ得
 ス
 第三十七條 列車ノ運轉ニ関シテハ當務者ヲシテ左ノ事項ヲ記載シタル、
 報告書ヲ調製セシムヘシ
 一 列車ノ組成
 二 始發駅、終著駅及主要駅ニ於ケル發着時刻
 三 始發駅、終著駅及主要駅ニ於ケル延著發又ハ早著ノ時分及其ノ理
 由
 四 其ノ他必要ナル事項
 第三章 信号
 第一節 總則
 第三十八條 信号ハ煙霧風雪等ニ因リ相當ノ距離ヨリ其ノ現示ヲ識別シ
 難キトキハ夜間ノ法式ニ依ルヘシ隧道内ニ於テ列車ニ向ヒ信号ヲ現示
 スルトキ亦同シ
 第三十九條 信号ヲ現示スヘキ場所ニ所定ノ法式ニ依ル信号ノ現示ナキ
 トキハ危害信号ト看做スヘシ
 第四十條 信号ハ二箇以上ノ線路又ハ二種以上ノ目的ニ之ヲ兼用スルコ
 トヲ得ス
 第二節 信号機
 第一款 常置信号機
 第四十一條 常置信号機ノ主要ナル種類左ノ如シ
 一 場内信号機 停車場又ハ信号所ニ進入セムトスル列車ニ對スル信
 号機ニシテ列車カ其ノ防護区域内ニ進入スル可否ヲ表示ス
 二 遠方信号機 列車カ該信号機ト場内信号機ノ防護区域トノ間ニ於
 テ停止シ得ヘキ速度ヲ以テ徐行スヘキカ又ハ相當速度ヲ以テ進行
 スヘキカヲ表示ス
 三 出發信号機 停車場又ハ信号所ヲ出發又ハ通過セムトスル列車ニ
 對スル信号機
 第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

對スル信号機ニシテ其ノ進行ノ可否ヲ表示ス
 前項以外ノ常置信号機ヲ設ケムトスルトキハ鐵道大臣ノ認可ヲ受ケヘ
 シ
 第四十二條 同一柱ニ同種類ノ信号二箇以上ヲ現示スル裝置ヲ爲シタル
 トキハ最上位ニ在ルモノハ最左側ノ線路ニ屬シ以下順次右方ノ線路ニ
 屬ス
 第四十三條 常置信号機ハ危害信号又ハ注意信号ヲ現示スルヲ其ノ定位
 トシ必要ノ場合ニ於テ無難信号ヲ現示ス
 第四十四條 常置信号機ハ向テ之ヲ視ルトキ左腕ノ位置又ハ燈色ヲ以テ
 左ノ法式ニ依リ信号ヲ現示ス
 一 場内信号機
 危害信号(列車停止スヘシ)
 晝間 腕ノ位置水平又ハ赤色燈
 夜間 赤色燈
 無難信号(列車進行スルコトヲ得)
 晝間 腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈
 夜間 綠色燈
 二 遠方信号機
 注意信号(列車徐行スヘシ)
 晝間 腕ノ位置水平又ハ橙黃色燈
 夜間 橙黃色燈
 無難信号(列車進行スルコトヲ得)
 晝間 腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈
 夜間 綠色燈
 三 出發信号機
 場内信号機ノ法式ニ同シ
 第四十五條 常置信号機ノ腕ハ長方形トス但シ遠方信号機ノ腕端ハ矢筈
 形トス
 六百六十七

第四十六條 常置信号機ノ腕ハ表面ヲ赤色トシ腕端ニ近ク之ト並行シテ
白色線ヲ画シ背面ヲ白色トシ腕端ニ近ク之ト並行シテ黑色線ヲ画ス

第四十七條 常置信号機ノ信号現示ヲ夜間後方ヨリ識別スル爲左ノ背面
光ヲ現示スヘシ但シ特別ノ設備アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十八條 遠方信号機ハ場内信号機カ無難信号ヲ現示シタル後ニ非サ
レハ無難信号ヲ現示スルコトヲ得ス

第四十九條 閉塞信号機ハ複線ニ於ケル閉塞区間ノ始点ニ之ヲ設置スヘ
シ

第五十條 閉塞信号機ハ向テ之ヲ視ルトキ左腕ノ位置又ハ燈色ヲ以テ左
ノ法式ニ依リ信号ヲ現示ス

一 注意信号ヲ現示スル装置アル場合
夜間 上位及下位ノ腕ノ位置水平又ハ赤色燈
晝間 上位及下位ノ腕ノ位置水平又ハ赤色燈

二 注意信号ヲ現示スル装置ナキ場合
夜間 上位及下位ノ腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈
晝間 上位及下位ノ腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈

三 無難信号(徐行区域終了)
晝間 綠色四角板
夜間 綠色燈

左ノ法式ニ依リ信号ヲ現示ス
一 危害信号(列車停止スヘシ)
晝間 赤色四角板
夜間 赤色燈

二 注意信号(列車徐行スヘシ)
晝間 橙黄色四角板
夜間 橙黄色燈

三 無難信号(徐行区域終了)
晝間 綠色四角板
夜間 綠色燈

臨時信号機ノ四角板ノ背面ハ白色トス
第五十九條 單線ニ於テ注意信号ヲ現示スル臨時信号機ハ其ノ背面ヲ綠
色トシ反対方向ニ無難信号ヲ現示スルコトヲ得

第六十條 手信号ハ信号機ノ設ケナキトキ又ハ之ヲ使用スルコト能ハサ
ルトキ左ノ法式ニ依リ信号ヲ現示ス

一 危害信号(列車停止スヘシ)
晝間 赤色燈ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ兩腕ヲ高
ク拳ケ又ハ物体ヲ急激ニ振り廻シ之ニ代フルコトヲ得

二 注意信号(列車徐行スヘシ)
晝間 橙黄色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ兩腕ヲ
上下ニ動カシ之ニ代フルコトヲ得

三 無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

第五十一條 閉塞信号機ノ腕端ハ注意信号ヲ現示スル装置アルモノニ在
リテハ上位ヲ尖形下位ヲ矢管形トシ其ノ装置ナキモノニ在リテハ之
ヲ尖形トス

第五十二條 閉塞信号機ノ腕ハ表面ヲ赤色トシ腕端ニ近ク之ト並行シテ
白色線ヲ画シ背面ヲ白色トシ腕端ニ近ク之ト並行シテ黑色線ヲ画ス

第五十三條 閉塞信号機ハ無難信号ヲ現示スルヲ定位トシ列車カ閉塞区
間ニ在ル間ハ危害信号ヲ現示ス

第五十四條 閉塞信号機ハ列車カ閉塞区間ニ進入シタルトキ自働作用ニ
依リ危害信号ヲ現示シ列車カ閉塞区間ヲ通過シタルトキ閉塞区間ノ終
点トノ関連動作ニ依リ無難信号又ハ注意信号ヲ現示スル装置タルヘシ

第五十五條 閉塞区間ノ終点ニハ始点ニ於ケル閉塞信号機ノ信号現示ヲ
複示スル標識ヲ備フヘシ但シ自働閉塞信号機ニ在リテハ此ノ限ニ在ラ
ス

第五十六條 列車カ自働閉塞信号機ノ危害信号ヲ現示ニ依リ停止スル場
合ニ於テ三分時ヲ経過スルモ無難信号又ハ注意信号ヲ現示セザルトキ
ハ一時十秒ヲ超エサル速度ヲ以テ前方支障ナキ箇所迄徐行スルコト
ヲ得

第五十七條 閉塞信号機不良ノ場合ニ於テ列車ヲ閉塞区間ニ進入セシメ
ムトスルトキハ電氣通信ニ依リ前方ノ停車場、停留場又ハ信号所ノ承
認ヲ受クヘシ

電氣通信ニ依リコトヲ得サル場合ニ於テハ列車ノ乗務員ニ其ノ旨ヲ通
告シ且先発列車カ前方ノ停車場、停留場又ハ信号所ニ到着スヘキ時刻
ヲ経過シタル後ニ非サレハ列車ヲ出發セシムルコトヲ得ス

第五十八條 臨時信号機ハ列車ノ停止又ハ徐行スヘキ区域ノ兩端ニ於テ

第六十一條 夜間 綠色燈ヲ提示ス
一 一人ニテ同時ニ二箇以上ノ手信号ヲ現示スルコトヲ得ス

第六十二條 發雷信号ハ雷管ノ爆音ニ依リ信号ヲ現示ス
列車ハ發雷信号ヲ現示アリタルトキハ停止スヘシ

第六十三條 發雷信号ハ左ノ場合ニ之ヲ使用スヘシ
一 煙霧風雪等ニ因リ相当距離ヨリ夜間ノ法式ニ依リ危害信号ヲ現示
ヲ確認シ難キトキ

二 事故其ノ他ノ事由ニ因リ列車途中ニ停止シ又ハ線路ヲ一時閉鎖シ
タルトキ

前項第一号ノ場合ニ於テハ危害信号ヲ現示アル場所ノ前方四百米以上
ニ於テ雷管ヲ装置スヘシ

第一項第二号ノ場合ニ於テハ停止列車又ハ閉鎖線路ノ兩端ヨリ單線ニ
在リテハ前後各四百米以上、複線ニ在リテハ後方同距離以上ニ於テ雷
管ヲ装置スヘシ但シ最近ノ停車場、停留場又ハ信号所ニ其ノ旨ヲ通知
シタルトキハ該方面ニ對シ雷管ノ装置ヲ要セス

雷管ハ相当距離ヲ隔テ二箇以上ヲ軌條ニ裝置スヘシ

第六十四條 車両ノ入換合図ハ左ノ法式ニ依ルヘシ
一 前進スヘシ
晝間 綠色旗ヲ上下ニ振ル但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕
ヲ上下ニ動カシ之ニ代フルコトヲ得

二 推進スヘシ
晝間 綠色旗ヲ左右ニ振ル但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕
ヲ左右ニ動カシ之ニ代フルコトヲ得

三 停止スヘシ
晝間 綠色燈ヲ左右ニ振ル

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

無難信号(列車進行スルコトヲ得)
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高
ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

畫間 赤色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ兩腕ヲ高ク拳ケ之ニ代フルコトヲ得

第六十五條 列車出発ノ際車掌ヨリ機關手又ハ運轉手ニ對シテ爲ス合図ハ左ノ方式ニ依ルヘシ

畫間 片腕ヲ水平ニ伸ヘ手笛ヲ長声ニ吹ク

第六十六條 保線係員、踏切番人等ニ向ヒ直ニ線路ヲ検査スヘキ旨ヲ通告スル必要アル場合ニ於テ列車乗務員ノ爲メ合図ハ左ノ方式ニ依ルヘシ

畫間 帽又ハ他ノ物体ヲ緩ニ振ル

第六十七條 汽笛合図ハ左ノ方式ニ依ルヘシ

一 列車カ運轉ヲ始メムトスルトキ其ノ他注意ヲ促ストキ

二 列車ノ近ケルヲ停車場、停留場又ハ往來頻繁ナル踏切道ニ知ラシムルトキ

三 制動機ノ緊締ヲ促ストキ

四 制動機ノ緩解ヲ促ストキ

五 非常ノ事故ヲ警告シ又ハ保線係員ヲ招集スルトキ

第六十八條 轉轍器標識ハ左ノ方式ニ依ルヘシ

一 轉轍器

定位ニ在ルトキ

畫間 前方及後方へ中央ニ白色線一條ヲ横ニ画シタル紫色円板

夜間 前方及後方へ紫色燈

定位ニ在ラサルトキ

畫間 前方及後方へ中央ニ黑色線一條ヲ矢筈ニ画シタル黄色矢羽形板

夜間 前方及後方へ黄色燈

二 腕線轉轍器

定位ニ在ルトキ

畫間 前方及後方へ中央ニ白色線一條ヲ横ニ画シタル赤色長方形板

夜間 前方及後方へ赤色燈

第六十九條 前方及後方へ中央ニ黑色線一條ヲ横ニ画シタル白色円板

夜間 前方及後方へ綠色燈

第四節 列車保安

第七十條 列車保安ハ左ノ方式ニ依ルヘシ但シ閉塞信号機ヲ設置スル区間及全線ヲ通シ之箇以上ノ列車ヲ運轉スルトキハ鐵道ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 複線ノ場合

二 閉塞器式

電氣通票器式、通票式又ハ票券式

第七十一條 列車保安ハ左ノ場合ニ限リ指導法ニ依ルコトヲ得

一 事故其ノ他ノ事由ニ因リ一時線路ヲ中断シ又ハ複線ニ於テ一線ヲ一時閉鎖シタルトキ

二 電氣通票ノ破損又ハ喪失シタルトキ

三 電氣通票器ノ不良ナルトキ

四 通票ノ破損又ハ喪失シタルトキ

第七十二條 地方鐵道業者ハ列車保安ノ方式ヲ定メ鐵道大臣ニ之ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第七十三條 閉塞器及電氣通票器ニ添裝スル電鈴及電話機ハ列車運轉ノ用ニ供スルノ外他ノ目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二節 閉塞式

第一款 閉塞器式

第七十四條 閉塞器式ヲ施行スル閉塞区間ノ兩端ニハ閉塞器ヲ備フヘシ

第七十五條 閉塞器ハ閉塞区間ニ列車ノ有無ヲ表示スル腕又ハ燈ヲ備ヘ

第七十六條 閉塞器ノ表示ハ左ノ方式ニ依ルヘシ

一 腕ノ位置ニ依ル場合

列車前方ニ進行ス

向テ左腕ノ位置水平

列車前方ヨリ進行シ來ル

向テ右腕ノ位置水平

閉塞区間ニ列車ナシ

腕ノ位置下向四十五度

二 燈ノ色ニ依ル場合

列車前方ニ進行ス

赤色燈

向テ左方

赤色燈

列車前方ヨリ進行シ來ル

向テ右方

白色燈

閉塞区間ニ列車ナシ

第七十七條 閉塞器ノ表示ハ對手ノ停車場又ハ信号所ノ閉塞器ノ表示ト聯動シ且列車前方ニ進行スノ表示ハ前方ノ停車場又ハ信号所ヨリ操縦スルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得サル裝置タルヘシ

第七十八條 閉塞器ノ電鈴合図ハ左ノ方式ニ依ルヘシ

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

第六百七十一

一 列車ヲ閉塞区間ニ進入セシメムトスルトキ又ハ承認ヲ與ヘムトスルトキ

二 列車到着シタルトキ又ハ之カ應答

三 通信ヲ爲サムトスルトキ又ハ之カ應答

第七十九條 列車ヲ閉塞区間ニ進入セシメムトスルトキハ閉塞器ニ依リ前方ノ停車場又ハ信号所ニ其ノ合図ヲ爲シ之カ承認ヲ受クヘシ

第八十條 前條ノ承認ハ左ノ條件ヲ具備スルニ非サレハ之ヲ與フルコトヲ得ス

一 閉塞区間ニ列車ナキコト

二 承認ヲ與ヘムトスル列車ノ到着線路ニ支障ナキコト

車両ノ入換ヲ爲ストキ及到着セムトスル列車カ汽動車又ハ電車ナルトキハ線路其ノ他ノ狀況ニ依リ前項第二号ノ條件ヲ具備セサルモ承認ヲ與フルコトヲ得

承認ハ閉塞器ノ表示ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第八十一條 閉塞器不良ノ場合ニ於テ列車ヲ閉塞区間ニ進入セシメムトスルトキハ第五十七條ノ規定ヲ準用ス

第二款 電氣通票器式

第八十二條 電氣通票器式ヲ施行スル閉塞区間ノ兩端ノ停車場又ハ信号所ニハ電氣通票器ヲ備フヘシ

電氣通票器ハ通票ヲ收容シ閉塞区間ニ列車ノ有無及方向ヲ表示スル標識ヲ備ヘ電鈴及電話機ヲ添裝シ左ノ條件ヲ具備スル裝置タルヘシ

一 通票ハ對手ノ停車場又ハ信号所ト協同スルニ非サレハ之ヲ取出スコトヲ得サルコト

二 閉塞区間ノ兩端ニ於ケル電氣通票器ニ收容セラレタル通票ハ一箇ニ限リ取出スコトヲ得他ノ通票ハ取出サレタル通票ヲ電氣通票器ニ納入スルニ非サレハ之ヲ取出スコトヲ得サルコト

三 電氣通票器ニハ隣接閉塞区間ニ使用スル通票ヲ納入シ得サルコト

第八十三條 列車ハ當該閉塞区間ノ通票ヲ携帯スルニ非サレハ其ノ区間

ヲ運轉スルコトヲ得ス

第八十四條 隣接閉塞区間ノ通票ハ其ノ形状ヲ異ニスヘシ

第八十五條 列車ノ運轉ニ使用シタル通票ハ之ヲ電氣通票器ニ納入スルニ非サレハ他ノ列車ノ運轉ニ使用スルコトヲ得ス

第八十六條 第七十八條乃至第八十條ノ規定ハ電氣通票器式ニ之ヲ準用ス

第三款 通票式

第八十七條 通票式ヲ施行スル区間ニハ通票ヲ備フヘシ通票ハ一閉塞区間一箇トス

第八十八條 通票ニハ当該閉塞区間ノ両端ノ停車場名又ハ信号所名ヲ記スヘシ

第八十九條 第八十三條及第八十四條ノ規定ハ通票式ニ之ヲ準用ス

第三節 票券式

第九十條 票券式ヲ施行スル区間ニハ通票及通券ヲ備フヘシ

第九十一條 通票ニハ当該保安区間ノ両端ノ停車場名又ハ信号所名ヲ記スヘシ

第九十二條 通券ニハ当該保安区間ノ両端ノ停車場名又ハ信号所名ヲ記スヘシ

第九十三條 通券ハ当該保安区間ノ通票ヲ以テスルニ非サレハ閉クコトヲ得サル通券函ニ之ヲ保管スヘシ

第九十四條 列車ハ当該保安区間ノ通票又ハ通券ヲ携帯スルニ非サレハ其ノ区間ヲ運轉スルコトヲ得ス

第九十五條 通券ハ同一保安区間ニ二箇以上ノ列車ヲ同一方向ニ運轉スル場合ニ於テ先發列車ニ限り之ヲ使用スヘシ

第九十六條 通券ハ發行ノ月日、当該列車番号及通票ヲ携帯スヘキ列車番号ヲ記載シ之ヲ發行スヘシ

第九十七條 通券ヲ携帯スル列車ハ退行スルコトヲ得ス

第九十八條 通券ヲ列車ノ乗務員ニ交付スルトキハ当該保安区間ノ通票ヲ呈示スヘシ

第九十九條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ一區間一人ノ指導者ヲ定メ赤色ノ腕章ヲ附セシムヘシ

第一百條 指導者ノ氏名及担当區間ハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第一百一條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第一百二條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第一百三條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第一百四條 列車ハ指導者乗込ムカ又ハ指導券ヲ携帯スルニ非サレハ指導法ヲ施行スル区間ヲ運轉スルコトヲ得ス

第一百五條 列車ノ乗務員ハ指導者ヨリ直接指導券ノ交付ヲ受クルニ非サレハ之ヲ受領スルコトヲ得ス

第一百六條 指導演法ヲ廢止セムトスル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第一百七條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第一百八條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第一百九條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第二百條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第二百零條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第二十一條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第二十三條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第二十四條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第二十五條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第二十七條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第二十八條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第二十九條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第三十一條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第三十二條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第三十三條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第三十五條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第三十六條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第三十七條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第三十九條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第四十條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第四十一條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第四十三條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第四十四條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第四十五條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四十六條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第四十七條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第四十八條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第四十九條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第五十條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

第五十一條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル列車ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併

用スルコトヲ得

第五十二條 指導演法ヲ施行スル場合ニ於テハ指導者ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第五十三條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第五十四條 閉塞器式及電氣通票器式ヲ施行スル区間並閉塞信号機ヲ設置スル区間ニ於テハ電氣通信ヲ以テ前方ノ停車場又ハ信号所ノ承認ヲ受クルニ非サレハ指導者ハ列車ニ乗込シ又ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得ス

地方鉄道係員職制

(大正八年八月十三日 閣令第十三号)

沿革 昭和四年八月鐵道會令第六号、一八年四月第一四号改正

地方鉄道係員職制左ノ通定ム

地方鉄道係員職制

第一章 総則

第一條 地方鉄道ノ係員職制ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ鐵道ノ狀況ニ依リ本令ニ依リ難キ場合ニ於テハ別ニ職制ヲ定メ鐵道大臣(樺太ニ在リテハ樺太鐵道局長)ニ之ヲ届出ツヘシ

第二章 運輸係員

第二條 地方鉄道ニ左ノ運輸係員ヲ置ク

運輸長

助役

出札掛

第三十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

第六百七十三

第十三條 車掌ハ運輸長ノ指揮ヲ承ケ列車ノ運轉及旅客荷物ノ輸送ニ從事ス但シ列車カ停車場ニ在ルトキハ駅長ノ指示ヲ承クヘシ

第十四條 機関庫主任ハ運輸長ノ指揮ヲ承ケ機関庫ニ関スル事務ヲ処理シ所属係員ヲ監督ス

第十五條 機関手ハ機関庫主任ノ指揮ヲ承ケ機関車ノ運轉ニ従事ス但シ列車運轉中ニ在リテハ車掌、列車カ停車場ニ在ルトキハ駅長ノ指示ヲ承クヘシ

第十六條 機関助手ハ機関庫主任ノ指揮ヲ承ケ機関手ヲ補助ス但シ機関車乗務中ニ在リテハ機関手ノ指示ヲ承クヘシ

第十七條 檢車手ハ機関庫主任ノ指揮ヲ承ケ車両ノ検査及注油ニ従事ス

第十八條 機関夫ハ機関庫主任ノ指揮ヲ承ケ機関車ノ掃除ニ従事ス

第十九條 炭水夫ハ機関庫主任ノ指揮ヲ承ケ機関車用燃料ノ搭載、給水等ノ雑務ニ従事ス

第二十章 保線係員

第二十一條 保線長ハ線路及諸建造物ノ修理及保存ニ関スル事務ヲ掌理シ所属係員ヲ監督ス

第二十二條 保線手ハ保線長ノ指揮ヲ承ケ線路及諸建造物ノ修理及保存ニ従事シ所属係員ヲ監督ス

第二十三條 線路工夫ハ保線手ノ指揮ヲ承ケ線路及諸建造物ノ看守、修理及保存ニ従事ス

第二十四條 踏切番ハ保線手ノ指揮ヲ承ケ踏切道ノ看守ニ従事ス但シ修

車場構内踏切道ノ看守ニ付テハ駅長ノ指揮ヲ承クヘシ

第二十五章 電氣係員

第二十六條 電氣長ハ電氣ニ関スル事務ヲ掌理シ所属係員ヲ監督ス

第二十七條 發電所主任ハ電氣長ノ指揮ヲ承ケ發電所ニ関スル事務ヲ処理シ所属係員ヲ監督ス

第二十八條 變電所主任ハ電氣長ノ指揮ヲ承ケ變電所ニ関スル事務ヲ處理シ所属係員ヲ監督ス

第二十九條 電路主任ハ電氣長ノ指揮ヲ承ケ電線路及之ニ附帶スル機器ノ修理及保存ニ関スル事務ヲ處理シ所属係員ヲ監督ス

第三十條 電車庫主任ハ電氣長ノ指揮ヲ承ケ電車庫ニ関スル事務ヲ處理シ所属係員ヲ監督ス

第三十一條 運轉手ハ電車庫主任ノ指揮ヲ承ケ電氣機關車及電車ノ運轉ニ従事ス

第三十二條 電工ハ發電所主任、變電所主任又ハ電車庫主任ノ指揮ヲ承ケ機器ノ検査及修理其ノ他ノ雑務ニ従事ス

第三十三條 電氣工夫ハ電路主任ノ指揮ヲ承ケ電線路及之ニ附帶スル器

附則
本令ハ大正八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス
鐵道係員職制ハ之ヲ廢止ス
本令ニ依リ届出ツヘキ事項ニシテ旧令ニ依リ届出ヲ爲シタルモノハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

地方鐵道會計規程

(大正八年八月十三日 閣令第十四号)

沿軍 昭和四年鐵道省令第四号、一四年八月第九号改正
地方鐵道會計規程ノ通定ム

地方鐵道會計規程

第一條 地方鐵道ノ會計ハ本規程ニ依リ之ヲ整理スヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ本規程ニ依ラサルコトヲ得

第二條 地方鐵道ノ會計年度ハ一年又ハ六月トス

第三條 鐵道及附属物件ノ建設及改良ニ要スル費用、貯藏物品ノ購入代金、借入金ノ償還金、借入金ノ運轉開始前ニ属スル利子等ハ資本金、借入金其ノ他ノ資金ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ

第四條 鐵道及附属物件ノ保存費其ノ他ノ營業費、建設及改良ノ費用ニ充當シタル借入金ノ運轉開始後ニ属スル利子、株式公賣ニ因リテ生スル差損金等ハ營業收入ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ

第五條 資本減少ニ因リテ生スル差益金ハ欠損ノ填補又ハ財産價額ノ消却ニ充當スルノ外之ヲ処分スルコトヲ得ス

第六條 運轉開始前ニ於ケル雜收入ハ之ヲ借入金ノ利子支拂ニ充當スヘシ

前項ニ依リ借入金ノ利子支拂ニ充當シタル残額ハ之ヲ商法第二百九十九

一條ノ規定ニ依リ利息配當ニ充當スヘシ
前二項ノ規定ニ依リ利子支拂又ハ利息配當ニ充當シタル金額ハ之ヲ建設費ニ算入スルコトヲ得ス

第七條 附則
第八條 貯藏物品ハ原價ヲ以テ之ヲ出納スヘシ

第九條 財産目録ニ記載スル有價証券以外ノ財産ノ價額ハ実費決算額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條 建設及營業ニ關聯スル費用ハ當該營業年度ニ於ケル建設費及營業費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スヘシ但シ全部ノ營業費ニ算入スルコトヲ妨ケス

第十一條 地方鐵道業者カ他ノ事業ヲ営ム場合ニ於テハ鐵道及他ノ事業ニ關聯スル興業費、營業費又ハ營業收入ハ當該營業年度ニ於ケル興業費、營業費又ハ營業收入ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スヘシ

第十二條 鐵道及他ノ事業ノ興業及營業ニ關聯スル費用ハ當該營業年度ニ於ケル興業費及營業費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スヘシ但シ全部ノ營業費ニ算入スルコトヲ妨ケス

第十三條 第十條ノ規定ハ地方鐵道業者カ他ノ事業ヲ営ム場合ニ於ケル他ノ事業ノ興業及營業ニ關聯スル費用ニ付テ之ヲ準用ス

第十四條 區間ヲ分チテ建設費ヲ整理スル場合ニ於テ各區間ニ關聯スル建設費ハ當該營業年度ニ於ケル各區間ノ建設費ノ決算額ノ割合ニ依リ百分率ヲ以テ之ヲ分割スヘシ

附則
本令ハ大正八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

私設鐵道株式會社會計準則及輕便鐵道會計準則ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際地方鐵道會社カ現ニ有スル會社ノ株式ニ付テハ本令施行後

六月内ニ許可ヲ申請スヘシ

地方鉄道補助法

(明治四十四年三月二十三日)

法律 第十七号

沿革 大正三年九月法律第四一號、六年七月第二四號、八年四月第五三號、一〇年三月第一四號、昭和六年三月第三四號、八年三月第一八號、一二年三月第二七號、一七年二月第七五號改正

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル輕便鉄道補助法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

地方鉄道補助法

第一條 政府ハ予算ノ範圍内ニ於テ地方鉄道ニ對シ建設費ノ百分ノ四ニ相当スル金額ヨリ益金ヲ控除シタル殘額以内ニ於テ運輸數量ニ基キ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ補助スルコトヲ得

補助ヲ爲ス地方鉄道ノ範圍並ニ前項ノ建設費、益金及運輸數量ノ算出方法ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 補助金ノ使途ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條、第四條、第五條 削除

第六條 地方鉄道ノ管理者カ法令若ハ法令ニ基キテ發スル命令、免許若ハ補助ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ補助ヲ停止又ハ廢止スルコトヲ得

第七條 詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタルトキハ法定ノ利息ヲ附シテ之ヲ償還セシム

前項ノ償還金ハ國稅滯納処分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條ノ規定ニ依ル補助金ハ昭和二十二年四月一日以後ノ期間ニ付テハ之ヲ交付スルコトヲ得ズ

附則 (大正八年法律第五十三號) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和八年法律第十八號) 本法施行ノ際現ニ補助ヲ受クルモノハ本法ニ依リテ之ヲ受クルモノト看做ス

附則 (昭和十二年法律第二十七號) 本法ハ昭和十二年四月一日以後ニ補助ヲ爲ス場合ニ於ケル補助金ノ計算ニ付テ之ヲ適用ス

附則 (昭和十二年法律第二十七號) 本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ附則第二項ニ掲グル地方鉄道以外ノ地方鉄道ニ對シテハ申請ニ依リ仍從前ノ第一條ノ規定ニ依リ補助ヲ爲スコトヲ妨グズ但シ昭和十二年四月一日以後ニ補助ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中百分ノ五トアルハ百分ノ四トス

地方鉄道補助法施行規則

(大正三年九月二十一日)

沿革 大正八年八月閣令第一五號、九年一〇月鐵道會令第三號、一〇年一〇月第五號、昭和五年六月第九號、一二年七月第五號、一七年六月第八號改正

輕便鉄道補助法施行規則左ノ通改正ス

地方鉄道補助法施行規則

第一條 地方鉄道補助法ニ依リ補助ヲ受ケントスル者ハ附屬第一号乃至第四一五号

第三條 補助ヲ爲ス地方鉄道ハ國有鐵道ノ予定線ニ該當スルモノ、國有鐵道ト連絡運輸ヲ爲スモノ又ハ地方產業上特ニ有用ナルモノニシテ左ノ各号ノ一ニ該當セサルモノニ限ル

一 經營事業ノ總利益カ株式会社金額ニ對シ年百分ノ五ニ相当スル金額以上ナルコトヲ常トスルモノ但シ法令、法令ニ基キ命令又ハ鐵道大臣ノ指導若ハ斡旋ニ依リ補助ヲ受ケ得ヘキ会社ノ合併又ハ補助ヲ受ケ得ヘキ事業ノ讓渡アリタル場合ニ於テ其ノ補助ヲ受ケ得ヘキ合併又ハ讓渡アリタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

二 專用鐵道ノ性質顯著ナルモノ

第四條 建設費及益金ハ左ノ各号ニ依ル

一 建設費ハ當該地方鐵道ノ予算及決算額ヲ基礎トシ鐵道大臣ノ査定シタル額

二 益金ハ營業收入ヨリ營業費ヲ控除シタル殘額但シ法定準備金ノ積立ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ其ノ殘額ノ十分ノ一ハ之ヲ控除ス

營業收入ハ當該地方鐵道ノ客車收入、貨車收入及運輸雜收決算額

營業費ハ左ノ公式ニ依リ算出シタル額(W)ニ營業費決算額ヲ基礎トシ鐵道大臣ノ査定シタル額ヲ加ヘ之ヲ二分シタル額ニ建設費ノ減價消却額ヲ基礎トシ鐵道大臣ノ査定シタル額ヲ加ヘタル額

Tカ二百五十人越未滿ノ場合 W(H) = (0.081,3 - 0.000,17T) × C

Tカ五百人越未滿ノ場合 W(H) = (0.051,1 - 0.000,049,2T) × C

Tカ一千人越未滿ノ場合 W(H) = (0.035,6 - 0.000,018,2T) × C

Tカ一千人越未滿ノ場合 W(H) = (0.035,6 - 0.000,018,2T) × C

Tカ二千入越未滿ノ場合 W(H) = (0.032,3 - 0.000,004,9T) × C

Tカ四千入越未滿ノ場合 W(H) = (0.014,77 - 0.000,001,135T) × C

Tカ四千入屯以上ノ場合 W(H) = (0.010,764,4 - 0.000,000,133,6T) × C

第五号様式ニ依リ建設費明細表、運輸數量、車両走行料、製業收入、營業費及益金ノ計算表並ニ補助ヲ受ケタル場合ノ事業計画書ヲ具シ鐵道大臣ニ申請スヘシ

從前ノ地方鉄道補助法第一條ノ規定ニ依リ補助ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第二條 補助金ハ左ノ公式ニ依リ算出シ之ヲ交付ス但シ益金ト合せ建設費ノ百分ノ四ニ相当スル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

Sハ補助金

Tハ當該地方鐵道ノ營業料程(貨物ニ関シ別ニ制定シタルモノヲ除ク)ニ補助金計算期間ノ末日ヲ含ム最近一年間ノ營業日數ヲ乘シタルモノヲ以テ一年間ニ於ケル總換算運輸數量ヲ除シテ計算スル一日一料平均換算運輸數量

Cハ當該地方鐵道ノ當該補助期間ニ於ケル總換算運輸數量

Tカ二百五十人越未滿ノ場合 S(H) = (0.081,3 - 0.000,17T) × C

Tカ五百人越未滿ノ場合 S(H) = (0.051,1 - 0.000,049,2T) × C

Tカ一千人越未滿ノ場合 S(H) = (0.035,6 - 0.000,018,2T) × C

Tカ一千人越未滿ノ場合 S(H) = (0.032,3 - 0.000,004,9T) × C

Tカ四千入越未滿ノ場合 S(H) = (0.014,77 - 0.000,001,135T) × C

Tカ四千入屯以上ノ場合 S(H) = (0.010,764,4 - 0.000,000,133,6T) × C

補助金ノ概算拂ヲ爲ス場合ニ於ケル一日一料平均換算運輸數量(T)ハ當該營業年度ノ計數ニ依ル

第五條 運輸數量ハ当該營業年度ノ收入決算額ニ対スル換算運輸數量ヲ基礎トシ鉄道大臣ノ査定シタルモノニ依ル

第六條 補助金ハ運輸營業ノ施設改善、鉄道及其ノ附屬物件ノ増設其ノ他ノ改良ノ爲優先之ヲ使用スヘシ

第七條 社債及借入金ノ支出ハ固有資金ノ支出ノ後ニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第八條 一年未満ノ期間ヲ以テ營業年度トスル場合ニ於テハ益金ハ一年ヲ通シテ算出シタル額ヲ各期間ノ日數ノ割合ニ依リ分割シテ之ヲ定ム

第九條 建設費ニ対スル益金ノ割合ハ一年ノ日數ヲ以テ補助日數ヲ除シタルモノヲ建設費ニ乗シタル額ト当該補助期間ノ益金トノ割合ニ依リテ之ヲ定ム

第十條 區間ヲ分チテ漸次營業ヲ開始スル場合ト雖第八條ノ規定ニ依リ益金ヲ通算スヘキ期間及其ノ期間内ニ於テ補助ヲ受クル期間ノ一致スル區間ニ付テハ建設費、營業收入、營業費、益金及補助金ハ各區間ヲ通シテ之ヲ計算ス但シ第八條ノ規定ニ依リ益金ヲ通算スヘキ期間ノ區

分ハ最先ニ補助ヲ開始スル區間ニ依ル
前項ノ場合ニ於テハ補助ノ開始又ハ終了ノ日ノ屬スル營業年度ノ益金ニ付テハ第八條ノ規定ヲ適用セス

第十一條 補助ヲ受クル區間及補助ヲ受ケサル區間ノ營業收入及營業費決算額ハ各區間ニ付テ之ヲ計算ス

第十二條 補助ヲ受クル地方鉄道ハ營業年度毎ニ第六号乃至第二十三号ノ様式ニ依リ建設費予算決算差引対照表、營業收入決算表、營業費決算表、運輸數量及列車走行料表並ニ車両走行料表ヲ具シ補助金ノ交付ヲ申請スヘシ

第十三條 補助金ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第十四條 區間ヲ分チテ營業ヲ開始スル場合ニ於テハ建設費ハ區間毎ニ之ヲ計上スヘシ

第十五條 建設及營業ニ關聯スル費用ハ当該營業年度ニ於ケル建設費及營業費ノ決算額ノ割合ニ依リテ之ヲ分割スヘシ

第十六條 補助ヲ受クル地方鉄道カ他ノ業務ヲ営ム場合ニ於テハ相互ニ關聯スル興業費、營業收入又ハ營業費ハ当該營業年度ニ於ケル興業費、營業收入又ハ營業費ノ決算額ノ割合ニ依リテ之ヲ分割スヘシ

第十七條 前項ノ場合ニ於テ興業及營業ニ關聯スル費用ハ当該營業年度ニ於ケル興業費及營業費ノ決算額ノ割合ニ依リテ之ヲ分割スヘシ

附則
本令ハ大正三年法律第四十一号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十二年鐵道省令第五号)
本令ハ昭和十二年法律第二十七号施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

從前ノ地方鐵道補助法第一條ノ規定ニ依ル補助ニ付テハ第四條第一項第二号中營業費ノ算出方法ハ左ノ通トス

營業費ハ左ノ公式ニ依リ算出シタル額(W)ニ營業費決算額ヲ基礎トシ
鐵道大臣ノ査定シタル額ヲ加ヘ之ヲ二分シタル額ニ建設費ノ減價消却額ヲ基礎トシ鐵道大臣ノ査定シタル額ヲ加ヘタル額

Dハ補助日數

Kハ車両走行料(客車、貨車及電車走行料ト機關車又ハ汽動車走行料ニ軌間一米〇六七ノモノニ在リテハ三ヲ、七百六十二耗ノモノニ在リテハ二ヲ乗シタルモノトノ和)

Rハ四ヲ單位トスル營業收入
蒸氣ヲ動力トスル軌間一米〇六七ノモノ及電氣ヲ動力トスルモノ
W(HD) = 23D + 0.03 × 0.622K + 0.53R

蒸氣ヲ動力トスル軌間七百六十二耗ノモノ
W(HD) = 21D + 0.035 × 0.622K + 0.51R

補助ヲ受クル區間及補助ヲ受ケサル區間アル場合ニ於テ車両走行料及營業收入ニ依リ計算スヘキモノハ各區間ニ付テ之ヲ算出シ補助日數ニ依リ計算スヘキモノハ各區間ノ車両走行料及營業收入ニ依リ算出

額ヲ各區間毎ニ合計シタル額ニ依ル百分率ヲ以テ之ヲ分割ス
補助ヲ受クル區間中補助日數ヲ異ニスル場合ニ於テ一致スル補助期間ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス

蒸氣又ハ電氣以外ノモノヲ以テ動力トスルモノニ在リテハ補助命令書ノ定ムル所ニ依ル

第三号様式

何々間営業収入計算表

何 料 何 分

	金 額	一日一料平均	備 考
	円	円	
運 輸 收 入			
旅客運賃			
貨物運賃			
雜 收			
雜 收 入			
合 計			

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

本表ニハ一年間ニ係ル計數ヲ記載スヘシ
 運輸收入中雜收ノ金額ハ第十五号表ノ運輸收入中旅客運賃及貨物運賃以外ノ
 總テノ運輸收入ヲ記載スヘシ
 備考欄ニハ算出ノ基礎(第二号表ノ延入料及延越料ヲ以テ本表ノ旅客運賃及
 貨物運賃ヲ除シタル平均賃率等)其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

第二号様式

何々間運輸數量計算表

何 料 何 分

	數 量	一日一料平均	備 考
旅客延入料			
貨物延越料			

本表ニハ一年間ニ係ル計數ヲ記載スヘシ
 備考欄ニハ算出ノ基礎其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

第二号様式ノ二

何々間車両走行料表

機 関 車	客 車	貨 車	備 考

車両走行料ハ一年分ヲ記載シ備考欄ニハ算出ノ基礎其ノ他参考トナルヘキ事
 項ヲ記載スヘシ

第六号様式

何々間建設費予算決算差引対照表

自年月日至年月日 何 料

第二十類 通信、交通及電気 第二編 交通

科 目	予 算 額	決 算 額			予 算 決 算 差 引 過 不 足 額	備 考
		前 期 末 決 算 額	当 期 決 算 額	計		
測量及監督費給費当、費 旅手、各区分担額、用地、 用線、停車場、工、費取 土、切築、何、係、費、 各区分担額計、各事業 各費分担額、建設費、 各費分担額計、合	円	円	円	円	円	

数区間=区分シテ整理スルトキハ区間毎=本表ヲ調製シ更ニ項ノ金額=付給
括表ヲ調製添付スヘシ補助ヲ受クル区間カ二区間以上ナルトキハ第十條ノ規
定ニ依リ事由ヲ備考欄ニ記載シ且認可ヲ經又ハ届出ヲ爲シタル事項ニ付テハ
各其ノ年月日ヲ記載スヘシ

第四号様式

何々間営業費計算表

何 料 何 分

第二十類 通信、交通及電気 第二編 交通

保 助 運 何 總 諸 合	存 力 輸 係	費 費 費 々 費 稅 計	金 額		備 考
			円	円	

本表ニハ一年間ニ係ル計數ヲ記載スヘシ

備考欄ニハ算出ノ基礎其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

第五号様式

何々間益金計算表

管 業 收 入	金 額		備 考
	円		
管 業 費			
利益ノ二十分一			
差 引 益 金			

本表ニハ一年間ニ係ル計數ヲ記載スヘシ

營業收入ノ欄ニハ第三号表ノ運輸收入額ヲ記載スヘシ

各事業興業營業關連費分割表

自年月日至年月日

事業種別	各事業專 屬興業 費当期 決算額	各事業專 屬營業 費当期 決算額	各事業專 屬興業 費当期 決算額	各事業專 屬營業 費当期 決算額	合計	分割率 (百分 比例)	興業營業 關連費 分担額
	円	円	円	円	円		円
地方鐵道業							
軌道業							
水運業							
電氣業							
倉庫業							
何々計							
合計							

各事業專屬興業費当期決算額ハ第七号表中当期決算額合計ノ金額ヲ記載スヘシ
 各事業專屬營業費当期決算額ハ第二十号表中当期決算額合計ノ金額ヲ記載スヘシ
 各事業專屬興業營業關連費当期決算額ハ第十二号表ノ合計金額ヨリ興業營業關連費分担額ヲ控除シタル金額ヲ記載スヘシ
 各事業專屬興業費、營業費及興業營業關連費ノ当期決算額ハ前各号ニ該当セサルモノト雖總テ之ヲ各相当欄ニ計上スヘシ

各事業關聯興業費分割表

自年月日至年月日

事業種別	各事業專 屬興業 費当期 決算額	分割率 (百分 比例)	關聯興業 費分担 額	当期決算 額合計
	円		円	円
地方鐵道業				
軌道業				
水運業				
電氣業				
倉庫業				
何々計				
合計				

各事業專屬興業費当期決算額中ニハ興業營業關聯費及建設營業關聯費ヲ含マズ

各事業關聯興業費明細表

自年月日至年月日

科目	金額	備考
	円	
測量及監督		
俸、給、費		
總、報、給、費		
何、々、計		
合計		

雜費等ノ科目ヲ以テ總括記載スルモノアルトキハ其ノ主ナルモノノ種類及金額ヲ備考欄ニ記載スヘシ

第十三号様式

各区间関連建設費分割表

自年月日至年月日

区 間	建設費 当期 決算額	分割率 (百分 比例)	測量及 監督費	何々	総係費	各事業 関連費 分担額	建設 営業 関連費 分担額	合 計
	円		円	円	円	円	円	円
何々間								
何々間								
合 計								

第二十類 通信、交通及電気 第二編 交通

第十四号様式

各区间関連建設費明細表

自年月日至年月日

科 目	金 額	備 考
測 量 及 監 督 費	円	
俸、給、々、費、酬、給、々、		
何、係		
総、報、俸、		
各、事、業、關、連、費、分、担、額、計		
建、設、營、業、關、連、費、分、担、額、計		
合		

六百八十九

雑費等ノ科目ヲ以テ総括記載スルモノアルトキハ其ノ主ナルモノノ種類及金額ヲ備考欄ニ記載スヘシ

第十号様式

各事業與業營業関連費明細表

本表ハ第八号様式ニ準シ調整スヘシ

第十一号様式

建設營業関連費分割表

自年月日至年月日

	専 属 費 当 期 決 算 額	分 割 率 (百分比例)	関 連 費 分 担 額
建 設 費	円		円
營 業 費			
合 計			

第二十類 通信、交通及電気 第二編 交通

第十二号様式

建設營業関連費明細表

自年月日至年月日

科 目	金 額	備 考
測 量 及 監 督 費	円	
俸、給、々、費、酬、給、々、		
何、係		
総、報、俸、		
計		
與、業、營、業、關、連、費、分、担、額、計		
合		

六百八十八

雑費等ノ科目ヲ以テ総括記載スルモノアルトキハ其ノ主ナルモノノ種類及金額ヲ備考欄ニ記載スヘシ

第四一五号

第十九号様式

營業費決算表

自年月日至年月日

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

科目	決算額	備考
保 存 費 監 督 給 俸 旅 費 工 事 費 、 費 、 費 動 力 費 監 督 費 發 電 所 費 何 計 各事業関連營業費分担額 建設營業関連費分担額 合 計	円	

六百九十三

前年度ニ比シ著シキ増減アルモノハ其ノ事由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
 雜費等ノ科目ヲ以テ總括記載スルモノアルトキハ其ノ主ナルモノノ種類及金額ヲ備考欄ニ記載スヘシ
 營業收入ヲ以テ新設改良工事費、借入金利子及社債差損金等ヲ支出シタルトキハ之ヲ營業費ニ計上セス欄外ニ記載スヘシ

第四一五号

第十八号様式

營業收入区間又ハ期間分割表

自年月日至年月日

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

区 間	料 数	客 車 收 入		貨 車 收 入		運 輸 雜 收		合 計
		延 入 料	分 割 率 (百分 比例)	分 割 率 (百分 比例)	延 越 料	分 割 率 (百分 比例)	分 割 率 (百分 比例)	
何々間								
何々間								
合 計								

六百九十二

第二十号様式

各事業関連営業費分割表

自 年 月 日 至 年 月 日

第二十類 通信、交通及電気 第二編 交通

事業種別	各事業専属 営業費当期 決算額	分割率 (百分比例)	関連営業費 分担額	当期決算額 合計
	円		円	円
地方鉄道業				
軌道業				
水運業				
電気業				
倉庫業				
何々計				
合				

六百九十五

各事業専属営業費当期決算額中ニハ興業営業関連費及建設営業関連費ヲ含マ
ス

第四一五号

第十九号様式ノ二

営業費区間又ハ期間分割表

自 年 月 日 至 年 月 日

第二十類 通信、交通及電気 第二編 交通

区間	営業料	営業収入	分割率 (百分比例)	分担額
		円		円
何々間				
何々間				
合計				

六百九十四

営業収入ハ第十八号表中合計欄ノ金額ヲ記載スヘシ

何々間車兩走行料表
自年月日至年月日

備考	車兩走行料			
	貨車	客車	機車	機関
何々				
何々				
合				
月月計				

第二十三号様式

第二十二号様式ノ記事第三号ハ本表ニ之ヲ準用ス

●地方鉄道運賃割引規程

(昭和十年五月二十三日) 鐵道省令第一号

- 沿革 昭和十四年八月鐵道省令第八号改正
(昭和十八年鐵道省令第二十五号ヲ以テ當分ノ内施行停止)
- 地方鉄道運賃割引規程左ノ通定ム
- 地方鉄道運賃割引規程
- 第一條 地方鉄道業者臨時ニ運賃ノ割引ヲ爲サントスルトキハ本規程ノ定ムル所ニ依ルベシ
 - 第二條 地方鉄道業者ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル場合ニ於テ片道運賃及往復運賃ニ限リ其ノ五割以内ノ割引ヲ爲スコトヲ得但シ割引期間ハ同一区間ニ對シ一年ヲ通ジテ九十日ヲ超ユルコトヲ得ズ
 - 一 季節ニ依リ旅客ヲ誘致スルトキ
 - 二 祝祭日、緣日、記念日等多數旅客ノ集散スルトキ
 - 第三條 地方鉄道業者ハ特ニ出荷獎勵ノ必要アル場合ニ於テ荷物運賃ノ五割以内ノ割引ヲ爲スコトヲ得但シ割引期間ハ同一区間ニ對シ一品名ニ付一年ヲ通ジテ百八十日ヲ超ユルコトヲ得ズ
 - 第四條 地方鉄道業者ハ天災事変其ノ他之ニ準ズベキ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ旅客、復旧建築材料、救恤品等ノ無償運送又ハ運賃ノ割引ヲ爲スコトヲ得
 - 第五條 地方鉄道業者ハ前三條ノ規定ニ依リ運賃ノ割引又ハ無償運送ヲ爲ストキハ実施ノ日ヨリ三日以内ニ其ノ理由、期間、区間、割引率其ノ他必要ナル事項ヲ具シ所管鐵道局長ニ届出ツベシ
 - 第六條 地方鉄道業者ハ本規程ニ定ムル割引率、割引期間其ノ他ノ制限ヲ超ユテ運賃ノ割引ヲ爲サントスルトキハ所管鐵道局長ノ認可ヲ受タベシ

第四一五号

●專用鐵道規程

(大正八年八月十三日) 關令第十九号

- 沿革 昭和十四年八月鐵道省令第七号、一八年四月第一五号、二四年三月二日運令第六号改正
- 專用鐵道規程左ノ通定ム
- 專用鐵道規程
- 第一條 本規程ハ都道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ專用ニ供スル爲敷設スル鐵道ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノニ之ヲ適用ス
 - 一 公衆ノ用ニ供スル鐵道又ハ軌道ト直通スルモノ
 - 二 公衆ノ用ニ供スル鐵道又ハ軌道ト連絡スルモノ但シ人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク
 - 三 前各号ノ專用鐵道ト直通スルモノ
 - 第二條 專用鐵道ヲ敷設セムトスル者ハ申請書ニ使用ノ目的ヲ記載シ鐵道ヲ敷設セムトスル地ヲ管轄スル鐵道局長ヲ經由シ左ノ書類及圖面ヲ提出シ運輸大臣ノ免許ヲ受タヘシ
 - 一 線路実測圖
 - 二 工事方法書

三 建設費算書

四 他ノ鉄道又ハ軌道ト連絡又ハ直通ニ関スル協定書ノ謄本

第三條 免許ニハ工事ノ著手及竣功ノ期限ヲ附ス

前項ノ期限ハ天災事變其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り其ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得

第四條 工事ニ著手シタルトキハ一週間以内ニ所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ

第五條 免許ヲ受ケタル者ハ運輸、信号及列車保安ニ関スル規定ヲ定メ所管鉄道局長ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

第六條 専用鉄道ノ運輸ノ管理ノ委託ヲ爲サムトスルトキハ申請書ニ運輸ノ管理ノ委託ニ関スル協定書ノ謄本ヲ添附シ所管鉄道局長ノ許可ヲ受ケヘシ

第七條 運輸ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ

第八條 専用鉄道ヲ讓渡セムトスルトキハ讓受人ト連署シ鉄道ヲ敷設スル地ヲ管轄スル鉄道局長ヲ經由シ運輸大臣ノ許可ヲ受ケヘシ

第九條 専用鉄道ハ所管鉄道局長ノ認可ヲ受ケタルニ非サレハ使用ノ目的ニ屬セサル物品運送ノ用ニ供スルコトヲ得ス

第十條 運輸大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ工事方法、運輸、信号又ハ列車保安方法ヲ變更ヲ命スルコトヲ得

第十一條 免許ヲ受ケシテ専用鉄道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケシテ運輸ヲ開始シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ規定ハ公共團體カ専用鉄道ヲ敷設スル場合ニ之ヲ適用セス

ニ之ヲ公布セシム

北海道拓殖促進ノ爲必要アリト認ムル地方鉄道及軌道ニ對シテハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ該鉄道營業開始ノ日ヨリ十五年ヲ限り北海道拓殖費ヨリ補助ヲ爲スコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ更ニ十年ヲ限り前項ノ期間ヲ伸長スルトヲ得

附 則(大正十三年法律第二十三号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ從前ノ規定ニ依リ補助ヲ爲シタル地方鉄道ニシテ本法施行前補助期間満了シタルモノニ付テハ其ノ満了ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ適用ス

附 則(昭和十二年法律第四十八号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ從前ノ規定ニ依リ補助ヲ爲シタル地方鉄道及軌道ニシテ本法施行前補助期間満了シタルモノニ付テハ其ノ満了ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ適用ス

附 則(昭和十六年法律第四十五号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ從前ノ規定ニ依リ補助ヲ爲シタル地方鉄道及軌道ニシテ本法施行前補助期間満了シタルモノニ付テハ其ノ満了ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ適用ス

北海道ニ於テ經營スル地方鉄道及軌道ノ補助ニ関スル件

(大正十一年四月十日勅令第九十七号)

沿革 昭和二年八月勅令第二六六号、一一年九月第三五四号、一二年七月第三四四号、一五年六月第三九七号改正

第十二條 地方鉄道法第十條第二項、第十一條、第十六條、第十七條、第十九條第一項第三号、同條第二項、第二十條、第二十三條、第二十五條、第三十七條第一項、第三十九條、第四十條、地方鉄道法施行規則第三條、第十一條、第十二條、第十七條、第十八條、第二十條乃至第二十三條、第二十六條、第三十三條、第五十二條、地方鉄道建設規程第十九條、第二十一條、第三十條ノ規定ハ専用鉄道ニ之ヲ準用ス

第十三條 削除

附 則

本令ハ大正八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

專用鉄道規則ハ之ヲ廢止ス

本令ニ依リ免許、許可又ハ認可ヲ受ケヘキ事項ニシテ旧規則ニ依リ免許、許可又ハ認可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ免許、許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

旧規則ニ依リテ爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附 則(昭和十四年鉄道省令第七号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前鉄道大臣ニ於テ受付ケタル申請書及届書ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依リコトヲ得

北海道拓殖鉄道補助ニ関スル法律

(大正九年八月七日法律第五十六号)

沿革 大正一三年七月法律第二十三号、昭和二年四月第五二号、一二年七月第四八号、一六年三月第四五号改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル北海道拓殖鉄道補助ニ関スル法律ヲ裁可シ茲

朕北海道ニ於テ經營スル地方鉄道及軌道ノ補助ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 北海道ニ於テ經營スル地方鉄道又ハ軌道ノ每營業年度ニ於ケル益金ガ建設費ニ對シテ五分ノ割合ニ達セザルトキハ大正九年法律第五十六号ニ依リ其ノ不足額ヲ補助スルコトヲ得但シ補助金ハ建設費ニ對シテ年六分ニ相当スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ建設費及益金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ算出シタル金額ニ依ル

第一項ノ補助金ハ地方鉄道補助法ニ依リ補助ヲ受ケルモノニ在リテハ其ノ補助金ニ相当スル金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 補助ヲ爲スヘキ地方鉄道及軌道ハ二呎六吋以上ノ軌間ヲ有スルモノニ限ル

第三條 地方鉄道又ハ軌道ノ管理者カ法令、法令ニ基キテ爲ス命令、免許特許若ハ補助ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ補助ヲ停止シ又ハ廢止スルコトヲ得

第四條 詐欺ニ因リテ補助金ヲ受ケタルトキハ法定ノ利息ヲ附シテ之ヲ償還セシム

附 則

本令ハ大正九年法律第五十六号施行ノ日ヲ含ム營業年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則(昭和十二年勅令第三百四十四号)

本令ハ昭和十二年法律第四十八号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ同法附則但書ノ適用ヲ受ケル地方鉄道及軌道ニ付テハ其ノ適用ヲ受ケル日ヨリ之ヲ適用ス

●大正十一年勅令第九十七号施行規則

（昭和二十三年四月一日）
（運輸省令第七号）

大正十一年勅令第九十七号施行に關する規則を次のように制定する。

大正十一年勅令第九十七号施行に關する規則

第一條 大正十一年勅令第九十七号（以下令という。）により補助を受けようとする者は、毎年附屬第一号乃至第三号様式により建設費決算見込表、營業收入決算見込表、營業費決算見込表及び補助を受けた場合の事業計画書を添えて、運輸大臣に補助の許可を申請しなければならない。

第二條 令第一條の建設費及び益金は、左の各号による。

一 建設費は、当該地方鉄道又は軌道の予算額及び決算額を基礎として運輸大臣の査定した額

二 益金は、營業收入から營業費を控除した残額、但し、法定準備金の積立をする場合においては、その残額の二十分の一は、これを益金に算入しない。

營業收入は、客車収入、貨車収入及び運輸雜收の決算額

營業費は、營業費決算額（國定資産償却額及び施設修繕準備金として積立てた金額を含み当該營業年度において施設修繕準備金から繰入れた金額を除く。）を基礎として運輸大臣の査定した額

第三條 一年未満の期間を以て營業年度とする地方鉄道及び軌道に対する補助金は、当該營業年度経過後、その期間に相当する割合を以て概算拂ふことができる。

第四條 第一條の規定による地方鉄道及び軌道の補助については、大正

三 其ノ他設備ノ保有ニ關シ必要ナル金額

第三條 前條第一項第一号ノ金額ハ複線区間ノ一方線路ノミニ付運輸ヲ休止シタル場合ニ於ケル補助金ニ之ヲ算入セズ但シ当該区間ニ付シタル收益ノ減少ヲ生ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 地方鉄道法施行規則第五十四條及第五十五條ノ規定ハ前二條ノ規定ニ依ル營業收入及營業費ノ計算ニ之ヲ準用ス但シ營業費ハ諸稅ヲ含マザルモノトス

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ毎年鉄道大臣ニ申請スベシ

第六條 鉄道大臣ハ補助金ノ使途等ニ關シ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條 左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ補助ヲ停止又ハ廢止スルコトヲ得

一 休止シタル運輸ヲ開始スルニ至リタルトキ

二 法令、法令ニ基ク命令又ハ補助ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

三 鉄道大臣補助ヲ繼續スベカラザル事由アリト認ムルトキ

第八條 補助ヲ受ケル者詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタルトキ又ハ休止シタル運輸ヲ開始スルコトヲ得ルニ至リタル場合ニ於テ故ナク之ヲ爲サザルトキハ法定ノ利息ヲ附シテ受ケタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ償還セシム

第九條 地方鉄道補助法施行規則第十三條ノ規定ハ本令ノ補助金ニ之ヲ準用ス

第十條 補助ヲ受ケル地方鉄道、軌道又ハ索道ハ每營業年度決算確定後三十日以内ニ附屬様式ニ依リ補助金状況報告書ヲ提出スベシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三年間令第三号地方鉄道補助法施行規則第六條乃至第十六條の規定を準用する。

附則

この省令は、昭和二十三年三月三十一日を含む營業年度分から、これを適用する。

大正十一年内務省令第八号は、これを廢止する。

（様式省略但し、昭和二十三年四月一日運輸公報参照）

●地方鉄道、軌道及索道整備補助規則

（昭和十八年九月三十日）
（鉄道省令第三十七号）

地方鉄道、軌道及索道整備補助規則左ノ通定ム

第一條 陸上運送事業整備ニ關シ運輸ノ全部又ハ一部ヲ休止シタル地方鉄道、軌道又ハ索道ニシテ休止シタル区間ニ屬スル設備ノ保有ヲ爲ス者ニ對スル補助金ハ本令ニ依リ之ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ノ各号ノ金額ノ合算額ヲ基礎トシ鉄道大臣ノ定ムル額トス

一 運輸休止ノ日ニ於ケル最近ノ營業年度末ヨリ遡リ既往三年間ノ平均益金ヨリ設備ノ譲渡代價トシテ取得シタル特殊決済債權又ハ有價証券ノ利子相当額ヲ控除シタル金額但シ益金ハ營業收入ヨリ營業費及益金処分ニ依ル賞與金ヲ控除シタルモノトス

二 保有設備ノ維持補修ニ必要ナル金額

補助金状況報告書

自年月日至年月日

補助金 受入年月	補助金 所属年度	補助金額				
		前年度 繰越額	当年度 受入額	当年度 使用額	年度末 現在額	年度末 保管方法
年 月	年 期	円	円	円	円	
年 月	年 期					
年 月	年 期					
年 月	年 期					
合 計						

備考

- 1 補助金所属年度ハ事業者ノ計算ニ編入シタル年度ヲ記載スベシ
- 2 補助金ノ保管方法ハ郵便貯金、銀行預金、金銭信託等ニ分チ郵便貯金以外ハ宛先等ヲモ記載スベシ

第三款 軌道 索道

軌道法 (大正十年四月十四日)

法律第七十六號
沿章 昭和四年四月法律第六十一號、一四年三月第二〇號改正
朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル軌道法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル爲敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス
第二條 軌道ハ特別ノ事由アル場合ヲ除ク外之ヲ道路ニ敷設スヘシ
第三條 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスル者ハ主務大臣ノ特許ヲ受クヘシ
第四條 前條ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケタル軌道經營者ハ軌道敷設ニ要スル道路ノ占用ニ付道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於ケル道路ノ占用料ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル
第五條 軌道經營者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スヘシ
第六條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ニ関スル工事ニ付道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス河川法、砂防法及之ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ニ付亦同シ
第七條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事ニ着手シテ之ヲ竣功セシムヘシ
第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ道路管理者ヲシテ道路ニ敷設スル軌道工事及之ヲ爲スル必要アリト認ムルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第九條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十一條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十二條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十三條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十四條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十五條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十六條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十七條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十八條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第十九條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得
第二十條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ道路ノ工事ノ全部又ハ一部ヲ認可ヲ申請スルコトヲ得

爲シタル者ト共ニ其ノ責ニ任ス
第十七條 公共團體ニ於テ公益上ノ必要ニ因リ軌道(未ダ運輸開始ニ至ラサル線路ヲ含ム)ノ全部又ハ一部及其ノ附属物件ヲ買収セムトスルトキハ軌道經營者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
第十八條 公共團體ニ於テ前條ノ規定ニ依ル買収ヲ爲シタルトキハ特許ニ因リテ生スル權利義務ヲ承継ス
第十九條 公共團體カ第十七條ノ規定ニ依ル買収又ハ補償ヲ爲ス場合ニ於テハ買収額又ハ補償金額ハ協定ニ依ル協議調ハサルトキハ申請ニ因リ地方鉄道法第三十一條乃至第三十三條又ハ第三十六條ノ二ノ規定ニ準シ算出シタル金額ヲ標準トシテ主務大臣之ヲ裁定ス
第二十條 公共團體カ第十七條ノ規定ニ依ル買収ヲ爲ス場合ニ於テ公益上ノ必要ニ因リ兼業ニ属スル資産及軌道經營ニ必要ナル貯藏物品ヲ買収セムトスルトキハ軌道經營者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
第二十一條 公共團體カ第十七條ノ規定ニ依ル買収ヲ爲ス場合ニ於テハ軌道經營者ハ兼業ニ属スル資産及軌道經營ニ必要ナル貯藏物品ノ買収ヲ求ムルコトヲ得
第二十二條 公共團體カ第十七條ノ規定ニ依ル買収ヲ爲ス場合ニ於テ主務大臣之ヲ裁定ス
第二十三條 軌道會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得但シ地方鐵道會社ニ非サル会社カ兼業トシテ軌道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

部ヲ執行セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル工事ニ要スル費用ノ負担ニ付道路管理者及軌道經營者ノ協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス
第九條 道路管理者道路ノ新設又ハ改築ノ爲必要アリト認ムルトキハ軌道經營者ノ新設シタル軌道敷地ヲ無償ニテ道路敷地ト爲スコトヲ得
第十條 軌道經營者ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サルハ運輸ヲ開始スルコトヲ得ス
第十一條 軌道經營者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ関スル料金並運轉速度及度數ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第十二條 軌道經營者ハ軌道敷地ト爲シタルモノニ付テハ第一項ノ維持及修繕ハ道路管理者之ヲ爲スヘシ
第十三條 主務大臣又ハ地方長官ハ監督上必要アリト認ムルトキハ軌道經營者ヲシテ帳簿、書類及圖面ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ軌道ノ設備、事業ノ狀況並會計及財産ノ実況ヲ監査セシムルコトヲ得
第十四條 軌道ノ建設、運輸、運轉、保員及會計ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十五條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り特許ニ因リ生スル權利義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得
第十六條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ讓渡又ハ事業若ハ運輸ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得
第十七條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ讓渡又ハ事業若ハ運輸ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得
第十八條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ讓渡又ハ事業若ハ運輸ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得
第十九條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ讓渡又ハ事業若ハ運輸ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得
第二十條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ讓渡又ハ事業若ハ運輸ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得
第二十一條 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限り軌道ノ讓渡又ハ事業若ハ運輸ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得
第二十二條 軌道會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サルハ合併ヲ爲スコトヲ得ス
第二十三條 左ノ場合ニ於テハ特許ハ其ノ効力ヲ失フ
一 工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
二 工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキ
三 事業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ
四 特許ヲ受ケタル者会社ノ發起人ナルトキハ工事施行ノ認可申請期間内ニ会社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ
第二十四條 軌道經營者軌道ニ関スル工作物ノ使用ヲ廢止シタルトキハ地方長官ノ指示スル所ニ從ヒ道路ヲ原狀ニ回復スヘシ
地方長官必要アリト認ムルトキハ軌道經營者ノ負担ニ於テ道路管理者ヲシテ前項ノ規定ニ依ル工事ヲ爲サシムルコトヲ得
第二十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官又ハ鐵道局長ニ委任スルコトヲ得
第二十六條 地方鐵道法第七條、第八條、第十條第二項、第十一條、第十五條、第十七條、第十九條第二項、第二十三條第二項第三項、第二十五條、第二十七條、第三十條乃至第三十六條ノ二及第三十六條ノ四ノ規定ニハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ地方鐵道法第七條第二項及第八條中鐵道抵当法トアルハ明治四十二年法律第二十八號トス
第二十七條 軌道經營者カ法令若ハ命令ニ基キテ爲ス命令又ハ特許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ左ノ処分ヲ爲スコトヲ得
一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト
二 他人ヲシテ軌道經營者ノ計算ニ於テ必要ナル施設又ハ事業ノ管理ヲ爲サシムルコト
三 特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト
前項ノ規定ニ依リテ解任セラレタル取締役其ノ他ノ役員ハ再任セラレルコトヲ得ス

第一項第二号ノ規定ニ依リ事業ノ管理ヲ爲ス者ハ其ノ管理ニ付主務大臣ニ對シ該軌道經營者ト共ニ其ノ責ニ任ス

第二十八條 特許ヲ受ケスシテ軌道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケスシテ運輸ヲ開始シタル者ハ百円以上二千円以下ノ罰金ニ処ス

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ軌道經營者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ十円以上千円以下ノ過料ニ処ス

一 前條ノ場合ヲ除ク外本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケヘキ事項ヲ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ爲シタルトキ

二 法令ニ基キテ爲シタル命令又ハ特許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

三 監査員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタルトキ

四 法令又ハ法令ニ基キテ爲シタル命令ニ依リテ爲スヘキ届出、報告其ノ他ノ書類圖面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出、報告若ハ記載ヲ爲シタルトキ

第三十條 前二條ノ規定ハ公共團體カ軌道ヲ經營スル場合ニ之ヲ適用セ

第三十一條 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル軌道ニ準スヘキモノニ之ヲ準

用ス

第三十二條 國ニ於テ軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスルトキハ

當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スヘシ其ノ工事施行ニ付亦同シ

國ニ於テ經營スル軌道ニ付テハ第二條、第十二條第一項、第十四條及

第二十四條第一項ノ規定ヲ除ク外本法ヲ適用セス但シ第十四條中軌

道ノ役員及會計ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ニ協議ヲ了シタルトキハ第四條及第六條

ノ規定ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和三十二年十二月二十日

大正十二年十二月二十日

令

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

軌道法施行規則

大正十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

第四條 地方長官特許申請書ヲ受付タルトキハ期限ヲ指定シ軌道敷設ニ

關シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵スヘシ

道路管理者ハ前項ノ意見ヲ決定スルニ付期限ヲ指定シ道路ニ關スル費

用ヲ負擔スル公共團體ノ議決ノ意見ヲ徵スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ期限内ニ意見ヲ答申セサルトキハ直ニ之ヲ処理ス

ルコトヲ得

第五條 地方長官ハ特許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添ヘ特許ノ

許可ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

一 申請者ノ資産及信用程度

二 事業ノ効果

三 道路管理者ノ意見

四 他ノ鉄道、軌道、索道又ハ自動車等(未開業ノモノヲ含ム)ニ及ボ

ス影響

五 他ノ鉄道、軌道、索道又ハ自動車等ノ競願アルトキハ其ノ名稱、

區間、申請者名及申請書ノ受付年月日

第六條 工事施行ノ認可ヲ受ケル前ニ於テ起業目論見書ノ記載事項ヲ變

更セムトスルトキハ建設大臣及運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ但シ商号又

ハ名稱、主たる事務所ノ設置地及電力供給者ノ變更ハ之ヲ届出ツヘ

シ

前項ノ場合ニ於テ記載事項ノ變更カ道路ニ重大ナル關係ヲ有スルトキ

ハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第七條 工事施行認可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スヘシ

一 線路築測圖

二 工事方法書

三 建設費算書(第三号様式)

四 特許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社設立登記簿

本

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

昭和三十二年十二月二十日

第八條 線路実測図ハ左ノ三種トス

- 一 平面図
- 二 縮尺ハ二千五百分一以上トシ線路ノ左右各四十米以内ノ地形ヲ明ニシ道路ノ種類、軌道ノ中心線、線路ノ單線複線等ノ分界点ノ行程、道路水路等ノ附換、人家連橋又ハ連橋スヘキ箇所、行政区劃ノ境界、縮尺及方位ヲ示スヘシ
- 三 線路ノ中心線ニハ二百米毎ニ行程ヲ記シ曲線ノ半径、交角、停留場ノ位置、名称及中心行程ヲ記スヘシ
- 四 縮尺ハ横平面図ト同一、縦二百分一以上トシ中心線ノ地盤高及施工基面高ヲ二十米毎ニ記シ隧道ノ長、橋梁溝橋ノ徑間及徑間數、桁ノ種類及材質、停車場ノ名称及中心行程、交通頻繁ナル踏切道並線路ノ勾配ヲ記シ縮尺ヲ示スヘシ

- 五 軌道ヲ敷設スル道路ノ横断定規圖
- 六 軌道ノ中心、車道歩道ノ区別、横断勾配、路上建設物ノ位置、車体外有効幅員ヲ記スヘシ

第九條 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 動力
- 二 軌間
- 三 單線、複線等ノ別
- 四 軌道中心間隔
- 五 最小曲線半径及最急勾配
- 六 土工定規(新設軌道ニ限ル)
- 七 橋梁、溝橋
- 八 隧道
- 九 軌條、轉轍器、轍又及枕木
- 十 停留場
- 十一 踏切ノ構造(圖面ニ依リ明示スルコト)

- 十二 他ノ軌道又ハ鐵道トノ交叉方法
- 十三 閉塞信號機
- 十四 車両
- 十五 特殊設計

電氣ヲ動力トスルモノニ在リテハ前項ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 送電系統
- 二 電氣軌道ノ方式
- 三 發電所、変圧所、蓄電所及配電所
- 四 送電線路及饋電線路
- 五 電車線路
- 六 電氣機關車及電車
- 七 軌道ノ動力トシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クル場合

(イ) 供給電力ノ電氣方式、最大電圧、容量及受給時間

(ロ) 送電上ノ責任分界点、電氣工作物ノ所有權分界点(圖面ニ依リ明示スルコト)

(ハ) 受電設備ノ大要(圖面ヲ添附シ説明スルコト)

地方鐵道法施行規則第十二條ノ規定ハ前二項ニ規定スル事項ノ記載方法ニ之ヲ準用ス

併用軌道ニ在リテハ前項三項ニ規定スルモノヲ除クノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 道路ノ種類毎ニ區別セル併用軌道ノ延長及其ノ始終点ノ地名、地名
- 二 軌道ノ構造及道路ノ鋪裝(圖面ニ依リ明示スルコト)
- 三 軌道ノ排水設備(圖面ニ依リ明示スルコト)

第十條 地方長官工事施行認可申請書ヲ受付タルトキハ軌道工事ニ関シ關係道路管理者ノ意見ヲ徵シ認可ノ可否ニ関スル意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

第四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ヲ變更セムトスルトキハ第八條ノ規定ニ準シ線路実測図(新旧対照圖添附)ヲ、工事方法書ノ記載事項ヲ變更セムトスルトキハ第九條ノ規定ニ準シ變更セムトスル事項ニ関スル工事方法書(停留場ノ變更ニ在リテハ新旧対照圖添附)ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ建設大臣及運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ認可申請書ニハ工費算書ヲ添附シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ場合ニ於テ變更セムトスル事項力道路ニ重大ナル關係ヲ有スルトキハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ認可申請書ニシテ運輸開始後ニ於ケル變更ニ関スルモノハ同時ニ其ノ副本ヲ所管鐵道局長ニ提出スヘシ

第十二條 工事施行又ハ前條第一項ノ認可申請書ヲ提出スルトキハ同時ニ軌道敷設ノ爲ニスル道路及河川ノ占用面積圖ヲ地方長官ニ提出スヘシ

工事施行又ハ前條第一項ノ認可アリタルトキハ地方長官其ノ旨ヲ道路又ハ河川管理者ニ通知シ前項ノ占用面積圖ヲ送付スヘシ

第十三條 軌道經營者工事ニ著手シ又ハ之ヲ竣工セシメタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ遲滞ナク之ヲ建設大臣及運輸大臣ニ報告スヘシ

第十四條 地方長官軌道法第八條ノ規定ニ依リ道路管理者ヲシテ工事ヲ執行セシメムトスルトキハ道路管理者及軌道經營者ノ意見ヲ徵シ事由ヲ具シ左ノ書類ヲ添附シ建設大臣及運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

- 一 工事設計書
- 二 工費算書
- 三 工費負担調書
- 四 道路ニ関スル費用ヲ負担スル公共團體ノ当該年度歳入出予算書

第十五條 地方長官前條ノ認可ヲ受ケタルトキハ工事ノ設計、著手及竣工

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

功ノ期限並工費算書ヲ道路管理者ニ示シ工事ヲ執行セシメ軌道經營者ニ之ヲ通知スヘシ

道路管理者工事ヲ竣工セシメタルトキハ遲滞ナク工事竣工調書及工費精算書ヲ作製シ地方長官ニ報告シ軌道經營者ニ通知スヘシ

第十六條 道路管理者軌道法第九條ノ規定ニ依リ軌道敷地ヲ道路敷地ト爲サムトスルトキハ其ノ事由及區間ヲ記載シ工事設計書ヲ添附シ建設大臣及運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ此ノ場合ニ於テハ道路管理者ハ軌道經營者ノ意見ヲ徵シ之ヲ申請書ニ附記スヘシ

道路管理者前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク道路敷地ト爲スヘキ區間ヲ示シ工事設計書ヲ添附シ其ノ旨ヲ軌道經營者ニ通知スヘシ

第十七條 地方長官運輸開始認可申請書ヲ受付タルトキハ工事ヲ検査シ支障ナシト認メタル場合ニ限リ運輸開始ヲ認可スヘシ

軌道經營者運輸ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ建設大臣、運輸大臣、地方長官及所管鐵道局長ニ届出ツヘシ

第十八條 第十五條ノ規定ハ軌道法第十二條第二項及第二十四條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 旅客運賃ノ認可申請書ニハ料制ニ在リテハ一料當ノ運賃、區間制ニ在リテハ區間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃及運賃計算ノ方法ヲ記載シ運輸大臣ニ提出スヘシ

前項ノ申請書ニハ料制及區間制ニ在リテハ実測換算中心行程表(第四号様式)、營業料程表(第五号様式)及旅客運賃表(第六号様式)ヲ添附スヘシ

第二十條 荷物運賃ノ認可申請書ニハ手荷物、荷物等ヲ區別シ其ノ品種等級ニ依リ料制ニ在リテハ一料當運賃、區間制ニ在リテハ區間ノ運賃、均一制ニ在リテハ均一運賃並運賃計算ノ方法ヲ記載シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ

荷物運賃ニ関シ別ニ營業料程ヲ制定セムトスルトキハ其ノ増加割合ヲ前項ノ申請書ニ記載シ其ノ計算方法ヲ附記シ荷物營業料程表(第七号

第二十一條 旅客運賃又ハ荷物運賃ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ變更後ニ於ケル收支算書ヲ添附シ運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第二十二條 運輸ニ関スル料金ノ認可申請書ニハ其ノ種類及金額ヲ記載シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ

運輸ニ関スル料金ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

第二十三條 前四條ノ認可申請書ハ所管鉄道局長ヲ經由スヘシ此ノ場合ニ於テハ同時ニ其ノ副本ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第二十四條 前四條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運賃又ハ料金ヲ實施シタルトキハ運賃ナク其ノ月日ヲ運輸大臣及地方長官ニ届出ツヘシ

第二十五條 運輸速度及度數ノ認可申請書ニハ運輸速度及度數表(第八號様式)ヲ添附シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル運輸速度ヲ増加シ又ハ度數ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ運輸大臣ノ認可ヲ受ケヘシ

前二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ實施シタルトキ及發著時刻ヲ變更シタルトキハ發著時刻表(第八號様式ノ二)ヲ添附シ運輸大臣ニ之ヲ提出スヘシ

第二十六條 前條ノ規定ニ依リ認可申請書ニ付テハ其ノ副本ヲ所管鉄道局長ニ提出シ前二條ノ規定ニ依リ届書ニシテ運輸大臣ニ提出スヘシ

第二十七條 軌道法第十八條第一項ノ規定ニ依リ買収ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

- 一 買収ノ事由書
- 二 買収物件ノ範圍ニ関スル調書
- 三 買収價格算出説明書
- 四 買収ニ関シ軌道經營者ト爲シタル交渉ノ顛末書
- 五 買収代價支拂ニ関スル説明書(支拂方法、時期)

六 買収ニ関スル公共團體ノ議會ノ決議書謄本

七 買収後ニ於ケル軌道事業計畫圖書及收支算書

八 公共團體ノ当該年度歳入出予算書

第二十八條 車兩ノ衝突、顛覆其ノ他旅客ニ死傷ヲ生シタル重大ナル運轉事故ハ即時電信、電話又ハ口頭ヲ以テ建設大臣、運輸大臣、地方長官及所管鉄道局長ニ報告スルノ外七日以内ニ第九號様式ニ依リ建設大臣、運輸大臣、地方長官及所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ

前項以外ノ事故ハ一月分ヲ取纏メ翌月十五日限り第十號様式ニ依リ地方長官及所管鉄道局長ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十九條 地方鉄道法施行規則第三條、第八條、第十三條、第十五條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十五條第一項本文第二項、第二十六條、第三十條乃至第三十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條乃至第四十九條、第五十一條乃至第五十六條ノ規定ハ之ヲ軌道ニ準用ス但シ処分、提出又ハ届出ニ付運輸大臣又ハ所管鉄道局長トアルハ建設大臣及運輸大臣トシ第二十一條第一項但書及第二十五條第二項中所管鉄道局長トアルハ地方長官トス

前項ニ於テ準用スル地方鉄道法施行規則第二十一條及第二十五條第一項本文第二項ノ規定ニ依リ申請書又ハ届書ヲ提出スル場合ニハ同時ニ其ノ副本ヲ所管鉄道局長ニ、第四十八條及第四十九條ノ規定ニ依リ届書ヲ提出スル場合ニハ同時ニ其ノ副本ヲ地方長官ニ提出スヘシ但シ第二十一條及第二十五條第一項本文ノ場合ニ在リテハ運輸開始後ニ於ケルモノニ限ル

地方鉄道法施行規則第十八條ノ規定ハ新設軌道ニ之ヲ準用ス但シ所管鉄道局長トアルハ建設大臣、運輸大臣及地方長官トス

前項ノ規定ニ依リ届書ヲ提出スル場合ニハ運輸開始後ニ於ケルモノニ限リ同時ニ其ノ副本ヲ所管鉄道局長ニ提出スヘシ

第三十條 地方鉄道法施行規則第二十條但書ノ場合ニ於テ建設大臣ニ提出スル申請書ニハ地方鉄道ノ車兩ニ限リ機關車ニ在リテハ重量、主

要寸法(圖面ヲ)、制動機ノ種類及裝置ヲ、客車及貨車ニ在リテハ車種、兩數、自重、定員、定員一人ニ対スル客室面積、積載容積及荷重、最大寸法、固定輪軸距、制動機ノ種類及裝置並汽動車及内燃動車、電氣機關車及電車ニ関スル事項ヲ記載スヘシ

第二十九條 軌道法又ハ本令ノ規定ニ依リ特許、許可及認可申請書並届書ニシテ建設大臣又ハ運輸大臣ニ提出スヘキモノハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外軌道ヲ敷設スル地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ但シニ府縣以上ニ互リ敷設スル軌道ニ在リテハ事件カニ府縣以上ニ関スル場

合ニ限リ其ノ起点所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スヘシ

前項但書ノ場合ニ於テ申請書又ハ届書ヲ受付タル地方長官ハ關係地方長官ニ商議スヘシ

附則

本令ハ軌道法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之レニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第一号様式 間建設費概算書

項	数	量	料		摘要
			單位	金額	
測量及監督費		料	円	円	
用地費		平方米			
土工費		立方米			
路面費		平方米			
橋梁溝橋費		米			
隧道費		米			
軌道費		料			
停留場費		箇所			
車兩費		両			
諸建物費		料			
通信線路費		料			
電力線路費		料			
発電所費		キロワット			
変電所費		キロワット			
総係費		料			
予備費					
合計					
一料当					

備考 用地費、土工費、橋梁溝橋費、隧道費及軌道費ニ在リテハ併用軌道及新設軌道ニ區別記載スヘシ

發 著 時 刻 表

下			計		上	
※午混前	急客前	21貨後	5客後	累計行程	停留場名	区間行程
	11.20			0.9		0.9
	24			0.9		1.7
	25			0.9		2.5
				2.6		1.5
				5.1		2.1
				6.6		2.4
				8.7		2.6
				11.1		2.4
				13.7		2.4
				16.1		

- 備考
1. 料程ハ總テ營業料程ヲ以テ記載スヘシ
 2. 符号ヲ以テ車両進行ノ種別ヲ示ストキハ欄外ニ其ノ凡例(例※印ハ不定期車両ノ如キ)ヲ記載スヘシ
 3. 時刻ハ上段ヲ著、下段ヲ著(上リ車両ハ其ノ反対)トスヘシ
 4. 通過車両ハ著時刻ノミヲ記載シ著時刻ノ段ニ——ヲ記入スヘシ
 5. 車両ヲ行違フ爲メ著時刻ニハ×印ヲ附スヘシ

- 第九号様式(半紙列形)
- 年 月 日
- 宛 名
- 事 故 届
- 軌道代表者
6. 停車時間一分未満ノ場合ニハ著者共同一時分ヲ記載シ欄外ニ「著発同時分ヲ記載セルモノハ発時刻何秒前ニ到着スルモノトス」ト記載スヘシ
 7. 支線ノ時刻ハ別ニ記載スヘシ
 8. 尋問随時分ヲ以テ運轉スル場合ニ在リテハ最初ノ上下各一箇車両ノ發著時刻ヲ明記シ(間隔時分ヲ異ニスル毎ニ各別ニ)其ノ他ノ車両ノ發著時刻ノ記載ヲ省略スルコトヲ得
 9. 本表ハ各運轉系統ニ於ケル始發發時刻及停車時分ヲ記載シ(成ルヘク運轉系統圖ヲ添附スルコト)之ニ代フルコトヲ得

事故ノ種類及原因	
發生日時分	
場 所	
当 該 車 両	
現場ノ狀況及當時ノ処置	
損 害 ノ 程 度	
進行停止時間	
当務者処分ノ顛末	

備考

一、事故ノ種類ハ左ノ如ク區別シテ之ヲ記載スヘシ

車両ノ衝突 衝突シタル車両ノ種類及衝突ノ種別ヲ記載スヘシ

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

車両ノ接觸 同 上

脱線 同 上

傾倒 同 上

車両ノ分離 同 上

車両ノ異線進入 同 上

車両ノ不良 同 上

線路ノ逸走 同 上

線路ノ障害 同 上

車両ノ妨害 同 上

電氣設備ノ故障 同 上

火災 同 上

死傷 同 上

二、場所ハ停留場名又ハ起点ヨリノ行程(何停留場間ヲ記載スヘシ)

三、当該車両ハ其ノ種類及番号ヲ記載スヘシ

四、現場ノ狀況及當時ノ処置ハ詳細ニ説明シ必要ニ依リ図面ヲ添附ス

五、当務者処分ノ顛末ハ解職、降職、減給、譴責等ノ別ニ依リ記載スヘシ但シ処分未了ノ場合ハ其ノ旨ヲ附記シ処分終了ト同時ニ之ヲ追報ス

第十号様式(半紙判形)
年月日

宛名

月分事故届

軌道代表者

事故ノ種類及原因	發生日時分	場所	当該車両	現場ノ状況及進行停止時間分ノ顛末

備考 第九号様式備考ニ同シ

軌道法第一條第二項ノ規定ニ依ル一般交通ノ用ニ供セサル軌道

二 関スル件 (大正十二年十二月二十九日)

沿革 昭和五年四月内務省令第一〇号改正

軌道法第一條第二項ノ規定ニ依ル一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ関スル件左ノ通定ム

第一條 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ヲ道路ニ敷設セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

第二條 明治四十三年内務省令第二十七号第一條乃至第五條ノ規定ハ前條ノ許可申請ニ之ヲ準用ス

第三條 地方長官第一條ノ許可ヲ爲サムトスルトキハ軌道ノ敷設ニ関シ関係道路管理者ノ意見ヲ徵スヘシ

二 運賃並料金ノ制定及其ノ変更

三 運轉速度及度數ノ制定及其ノ変更

前項第一号ノ規定ニ依リ処分ヲ爲シタルトキハ線路実測圖並動力、軌間、單線複線等ノ別ヲ具シ建設大臣及運輸大臣ニ、第二号ノ規定ニ依リ処分ヲ爲シタルトキハ書類並運賃、料金ヲ具シ其ノ処分ノ月日ヲ運輸大臣ニ報告スヘシ

第二條 人力又ハ馬力ヲ動力トセサル軌道ニ関スル事項ニシテ左ニ掲ケルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 認可ヲ受ケタル工事方法ノ変更ニシテ左ニ該當スルモノ

イ 道路上ニ於ケル軌道中心線ノ変更ニシテ一米以内ナルトキ

ロ 道路上ニ於ケル軌道面高低ノ変更ニシテ六十種以内ナルトキ

ハ 道路上ニ於ケル曲線半径ヲ長カラシムルトキ若ハ三十米迄短縮スルトキ

ニ 道路上ニ於ケル勾配ヲ緩ナラシムルトキ又ハ千分ノ三十三迄急ナラシムルトキ

ホ 道床ニ関スル工事

ヘ 軌道ノ排水設備ニ関スル工事

ト 枕木ノ寸法ヲ増大シ又ハ枕木敷設間隔ヲ縮小スル工事

チ 軌條(附属品ヲ含ム)重量ノ増加

リ 渉線ニ関スル工事(既認可ノ轉轍器又ハ轍又ト異ルモノヲ使用スル場合ヲ除ク)

ニ 既認可ト同一設計ノ轉轍器又ハ轍又ヲ使用スル引込線、側線(避難線及道路上ニ於ケル貨物側線ヲ除ク)及避難線ニ関スル工事

ル 踏切道ノ改良ニ関スル工事

ヲ 認可ヲ得タル設計ト同一設計ニ依ル橋梁又ハ溝橋ニ関スル工事

ロ 停留場ニ於ケル建造物ニ関スル工事(保安設備ヲ除ク)

カ 併用軌道ニ於ケル停留場ノ新設、名称、位置及配線ノ変更(既認可ノ轉轍器又ハ轍又ト異ルモノヲ使用スル場合ヲ除ク)

第四條 大正八年閣令第十九号專用鉄道規程第三條、第四條、第七條乃至第十條ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス但シ「鉄道大臣」又ハ所管鉄道局長トアルハ地方長官トス

第五條 軌道法第十二條、第十八條、第十九條及第二十四條ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ地方長官トス

第六條 許可ヲ受ケタル者カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令又ハ許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ許可ヲ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

第七條 許可ヲ得シテ本令ニ規定スル軌道ヲ敷設シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ニ規定スル軌道ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ地方長官ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後許可ノ効力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得

軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ関スル件

(大正十二年十二月二十九日)

沿革 昭和四年二月二日、五年六月三〇日、五年三月第二号、一八年四月運、内令第一号、二〇年五月一九日第一号、二三年七月一〇日運、建令第一号改正

軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ関スル件左ノ通定ム

第一條 人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道ニ関スル事項ニシテ左ニ掲ケルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 工事施行及工事方法ノ変更

ヨ 使用期間六箇月ヲ超エサル假線敷設ニ関スル工事

タ 假線使用期限ノ伸長

レ 車庫ニ関スル工事

ロ 電線路(補助線ヲ含ム)ノ互長及延長ノ増加ニ関スル工事

ツ 饋電方法ノ変更ニ関スル工事

ニ 運轉速度及度數ノ制定及其ノ変更

前項第一号ノ規定ニ依リ処分ヲ爲シタルトキハ書類及圖面ヲ具シ建設大臣及運輸大臣ニ、第二号ノ規定ニ依リ処分ヲ爲シタルトキハ運輸速度及度數表ヲ具シ其ノ処分ノ月日ヲ運輸大臣ニ報告スヘシ

第三條 人力又ハ馬力ヲ動力トセサル軌道ニ関スル事項ニシテ左ニ掲ケルモノハ之ヲ鉄道局長ニ委任ス

一 運賃ノ臨時割引

二 運賃ニ関スル料金ノ変更

前項ノ規定ニ依リ処分ヲ爲シタルトキハ運賃及料金ヲ具シ其ノ処分ノ月日ヲ運輸大臣ニ報告スヘシ

第四條 前各條ノ規定ニ拘ラズ樺太ニ在リテハ軌道法第三條、第五條(運輸開始前ノ場合ニ限ル)第十一條第一項(運賃其ノ他運輸ニ関スル料金ノ制定ノ場合ニ限ル)第十二條、第十四條乃至第十六條(軌道ノ讓渡ノ場合ニ限ル)第二十二條、第二十七條及第三十二條並ニ第二十六條ニ於テ準用スル地方鉄道法第二十五條、第二十七條第一項(廢止ノ場合ニ限ル)第二項、第三十五條ノ二第二項及第三十六條ノ四(政府ガ買収スル場合ニ限ル)ヲ除キ軌道法ニ基ク主務大臣ノ職權ハ樺太廳長官ニ之ヲ委任ス

軌道法第十一條第二項及第二十六條ニ於テ準用スル地方鉄道法第二十五條第一項ノ規定ニ依ル職權ハ樺太廳長官モ亦之ヲ行フコトヲ得

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(大正十二年十二月二十九日)

大正十二年(内務省)省令軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ関スル件
第二條第二項ノ規定ニ依リ左ノ市ヲ指定ス
東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、長崎市、名古屋市、仙台市、
金沢市、廣島市、吳市、八幡市、鹿兒島市、札幌市、函館市、小樽市、
堺市、尼崎市、新潟市、岡山市、下関市、福岡市、門司市、小倉市、若
松市(福岡縣)、熊本市、浜松市、豊橋市、岐阜市、靜岡市、大牟田市

軌道建設規程

(大正十二年十二月二十九日)

沿章 昭和五年六月三〇日、一八年四月第三号、内令第一号二〇年五月一九日
第一号、二三年七月一〇日運、建令第一号改正

軌道建設規程

第一章 總則

第一條 軌道ノ建設ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二條 車両ノ運轉ニ常用スル線路ヲ本線路ト謂ヒ其ノ他ノ線路ヲ側線ト謂フ

第三條 道路上其ノ他公衆ノ通行スル場所ニ敷設スル軌道ヲ併用軌道ト謂ヒ其ノ他ノ軌道ヲ新設軌道ト謂フ

第四條 第一節 軌間及輪縁路
軌間ハ直線ニ於テ軌條頭ノ内側ヨリ内側迄ノ距離ニ依リ之ヲ測

第五條 軌間ハ七百六十二糎、一米〇六七、一米四三五ト爲スヘシ

第六條 併用軌道ノ曲線ニ於テ軌間ニ於テ付スル場合ハ左ノ制限ニ依

一方ニ偏シテ敷設スルコトヲ得

道路ノ種別	車道歩道ノ區別ナキ道路	側	側	側
國道	四米五五以上	二米七三以上	四米五五以上	一米八二以上
主要ナル府道	四米五五以上	二米七三以上	四米五五以上	一米八二以上
特ニ主要ナル府道	四米五五以上	二米七三以上	四米五五以上	一米八二以上
市道	四米五五以上	二米七三以上	四米五五以上	一米八二以上
町道	四米五五以上	二米七三以上	四米五五以上	一米八二以上
村道	四米五五以上	二米七三以上	四米五五以上	一米八二以上

第十條 本線路ニ於テハ並行セル兩軌道中心間ノ間隔ハ車両ノ最大幅員ニ四百糎ヲ加ヘタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス本線路ニ於テハ車両ト中央柱其ノ他ノ工作物トノ間隔ハ二百三十糎ヨリ小ナルコトヲ得ス本線路ノ曲線ニ於テハ前二項ニ規定スル間隔ハ之ニ兩車両ノ偏倚スル寸法ヲ加ヘタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

第十一條 併用軌道ニ於テハ軌條間ノ全部及左右各六百十糎ハ其ノ軌道ヲ敷設スル道路ノ路面ト同一構造トシ軌條面ト道路面ト高低ナカラシムヘシ

第十二條 第三節 電車柱、排水設備及地下工作物ニ對スル防備
道路ニ建設スル電車柱ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外之ヲ側柱ト爲スヘシ
側柱ハ車道歩道ノ區別アル箇所ニ於テハ歩道ノ車道側ニ之ヲ建設スヘシ

第十三條 中央柱式ニ依ル電車柱ニハ点燈ノ設備ヲ爲スヘシ
併用軌道ニ於テハ排水ノ設備ヲ爲スヘシ

第十四條 軌道ヲ地下工作物ト交又又ハ接近シテ敷設スル爲其ノ工作物

ルヘシ
一 軌間一米〇六七若ハ一米四三五ニシテ曲線ノ半径百二十米以下ノモノニ在リテハ二十五糎以內
二 軌間七百六十二糎ニシテ曲線ノ半径六十米以下ノモノニ在リテハ十三糎以內
第七條 輪縁路ハ車両ノ輪縁ニ對シ適當ノ大サヲ有セシムヘシ
市街地ニ於ケル併用軌道ニシテ交通特ニ頻繁ナル箇所、轉轍器又ハ轍又ヲ設置スル箇所ニ在リテハ溝軌條ヲ用キ若ハ之ニ準スヘキ施設ヲ爲スヘシ

第二節 軌道定規

第八條 併用軌道ハ道路ノ中央ニ之ヲ敷設シ左ニ掲クル車体外有効幅員ヲ存セシムヘシ

道路ノ種別	車道歩道ノ區別アル道路ノ車道各側	車道歩道ノ區別ナキ道路各側
特ニ主要ナル街路	八米一八以上	八米一八以上
主要ナル街路	四米五五以上	四米五五以上
特ニ主要ナル國道	四米五五以上	四米五五以上
主要ナル國道	四米五五以上	四米五五以上
特ニ主要ナル府縣道	四米五五以上	四米五五以上
主要ナル府縣道	四米五五以上	四米五五以上
國道	四米五五以上	四米五五以上
主要ナル府縣道及市道	四米五五以上	四米五五以上
特ニ主要ナル町村道	四米五五以上	四米五五以上

第九條 街路、特ニ主要ナル國道、主要ナル國道及特ニ主要ナル府縣道ヲ除ク他ノ道路ニ於テハ左ニ掲クル車体外有効幅員ヲ存シ軌道ヲ其ノ

ヲ防護スル必要アルトキハ適當ノ設備ヲ爲スヘシ
軌道ハ人孔、制水弁等ノ操業ニ障礙ヲ與ヘサル適當ノ距離ヲ存シ之ヲ敷設スヘシ

第四節 曲線及勾配

第十五條 本線路ノ曲線半径ハ十一米ヨリ小ナルコトヲ得ス

第十六條 本線路ノ勾配ハ千分ノ四十ヨリ急ナルコトヲ得ス但シ特殊ノ箇所ニ於テハ千分ノ六十七迄ト爲スコトヲ得

第十七條 停留場ニ於ケル本線路ノ勾配ハ千分ノ十ヨリ急ナルコトヲ得ス

第五節 軌道及橋梁

第十八條 軌道及橋梁ノ各部ハ動荷重ニ耐フル負擔力ヲ有スルコトヲ要ス

併用軌道ニ於ケル軌道及橋梁ノ構造ハ前項ニ規定スルモノヲ除クノ外街路ニ係ルモノハ街路構造令、其ノ他ノ道路ニ係ルモノハ道路構造令ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第十九條 新設軌道ノ橋梁ニシテ交通頻繁ナル道路上又ハ水面上ニ架設スルモノニ在リテハ物件ノ墜落ヲ防ク爲車両ノ全幅員及其ノ兩側各三百糎以上ニテ蓋フコトヲ要ス

第六節 踏切道

第二十條 軌道ト道路トノ平面交又ノ交角ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外國道、府縣道及主要ナル市道町村道ニ在リテハ四十五度以上其ノ他ニ在リテハ三十度以上ト爲スヘシ

第二十一條 踏切道ハ軌條間ノ全部及其ノ左右各六百十糎ニ木石其ノ他適當ナル材料ヲ敷キ軌條面ト道路面ト高低ナカラシムヘシ

新設軌道ノ踏切道ニハ通行人ノ注意ヲ惹クヘキ警標ヲ設ケ交通頻繁ナル箇所ニハ門扉其ノ他相當ノ保安設備ヲ爲スヘシ

第七節 保安裝置

第二十二條 線路カ本線路ヨリ分歧シ又ハ本線路カ軌道、軌道ト平面交又ヲ爲ス箇所ニハ相當ノ保安裝置ヲ爲スヘシ新設軌道ノ停留場ニ於テ

車両ノ行進ヲ爲スモノニ付亦同シ
第三章 車両

第一節 裝置

第二十二條 車両ニハ適當ナル制動機ヲ裝置スヘシ但シ貨車ニ在リテハ特別ノ事由アル場合ニ限り之ヲ省略スルコトヲ得
動力車ニハ手用制動機ヲ裝置スヘシ但シ特殊ノ軌道ニ使用スルモノニ在リテハ手用制動機及動力制動機ヲ備フヘシ
第二十三條 車両ニハ救助器、担彈機、警響器及乗務員間ノ合図器ヲ裝置スヘシ但シ人力又ハ馬力ヲ動力トスル車両及新設軌道ノミヲ運轉スル車両ニ在リテハ救助器ヲ裝置スルコトヲ要セス
客車ニハ前項ニ規定スルモノノ外乗降用把手及車窓保護棒ヲ裝置スヘシ
第二十四條 客車内ニハ点燈ノ設備ヲ爲スヘシ但シ瓦斯燈又ハ電燈ナルトキハ予備燈ノ設備ヲ爲スヘシ

第二節 車両

第二十五條 車輪輪鉄ノ幅ハ左ノ寸法ニ依ルヘシ
一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ百五耗以上百三十耗以下
二 軌間七十六二耗ノモノニ在リテハ八十五耗以上百十五耗以下
三 主トシテ溝軌條ヲ使用スル線路ニ在リテハ七十五耗以上百十五耗以下
第二十六條 車輪輪鉄ノ高ハ輪鉄中央ノ踏面ヨリ測リ常ニ左ノ寸法ヲ保
一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ二十二耗以上三十耗以下
二 軌間七十六二耗ノモノニ在リテハ十九耗以上三十耗以下
三 主トシテ溝軌條ヲ使用スル線路ニ在リテハ十三耗以上二十五耗以下

輪縁ノ厚ハ輪鉄中央ノ踏面ヨリ十耗下位ニ於テ測リ常ニ左ノ寸法ヲ保タシムヘシ

一 軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ十六耗以上
二 軌間七十六二耗ノモノニ在リテハ十三耗以上
三 主トシテ溝軌條ヲ使用スル線路ニ在リテハ十耗以上

第三節 機関車及電車

第二十七條 蒸氣機関車ニハ左ノ裝置ヲ爲スヘシ
一 給水器、驗水器、安全弁各二箇ヲ備フルコト
二 可鑄格、實用最高汽圧ヲ特記シタル驗圧器各一箇ヲ備フルコト
三 煙室ニハ火粉止ヲ灰箱ニハ灰塵止ヲ備フルコト
四 火室側控ニ知ラセ孔ヲ設クルコト
第二十八條 電氣機関車及電車ニハ左ノ裝置ヲ爲スヘシ
一 自動遮断器ヲ備フルコト
二 特別ノ場合ヲ除クノ外前後ニ制御器ヲ備フルコト
三 架空線式ノ場合ニ在リテハ避雷器ヲ備フルコト

第四節 客車及汽動車

第二十九條 客車内ノ面積ハ乗客定員一人ニ付平均零平方米二八ヨリ小ナルコトヲ得ス但シ起立乗客ニ対スル相当ノ設備アル場合ニ限り之ヲ零平方米一八迄縮小スルコトヲ得
第三十條 客車ノ乗降階段ノ蹴上ハ三百八十耗以内、有効蹴込ハ二百十五耗以上タルコトヲ要ス
第三十一條 客車ノ出入口ノ戸ハ有効開キ五百五十耗以上タルコトヲ要ス乗降台ノ有効長ニ付亦同シ
第三十二條 汽動車ニハ蒸氣機関車及客車ニ關スル規定ヲ準用ス
第四章 雜則
第三十三條 第五條、第六條、第十條、第二十條第二項、第二十一條、第二十五條、第二十六條及第二十九條乃至第三十一條ノ規定ハ人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道ニ之ヲ適用セス

第三十四條 地方鐵道建設規程第十七條、第二十八條、第三十三條及第三十五條ノ規定ハ軌道ニ第五條、第六條、第十六條、第二十條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ新設軌道ニ之ヲ準用ス但シ人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
第三十五條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ建設大臣運輸大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ハ本令ニ依ラサル設計ヲ命スルコトヲ得
特別ノ事由アル場合ニ於テハ建設大臣運輸大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ許可ヲ受ケ前各條ニ規定スル設計ニ依ラサルコトヲ得
附則
本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
從來爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

●軌道運輸規程 (大正十二年十二月二十九日) 鐵道省令第四号

沿革 昭和五年二月鐵道省令第一号、一年六月第二号、二年四月第四号、四年八月第一号、六年九月第六号、七年三月第六号、八年四月第九号、十二年七月六日鐵道運輸規程第一号、二十三年七月一〇日第七号改正

軌道運輸規程左ノ通定ム

第一章 總則

第一條 軌道ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ(鐵道大臣)(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラサルコトヲ得
鐵道大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ハ軌道ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラサル特別ノ運輸ヲ命スルコトヲ得
第二條 運費、料金其ノ他ノ運送條件ハ公告ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得
運費、料金其ノ他ノ運送條件ノ加重ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ前項

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

ノ公告ハ二週間以上之ヲ爲スコトヲ要ス
第三條 軌道ハ見易キ場所ニ客車ノ運轉時刻表又ハ運轉系統、運賃表及料金表ヲ揭示スヘシ
第四條 戰時又ハ事變ニ際シ運送上ノ必要アル場合ニ於テハ軌道ハ予メ鐵道大臣ノ認可ヲ受ケ前條及第六條第一項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
第五條 鐵道營業法第六條及第十四條、鐵道運輸規程第二條ノ規定ハ軌道ノ運輸ニ付之ヲ準用ス

第二章 旅客運送

第六條 軌道ハ旅客ノ同伴スル六年未満ノ小兒ヲ旅客一人ニ付少ク共一人迄無賃ヲ以テ之ヲ運送スベシ
割引乗車券ヲ以テ乗車スル旅客又ハ乗車ノ位置ノ指定ヲ爲ス車両ニ乗車シ特ニ小兒ノ爲其ノ座席ヲ請求スル旅客ニ付テハ軌道ハ(鐵道大臣)ノ認可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
軌道ハ十二年未満ノ小兒ヲ第一項ノ規定ニ依リ無賃ヲ以テ運送スルモノヲ除キ大人ノ運賃ノ半額ヲ以テ運送スベシ但シ主トシテ市街地内ノ運輸ヲ目的トスル軌道及均一運賃制ヲ採ル軌道ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ニ依ル運賃ニ十円未満ノ端數アルトキハ軌道ノ定ムル所ニ依リ切上ケ計算ヲ爲スコトヲ得
第七條 旅客ハ市街地ヲ運轉スル客車内ニ於テハ喫煙ヲ爲スヘカラス軌道力指定スル客車内亦同シ
第八條 旅客ハ軌道係員ヨリ乗車券ノ檢査及取集ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得
無効ノ乗車券ヲ以テ乗車シ又ハ乗車券ノ檢査ヲ拒ミ若ハ取集ノ際之ヲ渡サザル者ニ對シ軌道ハ相當運賃及其ノ二倍以内ノ増運賃ヲ請求スルコトヲ得
第九條 罰則
第十條 鐵道運輸規程第十一條及第二十三條乃至第二十五條ノ規定ハ軌道ノ旅客運送ニ付之ヲ準用ス

第三章 荷物運送

第十一條 長尺物、重量品、潤大品、危管ヲ他ニ及ホス虞アル物品、臭氣ヲ發シ若ハ不潔ナル物品ハ旅客ト同一車両ヲ以テ之ヲ運送スルコトヲ得ス

第十二條 軌道ハ火藥類其ノ他爆發質危險品ヲ運送スルコトヲ得ス

第十三條 死体ヲ託送セムトスル者ハ死亡証書ヲ呈示シ其ノ写ヲ提出ス

第十四條 死体ノ他ノ小動物ハ逸出ノ虞ナキ容器ニ容ルルニ非サレハ之ヲ託送スルコトヲ得ス

第十五條 運送狀ノ交付ヲ請求セサル荷物ノ到達後六時間内ニ引取ラサルトキハ保管料ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 鐵道營業法第七條乃至第十條、第十三條乃至第十三條ノ三、鐵道運輸規程第五條、第二十六條乃至第二十八條、第三十二條乃至第三十五條、第四十七條、第五十條乃至第五十二條、第五十四條、第五十七條、第五十九條乃至第六十二條、第六十六條第二項第三項、第六十八條、第七十條、第七十一條、第七十五條及第七十六條並ニ明治四十四年閣令第十一號ノ規定ハ軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス但シ鐵道營業法第十三條中引渡期間満了後トアルハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト爲ス軌道ニ付テハ引渡ヲ爲スベカリシ日後トス

鐵道營業法第十一條乃至第十二條、鐵道運輸規程第二十九條乃至第三十一條、第五十六條、第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十條ノ規定ハ蒸氣、電氣、瓦斯倫ヲ以テ動力ト爲ス軌道ノ荷物運送ニ付之ヲ準用ス

鐵道營業法第十一條及第十一條ノ二、鐵道運輸規程第二十九條、第三十條及第七十三條ノ規定ハ人力、馬力ノミヲ以テ動力ト爲ス軌道ノ託送手荷物及動物運送ニ付之ヲ準用ス

第四章 罰則

第十七條 運送品ノ種類及性質ヲ詐稱シタル者ハ科料ニ処ス

第十八條 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金ニ処ス

一 火藥類其ノ他爆發質危險品ノ種類及性質ヲ詐稱シタル者

二 火藥類其ノ他危險物ヲ他ニ及ホス虞アル物品ヲ客車内ニ持込ミタル者但シ少量ノ銃用火藥類及緩燃導火線ヲ携帯スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 軌道係員ノ制止ニ反シ左ノ所爲ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 客車ノ乗降口以外ヨリ乗降シタルトキ

二 旅客ノ乗用ニ供セサル場所ニ乗車シタルトキ

三 喫煙禁止ノ車内ニ於テ喫煙シタルトキ

第二十條 軌道係員ノ許諾ヲ受ケテ新設軌道内ニ立入りタル者ハ科料ニ処ス踏切番人ノ制止ニ反シ踏切道ニ立入りタル者亦同シ

第二十一條 前二項ノ罪ヲ犯シ又ハ車内ニ於テ秩序ヲ紊ルモノアルトキハ軌道係員ハ之ヲ車外又ハ軌道地外ニ退去セシムルコトヲ得

第二十二條 軌道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ對シ失行アリタルトキハ科料ニ処ス

附則 本令ハ大正十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

昭和二十二年六月二十八日 運輸省令第十六號

鐵道運輸規程の特例に關する件を次のように制定する。

鐵道運輸規程第二條第二項の規定は、當分の間、これを適用しない。

附則 此の省令は、公布の日から、これを施行する。

● 鐵道運輸信号保安規程

(大正十二年十二月二十九日) 鐵道省令第五號

沿革 昭和五年六月鐵道省令第六號、九年一月二月第三號、一八年四月第一〇號改正

鐵道運輸信号保安規程左ノ通定ム

第一章 總則

第一條 軌道ノ運輸、信号及保安ハ本令ノ定ムル所ニ依ルヘシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鐵道大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラサルコトヲ得

鐵道大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ハ軌道ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラサル特別ノ運輸、信号及保安ヲ命スルコトヲ得

第二條 第四條、第五條、第十九條、第二十一條、第三章及第四章ノ規定ハ人力及馬力ヲ動力トスル軌道ニハ之ヲ適用セス

第二章 運輸

第一節 線路

第三條 線路ハ車両ヲ安全且正確ニ運輸スルコトヲ得ヘキ狀態ニ之ヲ保持スルコトヲ要ス

第四條 本線路ニ於ケル轉轍器ノ取柄ハ車両ノ對向通過ノ際之ヲ支持スヘシ但シ鎖錠其ノ他ノ安全裝置ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 新設軌道ニ於ケル交通頻繁ニシテ遠方ヨリ展望スルコト能ハサル踏切道其ノ他必要ナル踏切道ニハ車両運輸中番人ヲ置キ之ヲ看守セシムヘシ但シ夜間交通稀ナル際ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 車両ハ安全ニ運輸スルコトヲ得ヘキモノノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七條 製作又ハ購入シタル車両、重要ナル改造又ハ修繕ヲ爲シタル車両及六月以上使用ヲ停止シタル車両ハ其ノ各部ノ検査ヲ爲シタル後ニ

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 蒸氣機關車及汽動車ニ付テハ左ノ定期検査ヲ行フヘシ

一 使用ノ狀況ニ依リ三年ヲ超エサル期間毎ニ重要ナル部分ヲ取外シテ各部ノ検査及汽機ノ試験ヲ行ヒ試運轉ヲ爲スコト

二 六月ヲ超エサル期間毎ニ汽管及汽櫃ノ内部、蒸氣管、放汽管、節汽弁、安全弁及檢圧器ノ検査ヲ爲スコト

三 毎月少クトモ一回火室内部、可鍛栓、火粉止器、檢水器、給水器及制動機ノ検査ヲ爲スコト

前項ノ規定ハ瓦斯機關車及瓦斯動車ノ定期検査ニ付之ヲ準用ス

第九條 電氣機關車及電車ニ付テハ左ノ定期検査ヲ行フヘシ

一 使用ノ狀況ニ依リ三年ヲ超エサル期間毎ニ重要ナル部分ヲ取外シテ各部ノ検査及電動機ノ絶緣耐力試験ヲ行ヒ試運轉ヲ爲スコト

二 一年ヲ超エサル期間毎ニ電動機、制動裝置、電氣裝置、開閉器、自働遮断器、避雷器、布設電線、接統電纜及各種計器ノ検査ヲ爲スコト

三 毎月少クトモ一回電路ト大地トノ間ノ絶緣抵抗ノ試験ヲ行ヒ制動機ノ検査ヲ爲スコト

第十條 客車及貨車ニ付テハ使用ノ狀況ニ依リ客車ニ在リテハ一年半、貨車ニ在リテハ三年ヲ超エサル期間毎ニ重要ナル部分ヲ取外シテ定期検査ヲ行ヒ試運轉ヲ爲スヘシ

第十一條 第七條乃至第十條ノ規定ニ依リ施行シタル検査及試験ノ年月日及成績ハ之ヲ帳簿ニ記録スヘシ

第十二條 車両ハ使用ノ狀況ニ依リ毎日少クトモ一回其ノ要部ヲ点檢スヘシ

第十三條 車両ニハ左ノ事項ヲ標記スヘシ

一 所屬軌道ノ名称又ハ徽章

二 番号

三 製造ノ年

四 等級、旅客定員、荷重及自重
五 第八條第一項第一号、第九條第一号及第十條ノ規定ニ依リ施行シタル最近検査ノ年月

第三節 車両運轉

第十四條 併用軌道ニ於テハ車両ヲ連結シテ運轉スルコトヲ得ス但シ機關車ニ客車又ハ貨車一両ヲ連結スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第十五條 動力車ノ停止中機關手又ハ運轉手其ノ位置ヲ離ルルトキハ制動機ヲ緊締シ其ノ他自動防止ノ手段ヲ爲シ置クヘシ
第十六條 客車ニハ外側見易キ場所ニ其ノ行先ヲ明示スヘシ
客車内ニハ夜間点燈スヘシ晝間ニ於テ隧道通過ニ二分時以上ヲ要スルトキ亦同シ
第十七條 車両ハ停留場内ノ運轉其ノ他特別ノ場合ヲ除クノ外左方ノ線路ヲ進行スヘシ

第十八條 併用軌道ニ於ケル車両ノ運轉速度ハ動力制動機ヲ裝置セル車両ニ在リテハ一時間平均二十五軒、最高三十五軒其ノ他ノ車両ニ在リテハ平均十六軒、最高二十四軒ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條 車両ヲ連結シテ運轉スル場合ニ於テハ線路ノ勾配千分ノ十ヨリ急ニシテ其ノ延長四百米以上連続スル区間アルトキハ最後部ニ手用制動機ヲ裝置アル車両ヲ連結スヘシ但シ最後部ノ車両カ貨車ニシテ之ニ隣接スル車両ニ手用制動機ヲ裝置アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 車両ニハ夜間左ノ標識ヲ掲クヘシ晝間ニ於テ隧道通過ニ二分時以上ヲ要スルトキ亦同シ
一 車両ノ平均運轉速度一時間十六軒ヲ超ユル場合
前部ニ白色燈後部ニ赤色燈 各一箇
二 前部以外ノ場合 一箇

第二十一條 車両ノ運轉保安ヲ施行セザル單線ニ於テ同一方向ニ二箇以上ノ車両ヲ引続キ運轉スルトキハ必要ニ應ジ最後發以外ノ車両ニハ其ノ前部ニ左ノ標識ヲ掲クヘシ

進行信号
晝間 左腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈
夜間 綠色燈
第二十九條 場内信号機及出發信号機ノ腕ハ長方形トシ其ノ表面ヲ赤色、背面ヲ白色トシ腕端ニ近ク之ト並行シテ表面ニ白色線、背面ニ黑色線ヲ画ス

第二節 閉塞信号機

第三十條 閉塞信号機ハ複線ニ於ケル閉塞区間ノ始点ニ之ヲ設置シ柱上ニ裝置シタル腕又ハ燈ヲ以テ閉塞区間ニ進入セムトスル車両ニ對シ運轉ノ條件ヲ指示ス
第三十一條 閉塞信号機ハ車両カ閉塞区間ニ進入シタルトキハ自動作用ニ依リ停止信号ヲ現示シ車両カ閉塞区間ヲ通過シタルトキハ閉塞区間ノ終点トシテ關連動作ニ依リ進行信号又ハ注意信号ヲ現示スル裝置タルヘシ

第三十二條 閉塞信号機ハ進行信号ヲ現示スルヲ定位トシ車両カ閉塞区間ニ在ル間ハ停止信号ヲ現示ス
第三十三條 閉塞信号機ハ向テ之ヲ視ルトキ左ノ法式ニ依リ信号ヲ現示ス

- 一 三位式
停止信号
晝間 左腕ノ位置水平又ハ赤色燈
夜間 赤色燈
進行信号
晝間 左腕ノ位置上向九十度又ハ綠色燈
夜間 綠色燈
注意信号
晝間 左腕ノ位置上向四十五度又ハ橙黄色燈
夜間 橙黄色燈

晝間 赤色円板 一箇
夜間 赤色燈 一箇

第三章 信号

第一節 通則

第二十二條 天候ノ狀況ニ因リ相当距離ヨリ晝間ノ信号現示ヲ認識シ難キトキハ夜間ノ現示法式ニ依ルヘシ隧道内ニ於テ現示スル信号亦同シ
第二十三條 信号ヲ現示スヘキ場所ニ所定ノ信号ノ現示ナキトキハ停止信号ト看做スヘシ
第二十四條 信号ハ二箇以上ノ線路又ハ二種以上ノ目的ニ之ヲ兼用スルコトヲ得ス

第二節 信号機

第一款 常置信号機

第二十五條 常置信号機ハ柱上ニ裝置セル腕又ハ燈ヲ以テ車両ニ對シ運轉ノ條件ヲ指示スルモノニシテ其ノ種類左ノ如シ
一 場内信号機 停留場ニ進入セムトスル車両ニ對シ其ノ進入ノ可否ヲ表示ス
二 出發信号機 停留場ヨリ進行セムトスル車両ニ對シ其ノ進行ノ可否ヲ表示ス

前項以外ノ常置信号機ヲ設ケムトスルトキハ其ノ信号ノ現示法式ヲ定メ鐵道大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第二十六條 同一柱上ニ同一種類ノ信号二箇以上ヲ設ケルトキハ最上位ニアルモノハ最左側ノ線路ニ属シ以下順次右方ノ線路ニ属ス

第二十七條 場内信号機及出發信号機ハ停止信号ヲ現示スルヲ定位トス
第二十八條 場内信号機及出發信号機ハ向テ之ヲ視ルトキ左ノ法式ニ依リ信号ヲ現示ス

晝間 左腕ノ位置水平又ハ赤色燈
夜間 赤色燈

二 二位式

停止信号
晝間 左腕ノ位置水平又ハ赤色燈
夜間 赤色燈

進行信号
晝間 左腕ノ位置下向四十五度又ハ綠色燈
夜間 綠色燈

第三十四條 閉塞信号機ノ腕端ハ尖形トシ腕ハ表面ヲ赤色、背面ヲ白色トシ腕端ニ近ク之ト並行シテ表面ニ白色線、背面ニ黑色線ヲ画ス

第三十五條 車両カ自動閉塞信号機ノ停止信号ノ現示ニ依リ停止スル場合ニ於テ三分時ヲ経過スルモ進行信号又ハ注意信号ノ現示ナキトキハ一時間十軒ヲ超ユサル速度ヲ以テ前途支障ナキ箇所迄進行スルコトヲ得
第三十六條 閉塞信号機不良ノ場合ニ於テ車両ヲ進行セシメムトスルトキハ其ノ平均運轉速度ヲ一時間十六軒以下ニ制限シ前途支障ナキ箇所迄運轉セシムルコトヲ得

第三十七條 手信号ハ信号機ナキ場合又ハ之ヲ用フルコト能ハサル場合ニ於テ使用スルモノニシテ左ノ方式ニ依リ信号ヲ現示ス

- 第三節 手信号
停止信号
晝間 赤色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ兩腕ヲ高く挙ケ又ハ綠色旗以外ノ任意ノ物体ヲ急激ニ振り廻シテ之ニ代フルコトヲ得
夜間 赤色燈ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ綠色燈以外ノ任意ノ燈ヲ急激ニ振り廻シテ之ニ代フルコトヲ得
進行信号
晝間 綠色旗ヲ提示ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニハ片腕ヲ高く挙ケテ之ニ代フルコトヲ得

夜間 綠色燈ヲ提示ス

徐行信号
晝間 橙黄色旗ヲ提示ス但シ色ムコトヲ得サル場合ニハ頭上ニ高ク赤色旗及綠色旗ヲ交又シテ之ニ代フルコトヲ得
夜間 橙黄色燈ヲ提示ス但シ色ムコトヲ得サル場合ニハ綠色燈ヲ明滅シテ之ニ代フルコトヲ得

第四節 發雷信号

第三十八條 發雷信号ハ雷管ノ爆音ニ依リ停止信号ヲ現示ス
第三十九條 雷管ハ相当ノ距離ヲ隔テ二箇以上ヲ軌條ニ裝置スヘシ但シ併用軌道ニ於テハ之カ裝置ヲ爲スヘカラス

第四章 保安

第一節 通則

第四十條 車両ノ運轉保安ハ閉塞信号機ヲ設置スル区間ヲ除クノ外通票式又ハ票券式ニ依ルヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ指導法ニ依ルコトヲ得
一 一時線路ヲ中斷シ又ハ複線ニ於テ一線ヲ閉塞シタルトキ
二 通票ノ破損又ハ喪失シタルトキ
第四十一條 左ノ場合ニ於テハ車両ノ運轉保安ヲ施行セサルコトヲ得
一 全線ヲ通シ二箇以上ノ車両ヲ運轉セサルトキ
二 車両ノ平均運轉速度一時間十六軒ヲ超セサルトキ
第四十二條 軌道經營者ハ車両ノ運轉保安ノ法式又ハ車両ノ運轉保安ヲ施行セサル理由ヲ具シ鉄道大臣及地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二節 通票式

第四十三條 車両ハ当該閉塞区間ノ通票ヲ携帶スルニ非サレハ其ノ区間ヲ運轉スルコトヲ得ス
第四十四條 通票式ヲ施行スル区間ニハ通票ヲ備フヘシ
第四十五條 通票ニハ当該閉塞区間ノ両端ノ停留場名ヲ記スヘシ

隣接閉塞区間ノ通票ハ其ノ形状ヲ異ニスヘシ

第三節 票券式

第四十六條 票券式ハ線路ノ標準勾配千分ノ二十ヨリ緩ナル区間ニ限り之ヲ施行スルコトヲ得
地方鉄道運轉信号保安規程第二十一條第二項第一号ノ規定ハ前項ノ標準勾配ニ付テ之ヲ準用ス
第四十七條 車両ハ当該保安区間ノ通票又ハ通券ヲ携帶スルニ非サレハ其ノ区間ヲ運轉スルコトヲ得ス
第四十八條 票券式ヲ施行スル区間ニハ通票及通券ヲ備フヘシ
通票ハ一保安区間一箇トス
通券ハ各保安区間ノ両端ノ停留場ニ之ヲ備フヘシ
第四十九條 通票ニハ当該保安区間ノ両端ノ停留場名ヲ記スヘシ
隣接保安区間ノ通票ハ其ノ形状ヲ異ニスヘシ
第五十條 通券ニハ当該保安区間ノ両端ノ停留場名ヲ記スヘシ
隣接保安区間ノ通券ハ其ノ色ヲ異ニスヘシ
第五十一條 通券ハ当該保安区間ノ通票ヲ以テスルニ非サレハ開クコトヲ得サル通券函ニ之ヲ保管スヘシ
通券ハ車両ニ授與スルトキニ非サレハ通券函ヨリ之ヲ取出スコトヲ得

第五十二條 通券ハ同一保安区間ニ二箇以上ノ車両ヲ同一方向ニ運轉スル場合ニ於テ先發車両ニ限り之ヲ使用スヘシ
続行車両ハ先發車両ノ出發後五分時ヲ經過スルニ非サレハ之ヲ出發セシムルコトヲ得ス

第五十三條 通券ヲ携帶スル車両ハ退行スルコトヲ得ス
第五十四條 車両ノ乗務員ハ当該保安区間ノ通票ヲ確認スルニ非サレハ通券ヲ受領スルコトヲ得ス

第四節 指導法

第五十五條 車両ハ指導者乗込ムカ又ハ指導券ヲ携帶スルニ非サレハ指

導法ヲ施行スル区間ヲ運轉スルコトヲ得ス

第五十六條 指導者ハ一區間一人トシ赤色ノ腕章ヲ附スヘシ

第五十七條 指導者ノ氏名及担当区間ハ指導券ノ乗込前之ヲ關係係員ニ告知スヘシ

第五十八條 指導者ハ指導券ヲ發行スルコトヲ得但シ通票式ヲ施行スル区間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第五十九條 車両ノ乗務員ハ指導者ヨリ直接指導券ノ交付ヲ受クルニ非サレハ之ヲ受領スルコトヲ得ス

第六十條 指導法ヲ廢止セムトスル場合ニ於テハ指導法ニ依リ最終ニ運轉スル車両ニハ指導者ヲ乗込マシメ且廢止後ニ施行スル保安法式ヲ併用スヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外指導法ト他ノ保安法式トヲ併用スルコトヲ得ス

第六十一條 第五十條、第五十二條及第五十三條ノ規定ハ指導券ニ付テ之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
從來爲シタル処分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

● 軌道係員規程 (大正十二年十二月二十九日) (鐵道省令第六号)

沿革 昭和四年八月鐵道省令第六号改正

軌道係員規程左ノ通定ム

第一條 軌道係員ノ職制ニ付テハ本令ニ特別ノ定メアル場合ノ外地方鐵道係員職制ヲ準用ス但シ(鐵道大臣)トアルハ地方長官トス
第二條 軌道經營者ハ機關手、運轉手及車掌ノ採用ニ關スル規程ヲ定メ(鐵道大臣)及地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

● 軌道會計規程 (大正十二年十二月二十九日) (鐵道省令第七号)

第三條 旅客及公衆ニ對シ職務ヲ行フ軌道係員ハ一定ノ制服ヲ著クヘシ

第四條 軌道係員ハ職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リ又ハ失行アリタルトキハ懲戒ヲ受ク

軌道經營者ハ懲戒ニ關スル規程ヲ定メ地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

本條ノ規定ハ公共團體ノ軌道ニハ之ヲ適用セス

第五條 前各條ノ規定ハ人力及馬力ヲ動力トスル軌道ニハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ大正十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
從來爲シタル処分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相当スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

● 軌道運賃割引規程 (昭和十年五月二十三日) (鐵道省令第二号)

第一條 軌道運賃割引規程左ノ通定ム

軌道運賃割引規程左ノ通定ム
軌道運賃割引規程
軌道運賃ノ割引ニ付テハ地方鐵道運賃割引規程ヲ準用ス

昭和四年二月鐵道省令第五号、一四年八月第二〇号改正

附則

本令ハ大正十三年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
軌道經營者ガ現ニ監督官廳ノ認可ヲ受ケ施行中ノ運賃割引率則ハ本令施行ノ日ヨリ之ガ適用ヲ爲スコトヲ得ズ

● 索道規則 (昭和二十二年十二月二十七日)

法律 昭和二十四年三月二日第六号改正
昭和二十二年法律第百三十九号に基いて、索道規則を次のように制定する。

第一章 総則

第一條 この規則で、索道とは、架空した索條に搬器をつるして運送する設備をいう。

この規則で、索道事業とは、都道府縣その他の地方公共団体又は私人が、他人の需要に應じ索道により、旅客又は物品を運送する事業をいう。

この規則で、専用索道とは、都道府縣その他の地方公共団体又は私人が、専用に供するため設備する索道をいう。

第二章 索道事業

第二條 索道事業の種類は、左に掲げるものとする。

第一種 旅客又は旅客及び物品の運送をするもの。

第二種 物品の運送をするもの。

第三條 索道事業を經營しようとする者は、鉄道局長の免許を受けなければならぬ。

免許には、工事施行の認可を申請すべき期限を附する。

第四條 前條の免許を受けようとする者は、左の書類及び図面を添えた免許申請書を提出しなければならない。

一 起業目論見書

は図面を添え、鉄道局長の認可を受けなければならない。

索道事業者は、工事施行の認可を受ける前において、第五條中前項に掲げる以外の事項を変更しようとするときは、鉄道局長に届け出なければならない。

第八條 索道事業者は、左の書類及び図面を鉄道局長に提出し、工事施行の認可を受けなければならない。

一 線路実測図

二 工事方法書

三 建設費予算書

四 索道事業者が、会社の発起人であるときは、定款及び会社の設立登記簿本

工事施行の認可には、工事を完成すべき期限を附する。

第九條 線路実測図は、左の二種とする。

一 実測平面図

二 実測縦断面図

実測平面図は、縮尺二千分の一以上とし左の事項を記載しなければならない。

(イ) 線路中心線の位置及び二百米ごとにその料程

(ロ) 停留場の位置及びその中心料程

(ハ) 支柱の位置

(ニ) 線路中心線の左右各四十米以内の地勢、地物(人家、危険物貯蔵所、電信電話線、電燈電力線、鉄道、軌道、道路、河川、公園等)及び行政区域の境界線

(ホ) 縮尺及び方位

実測縦断面図は、縮尺横二千分の一以上、縦五百百分の一以上とし、左の事項を記載しなければならない。

(イ) 線路中心線の地盤高

(ロ) 線路の傾斜直長及び水平直長

線路図

建設費概算書

運送事業上の收支概算書

会社又は組合を設立しようとする者にあつては、定款又は契約書の謄本

既設の会社又は組合にあつては、索道事業を目的とするもの外は、定款又は契約書の謄本及び会社登記簿本並びに株主総会又は社員若しくは組合員の索道事業經營に関する議事及び決議の要領書

地方公共団体にあつては、その団体の索道事業經營に関する決議書の謄本

起業目論見書には、左の事項を記載しなければならない。

第一條 起業目論見書には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 商号又は名称

三 主たる事務所の所在地

四 事業資金の総額及びその出資方法

五 線路の起終点(都道府縣郡市町村名を記載すること。)、經過地(都道府縣郡市町村名を記載すること。)、及び延長

六 原動力の種類

七 原動力設備のキロワット数

八 電氣を動力とする場合、自ら発電設備を有するものは、火力又は水力の別、他から電力の供給を受けるものは、供給者名

第六條 線路図は、縮尺五万分の一以上の平面図と縦二千分の一、横二万五千分の一以上の縦断面図とし、これに線路及び停留場その他重要な工作物の位置を記入しなければならない。

建設費概算書は、第一号様式により、運送事業上の收支概算書は、第二号様式により作成しなければならない。

第七條 索道事業者は、工事施行の認可を受ける前において、第五條第一号及び第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、関係書類又

(イ) 停留場の位置

(ロ) 支柱の位置及び高さ

(ハ) 線路が横断する地物の位置及び高さ

(ニ) 縮尺

第十條 工事方法書には、左の事項を記載しなければならない。

一 索道の方式

二 停留場の位置

三 原動機の種類及びキロワット数

四 索條の種類、直径、重量及び支持方法

五 支柱の種類、基礎、最大間隔及び平均間隔

六 搬器の種類、重量、筒数及び最大積載量又は最大積載人員

七 運轉速度

八 沿線の保安装置

九 避雷装置

第一種(の)索道事業については、前項の外、左の事項を記載しなければならない。

一 搬器移動の方法

二 索條及び搬器の保安装置、機械の制動装置、搬器と原動機設置箇所との間の信号方法

三 索條の構造、有効断面積、強度、接続方法及び緊張方法

四 主原動機及び予備原動機の構造並びにその連結方法

五 送電が不時停止した場合、その他索道が不時運轉を停止した場合における應急方法

工事方法書には、索條及び支柱の強度計算書並びに局部図面を以て表示した工作物及び機械器具の構造図を添えなければならない。

第十一條 建設費予算書は、第三号様式により作成しなければならない。

第十二條 天災その他やむを得ない事由により第三條第二項の期限内に

工事施行の認可を申請することができないとき、又は第八條第二項の期限内に工事を完成することができないときは、鐵道局長は、申請により期限の延期を許可することができる。

第十三條 索道事業者は、線路実測圖（第九條第二項各号中(4)乃至(6)及び第三項各号中(4)乃至(6)に掲げる事項に限る。）又は工事方法書に記載した事項を變更しようとするときは、関係の圖面又は書類を添え、鐵道局長の認可を受けなければならない。

第十四條 索道事業者は、運賃又は料金を制定するには、鐵道局長の認可を受けなければならない。これを變更するときも同様とする。

第十五條 一種の索道事業者は、運轉度數及び發着時刻を制定するには、鐵道局長の認可を受けなければならない。これを變更するときも同様とする。

第十六條 運賃、料金、運轉度數及び發着時刻その他運輸に關する必要な事項は、停留場その他見易い場所に、これを掲示しなければならない。

第十七條 索道事業者は、鐵道局長の認可を受けなければ、運輸を開始してはならない。引き続き六箇月以上事業を休止して運輸を開始する場合も同様とする。

第十八條 索道事業者は、左の場合を除いては、運送の引受を拒絶してはならない。

一 当該運送に關し旅客又は荷送人から特別な負担を求められたとき。

二 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

三 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。

四 前各号に掲げる場合の外、正当な事由のあるとき。

物品の運送は、その申込の順序により、これをしなければならぬ。但し、正当な事由があるときは、この限りでない。

第十七條 鐵道局長は、必要があると認めるときは、索道事業者に設備力を生じない。

第一項の許可を受けようとするとき又は第二項の認可を受けようとするときは、總會その他相当機關の議事及び決議の要領書又は社員若しくは組合員の同意書の謄本を添えて申請しなければならない。

索道事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基き權利義務を承継する。

前項の場合においては、相続人は戸籍謄本を添え、鐵道局長に届け出なければならない。

第二十二條 索道事業者は、左の場合においては、鐵道局長に届け出なければならない。但し第六号の場合においては、後見人から届け出なければならない。

一 法人設立の登記をし、又は組合が成立したとき。

二 事業の譲渡又は合併が終了したとき。

三 工事に着手したとき。

四 事業を開始したとき。

五 工作物の故障、搬器の墜落、落貨その他の事故があつたとき。

六 法人又は組合の代表者に異動があつたとき。

七 事業者が、禁治産の宣告を受けたとき。

八 事業者が、準禁治産の宣告を受けたとき。

第二十三條 第一種の索道事業者は、工事施行の認可申請前に、技術に關する事項を担任させるため、主任技術者を選任しなければならない。

索道事業者は、前項の主任技術者を選任しようとするときは、履歴書添え、鐵道局長の認可を受けなければならない。これを變更するときも同様とする。

鐵道局長は、主任技術者を不適当と認めるときは、その解任を命ずることができる。

第二十四條 索道事業者は、毎決算期後一箇月以内に左に掲げる事項を

第二十類 通信、交通及電気 第二編 交通

又は事業に關し届出をさせ、報告をさせ、又は書類を提出させ、若しくは当該官吏をして、これらの事項に關し検査をさせ、又は質問をさせることができる。

前項の場合には、当該官吏は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十八條 鐵道局長は、公共の福祉を確保するため、必要があると認めるときは、索道事業者に対し、運轉度數及び發着時刻の變更又は設備の變更、改築、修繕その他の事項の變更を命ずることができる。

第十九條 索道事業者は、鐵道局長の許可を受けなければ、索道事業を譲渡してはならない。

前項の許可を受けようとするときは、譲受人と連署の上、左の書類を添えて申請しなければならない。

一 譲渡に關する契約書の謄本

二 譲り受けた後における事業上の收支概算書

三 当事者が法人又は組合であるときは、株主總會その他相当機關の議事及び決議の要領書又は社員若しくは組合員の同意書の謄本

四 譲受人が索道事業者でない法人又は組合であるときは、定款及び登記謄本又は組合契約書の謄本

第二十條 索道事業者を經營する会社の合併は、鐵道局長の認可を受けなければならない。

索道事業者を經營する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併により設立された会社は、免許に基き權利義務を承継する。

第一項の場合には、前條第二項の規定を準用する。

第二十一條 索道事業者は、鐵道局長の許可を受けなければ、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

索道事業者を經營する会社の解散に關する株主總會又は社員總會の決議若しくは総社員の同意は、鐵道局長の認可を受けなければ、その効

記載した報告書を、鐵道局長に提出しなければならない。

一 当該決算期の事業の状況、収入及び支出

二 当該決算期末現在の調査による財産目録

第二十五條 左の場合には、索道事業者の免許は、その効力を失ふ。但し、第三号の場合においては、天災その他やむを得ない事由により鐵道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

一 索道事業者が、会社の發起人その他法人の設立者であるときは、指定の期限内に法人設立の登記をしないとき。

二 指定の期限内に工事を完成しないとき。

三 運輸開始の認可後六箇月以内に運輸を開始しないとき。

四 事業の廃止の許可を受けたとき。

第二十六條 索道事業者は、搬器、索條、支柱その他の工作物を完全な状態に保持しなければならない。

第二十七條 索條の強度は、その地方の最低温度において、左の各号により計算しなければならない。

一 搬器の配置が所定の最小間隔において、索條に最大張力及び最大曲げ應力を生ずるものとして左の荷重を考慮し計算すること。

イ 索條の自重及び緊張重錘

ロ 搬器の重量及び最大積載重量（旅客を運送するものは、一人平均六十斤として計算した定員の重量とする。以下同様とする。）

ハ 搬器及び索條の投影面積に対し一平方米につき搬器に対しては五十斤、索條に対しては三十斤の割合で加わる風圧

二 安全係数は、張力及び曲げ應力に対し少くとも四を下らないこととし使用期間、運搬量、索道の構造等を考慮し、相当これを増大すること。

第一種の索道事業は、七本以上の鋼線できたる索條に限り、これを使用しなければならない。

第一種の索道事業の支索（搬器をつるすために使用するもの）をい

第四一五号

七百三十七

う)及びえい素(搬器をひくために使用するものをいう)は、各二條以上の索條でできたものを使用しなければならない。但し、えい素が充分堅固で、支索が切断した場合でも安全に搬器を支持することができるものであるときは、支索は、これを一條とすることができる。

第二十八條 索條の勾配は、握索装置を用いる索道では、左の制限によらなければならない。但し、鉄道局長は、握索装置その他の事情により制限を嚴重にし、又は申請により制限を緩和することができる。

第一種 水平線と三十度以内
第二種 水平線と四十五度以内

第二十九條 支柱の強度は、左の各号により計算した應力に対し充分耐えなければならない。

一 支柱には、左の荷重が同時に加わるものとして計算すること。

イ 支柱の自重による垂直荷重

ロ 索條の重量、搬器の重量及び最大積載重量による垂直荷重

ハ 支柱材、搬器及び索條の投影面積に対し、一平方米につき平面に対しては五十瓦、円とう面に対しては三十瓦の割合で加わる風圧による水平荷重

ニ 線路に角度あるため、索條の張力によつて生ずる垂直又は水平荷重

ホ 索條運轉のため、支柱頂部において、線路の方向に加わる水平荷重、引留支柱については引留索條の張力による水平荷重

二 支柱は、前号により計算する外、なお前号ロ、ハの荷重において搬器により生ずる荷重を除外し、ハの荷重において、一平方米につき平面に対しては二百瓦、円とう面に対しては百二十瓦の割合で加わる風圧を考慮する場合においても安全なように計算すること。

第一種 第一種の索道事業の支柱は、鉄構造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二種 第二種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三種 第三種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四種 第四種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第五種 第五種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第六種 第六種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第七種 第七種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第八種 第八種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第九種 第九種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十種 第十種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十一種 第十一種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十二種 第十二種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十三種 第十三種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十四種 第十四種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十五種 第十五種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十六種 第十六種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十七種 第十七種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十八種 第十八種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第十九種 第十九種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十種 第二十種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十一種 第二十一種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十二種 第二十二種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十三種 第二十三種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十四種 第二十四種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十五種 第二十五種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十六種 第二十六種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十七種 第二十七種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十八種 第二十八種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第二十九種 第二十九種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十種 第三十種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十一種 第三十一種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十二種 第三十二種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十三種 第三十三種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十四種 第三十四種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十五種 第三十五種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十六種 第三十六種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十七種 第三十七種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十八種 第三十八種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第三十九種 第三十九種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十種 第四十種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十一種 第四十一種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十二種 第四十二種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十三種 第四十三種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十四種 第四十四種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十五種 第四十五種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十六種 第四十六種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十七種 第四十七種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十八種 第四十八種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第四十九種 第四十九種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第五十種 第五十種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第五十一種 第五十一種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第五十二種 第五十二種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

第五十三種 第五十三種の索道事業の支柱は、木造又は鉄筋コンクリート構造でなくてはならない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

長は、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は免許の全部若しくは一部を取り消すことができる。

第三十六條 索道事業者は、事業を廃止し又は免許を取り消されたときは、鉄道局長の指示するところに従い、工作物を撤去しなければならない。

第三章 専用索道

第三十七條 専用索道を設備しようとする者は、鉄道局長の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けようとする者は、申請書にその目的を示し線路実測図、工事方法及び建設費予算書を添えて提出しなければならない。

第一項の許可には、工事を完成すべき期限を附する。

第一項の許可を受けた者は、左の場合においては、鉄道局長に届け出なければならない。

一 会社の合併があつたとき。

二 使用を休止し、又は廃止したとき。

専用索道には、第九條乃至第十三條、第十五條、第十七條乃至第十九條、第二十條第二項、第二十一條第四項、第五項、第二十二條、第二十六條乃至第三十二條、第三十四條乃至第三十六條の規定を準用する。

第三十八條 この規則は、一構内において設備する専用索道には、これを適用しない。

附則

この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和二年逓信省令第三十六号索道事業規則は、これを廃止する。

旧省令によりした処分、手続その他の行為は、この省令中にこれに相当する規定がある場合には、この省令によりこれをしたものとみなす。

附則 (昭和二十四年逓令第三十四号)

るため、工事着手三日前までに通知しなければならない。既に架設したものを修理又は撤去する場合も同様とする。

第三十二條 索條は、人家、危険物貯蔵所又は公園その他多衆の集合する場所の上空を通過することができない。但し、やむを得ない事由がある場合において鉄道局長の認可を受けた特殊の保安装置によるときは、この限りではない。

前條第三項及び第四項の規定は、前項に掲げるものと接近して索道を架設しようとする場合に、これを準用する。

第三十三條 第一種の索道事業には、左の設備をしなければならない。

一 予備原動力設備

二 不時の故障によりえい素に異常の張力を生じた場合に、原動機が自動的に運轉を停止する設備

三 支索の一條が切断しても搬器が墜落することのない設備

四 索道が不時運轉停止した場合に、搬器の所在箇所において、又は最寄りの支柱若しくは停留場まで搬器を移動して、搭乗した人を安全に下降させる装置

五 索條の引留箇所及び支索と緊張用索との継手箇所の二重装置

六 同一線路に属する原動設置箇所、停留場(係員の駐在しないものを除く)技術員駐在所、信号所及び監視所相互間における専用電話設備

七 搬器の見易い場所に番号、定員又は最大積載重量及び行先の揭示

八 索道係員に限り開閉することのできる搬器の出入口設備

第三十四條 索道の運轉速度は、一分時百五十米を超えることができない。但し、鉄道局長の認可を受けたときは、この限りでない。

索道は、風速一秒時二十米を超えるときは、これを運轉してはならない。

第三十五條 索道事業者は、この規則又はこの規則に基く命令若しくは処分違反し、その他公共の福祉に反する行為をしたときは、鉄道局長

項目	單位	單位	價	數量	金額	小計	備考
線路維持費	人		円		円	円	(信号及び専用電話維持費を含む) (線路局長を記載すること)
停車場の維持費	人						(線路建設費に対する割合を記載すること)
停留場料							
其の維持費							
原動機運轉及び維持費	キロワット 又は 人						(動力購入費、発電費又は燃料費等) (送電線路維持費を含む)
原動機料							(原動機費に対する割合を記載すること)
其の維持費							
原動機運轉及び維持費	人						

表四一五金

項目	單位	單位	價	數量	金額	小計	備考
修繕費							(修繕費に対する割合を記載すること)
其の維持費							
本給通旅税							
其の維持費							
差引							

法定積立金
 賞與金
 減損積立金
 利益金 (利益金の資本金に対する割合)
 (線路、停留場、動力設備、機器、信号及び保安通信設備並びに)
 (諸建物の各項につき、その設備費に対する割合を記載すること)

第三号様式

間 建設費予算書
延長 料

項	目	数	量	單	價	金	額	計	摘	要
設計及び測量 工事監督費 線路建設費	用地費									
	土木費 (切土、盛土に區別して記載すること)	平	立	米						
	土留石垣									
	支柱 (鉄柱、木塔等に區別して記載すること)									
	同建設費									
	架條 (別記して記載すること)									
	同架設費									
	沿線の保安裝置									
	河道付替									
	交渉、踏荒、伐木其他損害賠償額									

第七百四十五

停留場費	雑工事費	所用	所	米	米	米	米	米	米	米
動力設備費	用地費	筒	平							
	機械器具費 (築條、緊張裝置其他の種類に從ひ區別して記載すること)	平								
	建築物費 (留場ごとに記載すること)									
	雑工事費									
	原動機 (主原動機、予備原動機、附属器具に區別して記載すること)	式								
	機械基礎及び原動機据付費	式								
	発電設備費 (水力、汽力、内力に區別して記載すること)	式								
	送電線路	式								
	変電又は受電設備	式								
	雑工事費	式								
搬 送 費	旅客運搬用	筒								
	物品運搬用	筒								
	信号設備	式								
信号保安設備及び通信設備費										

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 支那

七百四十五

チキナV-58

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

七百四十六

諸建物費	專用電話	新	米				
事務室(附器具共)		平					
話所(")		"					
倉庫(")		"					
機器格納庫(")		"					
修繕工場(機械器具を含む)		"					
運費							
送掛備							
費計							
送掛備							
合計							

第二十類 (甲) 終

